

公共建築物
ユニバーサルデザイン
指 針

(案)

新潟県上越市
令和4年4月改正

目 次

1	ユニバーサルデザインについて	1
1-1	人にやさしいまちづくりの実現に向けて	1
1-2	ユニバーサルデザインとは	2
1-3	バリアフリーとユニバーサルデザイン	2
2	指針の目的と活用方法	3
2-1	指針策定の目的	3
2-2	指針の活用方法	3
3	指針策定の経緯	6
3-1	ユニバーサルデザインの考え方を広めるために	6
3-2	検討の経緯	8
4	指針の構成と特色	11
4-1	指針の構成（区分・対象物の整理）	10
4-2	指針の特色	12
5	こころのユニバーサルデザインについて	15
5-1	こころのユニバーサルデザイン	15
6	ユニバーサルデザイン指針	17
6-1	全体共通	20
6-2	移動空間	33
6-3	個別空間	52
6-4	情報・案内	72
6-5	避難	76
7	雪に対応したユニバーサルデザイン指針	77
7-1	雪対策	78
8	施設区分別整備基準（基本事項・推奨事項）	83
9	法律や条例との対照	95
10	参考資料	101

1 ユニバーサルデザインについて

1-1 人にやさしいまちづくりの実現に向けて

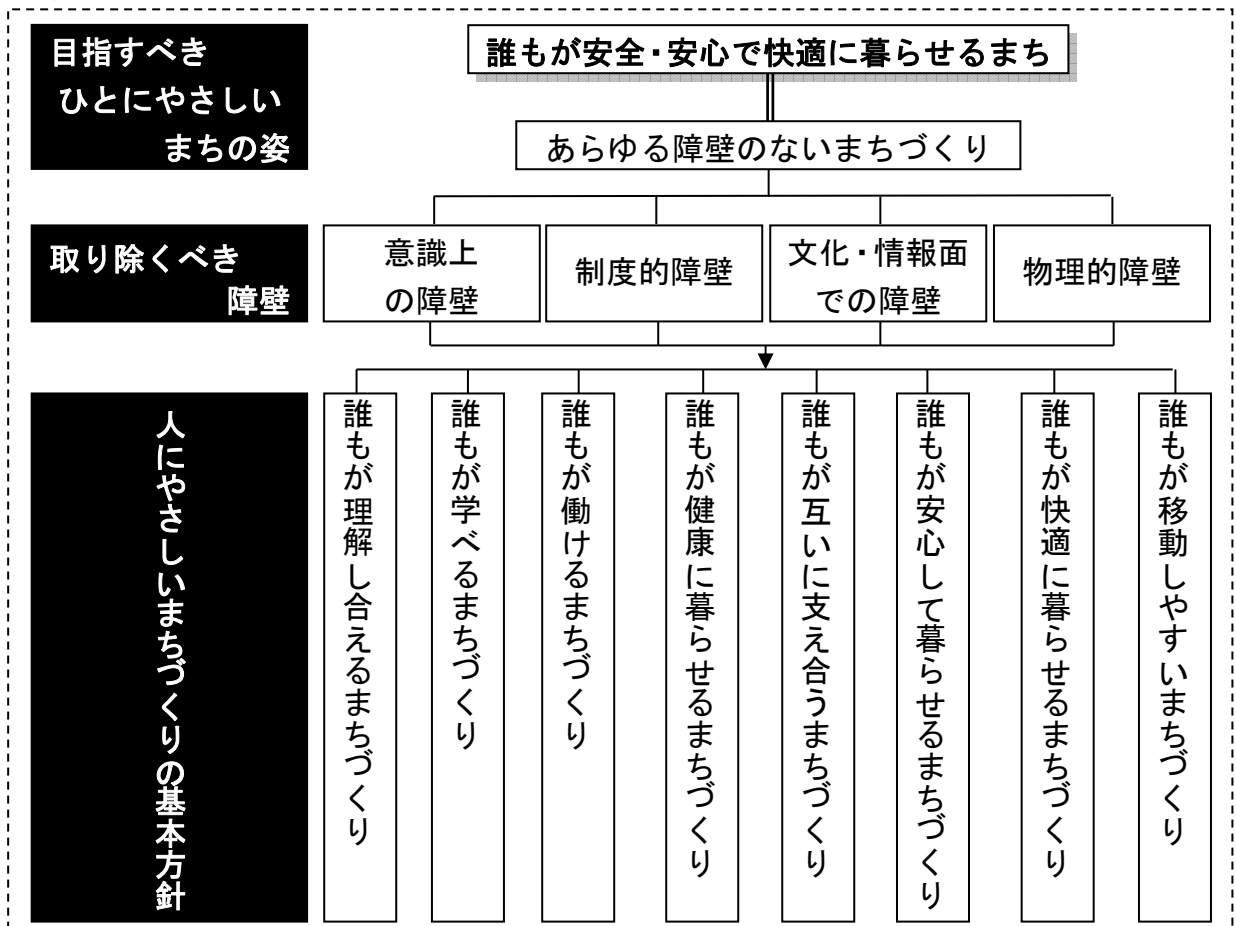
当市では、平成 11 年 3 月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、男性も女性も、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、ともに支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含め、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組んでいくこととした。

また、この条例に基づき、平成 11 年 9 月に「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、平成 13 年 3 月には条例の理念を総合的・体系的に実現するため「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」（体系図：図表 1-1）を策定し、各施策を推進している。

しかしながら、当初は具体的な取組みが、主に福祉や都市整備等の分野にとどまっており、その考え方が市政全般に反映されているとはいえない状況であった。

そこで、平成 17 年 4 月に企画政策課内にユニバーサルデザイン推進室を設置するとともに、「上越市ユニバーサルデザイン検討委員会」（公募市民、学識経験者など 25 人）や「ユニバーサルデザイン普及員」（若手職員 15 人）を設置するなど、全庁的、全市的に取り組んでいく体制を整え、「人にやさしいまちづくり」を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方をもって事業を展開していくこととした。

図表 1-1 上越市人にやさしいまちづくり推進計画施策等体系図（一部）



1-2 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の様々な状況、個人の能力にかかわらず、可能な限り「みんな」が利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどをデザインする考え方である。また、デザインする過程で、多様な利用者の意見や視点を取り入れることを重視している。

この考え方は、アメリカのノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロナルド・メイス氏によって提唱されたもので、7原則から構成されている。

【ユニバーサルデザインの7原則】

- ①だれでも利用できること
 - ・だれにでもできるように作られており、かつ、容易に入手できること
- ②いろいろな方法を自由に選べること
 - ・使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること
- ③使い方が簡単ですぐにわかること
 - ・使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方が分かりやすく作られていること
- ④必要な情報がすぐに理解できること
 - ・使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること
 - ・ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること
- ⑥無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること
 - ・効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること
- ⑦近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること
 - ・どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること

1-3 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは、高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア（障害となるもの）を取り除くものである。

ユニバーサルデザインは、バリアフリーのように、高齢者や障害のある人だけを対象にするのではなく、可能な限り「みんな」が生活しやすいまちづくりを目指すものである。

2 指針の目的と活用方法

2-1 指針策定の目的

多くの市民が利用する公共建築物においては、高齢者や若者、障害のある人やない人、妊婦、乳幼児を連れた人、外国人など、様々な人の利用が想定される。そのため、施設利用者のニーズも多種多様で、そのニーズに対応した、だれもが安全・安心で快適に利用できる施設の整備が求められている。

本指針は、ハード面による施設整備をはじめ、施設管理者が対応すべきこと、事業者の協力が必要なこと、施設利用者の思いやることなどのソフト面についての対応方法も示すことにより、だれもが安全・安心で快適に利用できる施設整備・運用を推進することを目的としている。

また、本指針の策定は、市全体にユニバーサルデザインの考え方を広げるための最初のステップであり、今後、公共建築物だけではなく、市の事業全体にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくこととしている。

2-2 指針の活用方法

(1) 対象となる施設

本指針の対象となる施設は、市（第三セクターや指定管理者が管理する市の施設を含む）が新設若しくは増設・改修する不特定の市民が利用する公共建築物である。

◆対象施設例

施設区分	施設例
①学校等	小学校、中学校 等
②医療機関	病院、診療所、歯科診療所、保健センター 等
③児童福祉施設	幼稚園、保育園、児童館、こどもの家 等
④福祉施設	特別養護老人ホーム、生活支援ハウス、福祉センター 等
⑤集会場、公会堂(公民館、貸館施設を含む)	上越文化会館、高田城址公園オーレンプラザ、市民プラザ、コミュニティプラザ 等
⑥販売店舗	大島やまざくら 等
⑦観光、飲食施設	水族博物館、うみてらす名立、糸しんの里記念館 等
⑧宿泊施設	月影の郷、柿崎マリンホテルハマナス、三和ネイチャリングホテル米本陣 等
⑨温浴施設	くわどり湯ったり村、吉川ゆったりの郷 等
⑩スポーツ施設	上越総合体育館、上越体操場、中郷総合体育館 等
⑪博物館、美術館、図書館	歴史博物館、埋蔵文化財センター 等
⑫事務所等	市役所、各区総合事務所 等
⑬公衆便所	都市公園トイレ、農村公園トイレ、児童遊園トイレ 等
⑭共同住宅	市営住宅、特定公共賃貸住宅 等
⑮工場等	給食センター、くびき食彩工房 等
⑯駐車場	高田駅前立体駐輪・駐車場、二本木駅前駐車場 等
⑰その他	公共用歩廊、バス停、その他

(2) 新設・増設時における指針の活用

公共建築物を新設・増設する場合は、事前にアンケートや関係者へのヒアリング等を行い、市民ニーズを把握するとともに、基本構想・計画の早い段階から市民や専門家による検討委員会を設置するなど、積極的に市民の意見を取り入れ、計画に反映することが必要である。

また、基本構想・計画の段階から、ユニバーサルデザインを念頭におかなければ、基本設計・実施設計にユニバーサルデザインを取り入れることが困難となり、結果的にだれもが利用しやすい施設を整備できなくなってしまう。

そこで、公共建築物を新設・増設する場合は、図表2-1（P5 参照）に基づき市民からの意見を計画に反映させるとともに、要所で本指針を活用しながら計画・設計・建設し、随時、共生まちづくり課に報告し、協議することとする。

さらに、実施設計の段階で共生まちづくり課から審査を受けて予算化するとともに、工事終了後にも検査を受けることとする。

(3) 改修時における指針の活用

公共建築物を改修する場合は、施設全体の状態や周辺施設の状況、施設利用者のニーズ等を十分把握するとともに、本指針を活用しながら計画・設計・改修を行い、随時、共生まちづくり課に報告し、協議することとする。

さらに、具体的な設計の段階で共生まちづくり課から審査を受けて予算化するとともに、工事終了後にも検査を受けることとする。

(4) 指針のチェック体制

担当課が公共建築物を新設・増設・改修するときは、その計画や設計が本指針に基づいて計画されているか、共生まちづくり課から審査を受けるとともに、必要に応じて「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」に意見を聴くこととする。

さらに、工事終了後、本指針に基づいて整備されているか、検査を受けなければならない。

(5) 指針の見直し

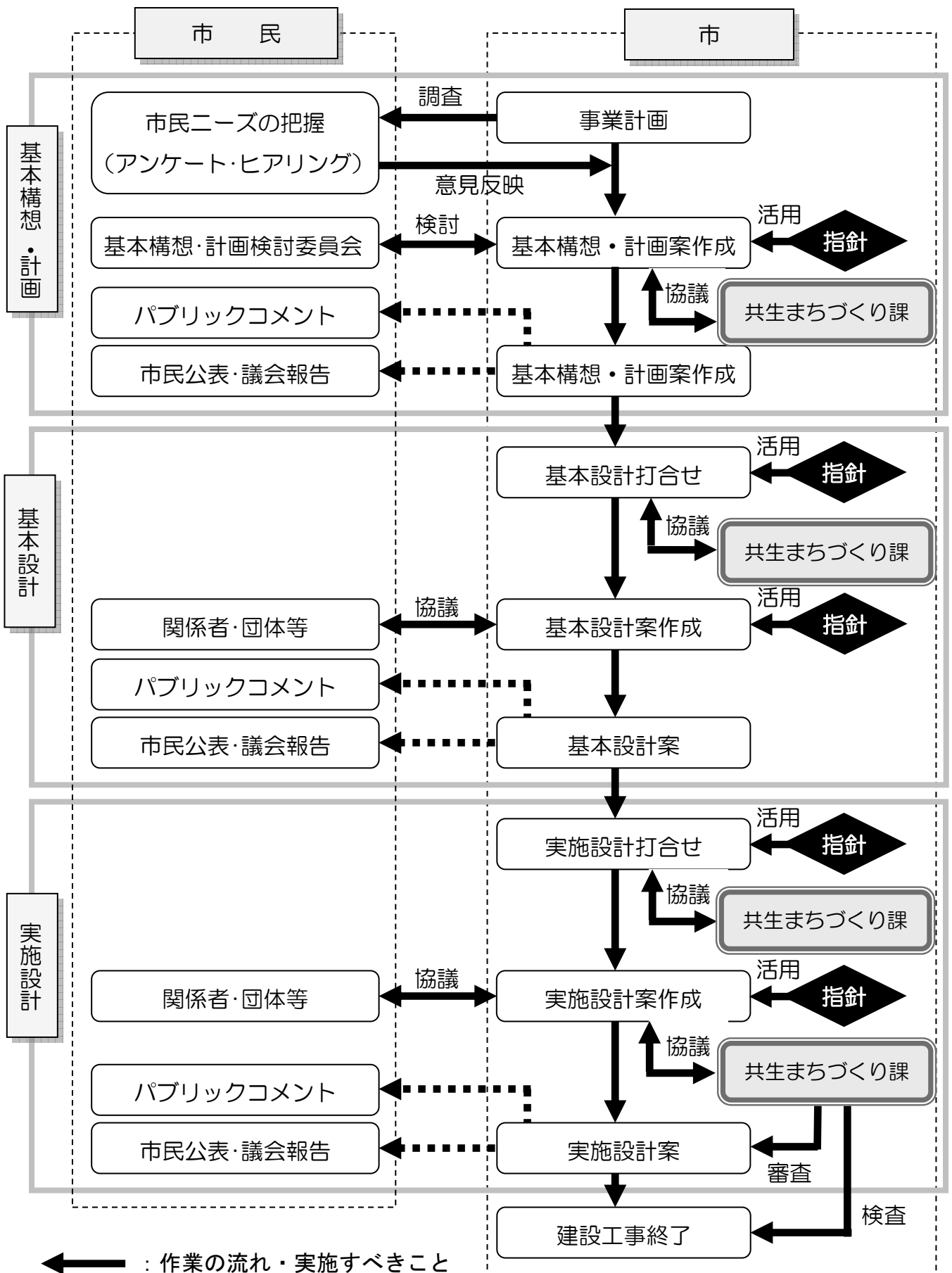
本指針は、法改正、社会環境の変化、利用者ニーズの変化など、必要に応じて見直しを行うこととする。

【改正】

指針策定から10年以上が経過し、建築技術の向上や建築物の多種多様化が進むとともに、国・県の関係法令の改正が行われていること、また、利用者ニーズに合わせ、施設に応じた項目を設定すべく改正を行った。

施行日：令和4年4月1日

図表 2-1 公共建築物完成までの流れ



← : 作業の流れ・実施すべきこと
 ←..... : 必要に応じて実施すること

3 指針策定の経緯

3-1 ユニバーサルデザインの考え方を広めるために

(1) 市民プラザと上越市役所のユニバーサルデザイン化に向けた提言書

本指針は、ユニバーサルデザインの考え方をこれからのまちづくり及び行政サービス全般に反映させる方法等を検討するために設置された「ユニバーサルデザイン検討委員会」（公募市民、学識経験者など25人）と、ユニバーサルデザインの考え方を全庁的に広めることを目的に設置された「ユニバーサルデザイン普及員」（若手職員15人）との協力により策定したものである。

当初、それぞれのグループは、日常生活の問題点や身の回りのバリアについて調査し、その中から市全体をユニバーサルデザイン化することについて解決策を探ろうとしたが、問題点が多岐にわたり、一度に解決することは困難であることが分かった。

そこで、それぞれのグループは、当市におけるユニバーサルデザインの取り組みの最初のステップとして、公共建築物のユニバーサルデザイン化を検討することとし、その中でも、市民プラザと市役所庁舎を対象としてユニバーサルデザイン化の検討を行い、提言書を作成した。

(2) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の策定

本指針は上記の2つの提言書を基に策定したものである。

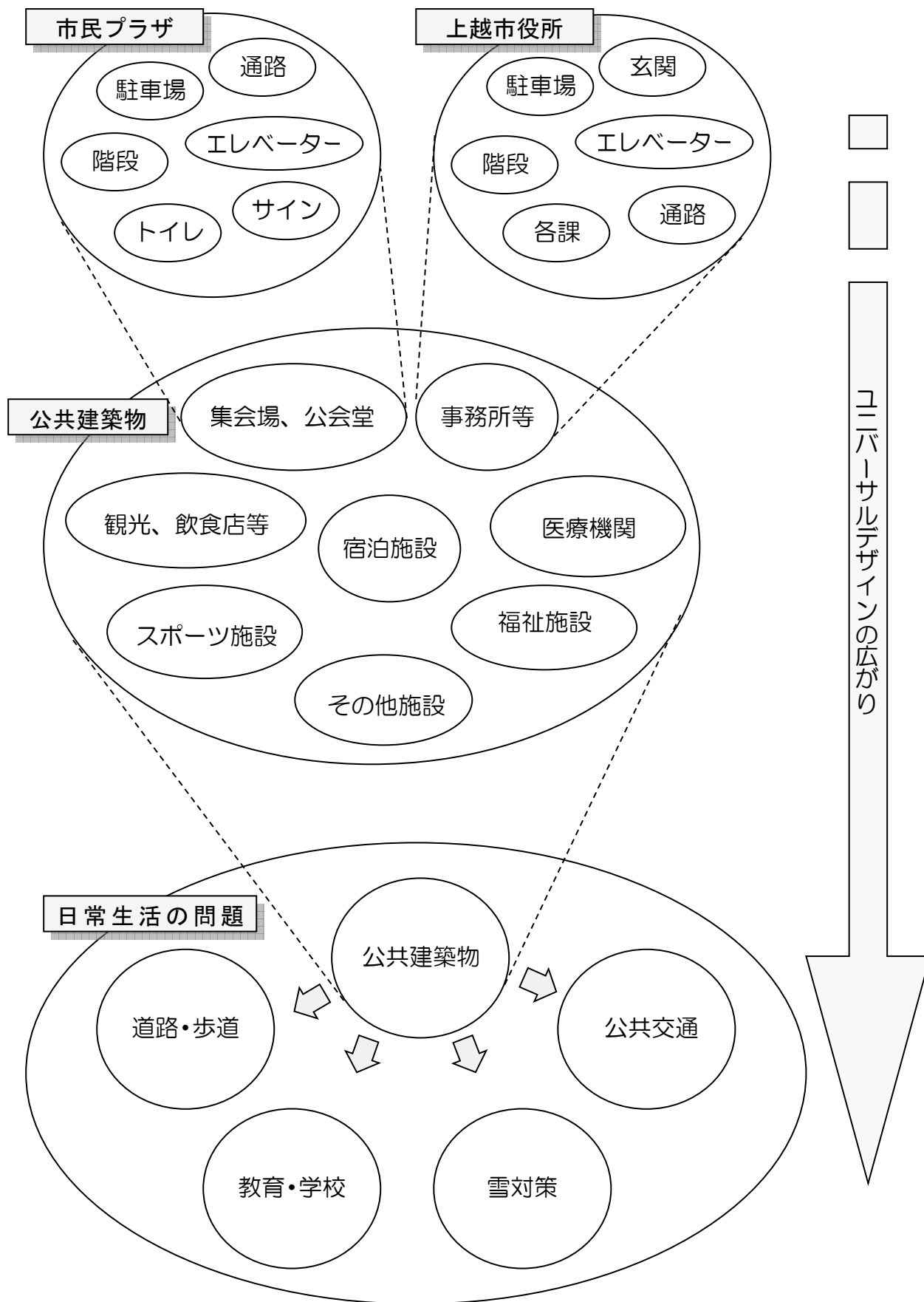
また、公共建築物全般に及ぶものとするためバリアフリー法や新潟県福祉のまちづくり条例、他自治体の指針などを参考に指針の内容を充実させた。

(3) 上越市全体にユニバーサルデザインの考え方を広める第一歩

本指針の策定は、市全体にユニバーサルデザインの考え方を広めるための第一歩である。

これを機に、今後は、公共建築物から雪対策、公共交通、教育・学校など、日常生活の様々な問題についてもユニバーサルデザインの考え方を導入し、市全体にユニバーサルデザインの考え方を広げていくこととする。（図表3-1、P7参照）

図表 3-1 市全体にユニバーサルデザインの考え方を広げていくイメージ



3-2 検討の経緯

◆市民プラザのユニバーサルデザイン化についての検討経緯

年月日	内容
H17.7.7	平成17年度第1回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)上越市における「人にやさしいまちづくり推進事業」の取組みについて (2)検討委員会の運営方針について (3)日常生活の問題点に関する調査について
H17.7.23	平成17年度第2回ユニバーサルデザイン検討委員会 先進地視察「ARAI MOUNTAIN & SPA」(妙高市)
H17.9.5	平成17年度第3回ユニバーサルデザイン検討委員会 日常生活の問題点に関する調査結果について
H17.10.11	平成17年度第4回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザの問題点について
H17.11.18	平成17年度第5回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザの問題点の解決策について
H17.12.15	平成17年度第6回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザの問題点の解決策について
H18.2.14	平成17年度第7回ユニバーサルデザイン検討委員会 市民プラザのユニバーサルデザイン化に向けた提言書の作成について
H18.4.22	平成18年度第1回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)提言書の発表 (2)意見交換 (3)講評(高橋 儀平 氏)

◆公共建築物ユニバーサルデザイン指針についての検討経緯

年月日	内容
H18.8.29	平成18年度第2回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)公共建築物ユニバーサルデザイン指針の策定について (2)指針の具体的対象物や項目の整理について
H18.10.3	平成18年度第3回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)区分・対象物・項目の整理について (2)具体的な指針の内容について
H18.11.7	平成18年度第4回ユニバーサルデザイン検討委員会 (1)区分・対象物・項目の整理について (2)数値の検討について
H18.11.28	平成18年度第5回ユニバーサルデザイン検討委員会 公共建築物ユニバーサルデザイン指針案について

◆「上越市ユニバーサルデザイン検討委員会」委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
委員長	大 瀧 ミドリ	国立大学法人上越教育大学 教授
副委員長	渡 辺 弘 之	新潟県立看護大学 講師
委 員	星 倉 なおみ	はーとねっと上越 代表
	須 藤 和 子	上越市連合婦人会 推薦
	小 山 てる美	上越市小・中学校PTA連絡協議会 推薦
	武 田 尚 子	青年リーダー
	松 野 寛 子	国立大学法人上越教育大学 学生
	大 原 絵里子	新潟県立看護大学 学生
	高 野 悠	上越市老人クラブ連合会 事務局長
	野 口 睦 美	えちご上越農業協同組合 推薦
	大 島 伸 彦	上越商工会議所 推薦
	松 本 明	ユニバーサルデザインプランニングアドバイザー
	宮 崎 朋 子	公募市民
	岩 井 文 弘	公募市民
	平 野 仁	公募市民
	山 岸 栄 一	公募市民
	村 田 智 子	公募市民
	費 明 宇	公募市民
	山 室 和 也	公募市民
	堀 口 真智子	公募市民
	太 田 定 義	公募市民
	山 崎 修	公募市民
中 澤 裕 子	公募市民	
太 田 望	公募市民	
近 藤 直 子	公募市民	

◆アドバイザー

高橋 儀平 氏（東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授）

◆公共建築物ユニバーサルデザイン指針改正についての検討経緯

年月日	内 容
H31.2.21	平成 30 年度第 2 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について
R1.10.2	令和元年度第 1 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針変更案について
R3.11.2	令和 3 年度第 1 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R3.11.16	令和 3 年度第 2 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R3.11.23	関係者団体との意見交換会（障害者団体及び大学生） ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正に向けての意見交換
R3.11.25	関係者団体との意見交換会（高齢者及び子育て団体） ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正に向けての意見交換
R3.12.13	令和 3 年度第 3 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R 4 . 1 . 5 ~2 . 3	パブリックコメントの実施 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案について
R 4 . 3 . 〇	令和 3 年度第 4 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針の改正案の確定について
R4.4 施行	

4 指針の構成と特色

4-1 指針の構成（区分・対象物の整理）

本指針では、公共建築物を全体共通、移動空間、個別空間、情報・案内、避難の5区分（図表4-2、下記参照）と雪対策（図表4-3、P12参照）の計6区分に分類するとともに、それぞれの区分ごとに具体的な対象物を設けて指針を構成している。

図表4-2 ユニバーサルデザイン指針の構成

区 分		対象物
6-1 全体共通		(1) 路面・床 (2) 視覚障害者誘導用ブロック (3) 手すり (4) 扉・出入口 (5) 各種スイッチ・コンセント (6) 光環境 (7) 備品
6-2 移動空間	1 施設まで	(1) 交通手段 (2) 周辺道路
	2 施設敷地内	(1) 共通事項 (2) 駐車場 (3) 屋外通路
	3 施設内	(1) 玄関 (2) 通路（廊下） (3) スロープ
	4 昇降スペース	(1) 共通事項 (2) 階段 (3) エレベーター (4) エスカレーター
6-3 個別空間		(1) トイレ (2) 会議室等 (3) 窓口 (4) ベビーコーナー (5) 店舗（食堂・売店等） (6) 浴室・シャワー室・脱衣室 (7) 客席・観覧席・舞台・楽屋 (8) 宿泊室 (9) その他

図表 4-2 ユニバーサルデザイン指針の構成（つづき）

区 分	対象物
6-4 情報・案内	(1) 案内標示 (2) 音声案内 (3) 人的対応 (4) 情報発信
6-5 避難	(1) 警報装置 (2) 避難誘導装置 (3) 避難通路

図表 4-3 雪に対応したユニバーサルデザイン指針の構成

区 分	対象物
7-1 雪対策	(1) バス・タクシー乗り場 (2) 駐車場・屋外通路 (3) 玄関・通路（廊下）

4-2 指針の特色

(1) 雪に対応したユニバーサルデザイン

全国でも有数の豪雪地帯にある当市では、冬期の雪対策は、市民ニーズの最も高い課題の一つであり、人にやさしいまちづくりを推進していく上で避けて通ることはできない。

このようなことから、本指針には「移動空間」、「個別空間」、「情報・案内」などの区分とは別に、雪に対応したユニバーサルデザイン指針として、バス・タクシー乗り場、駐車場・屋外通路、玄関・通路（廊下）における「雪対策」に関する指針を掲載している。

(2) こころのユニバーサルデザイン

ハード面を整備するだけでは、だれもが快適に施設を利用することはできない。また、整備が整わない施設についても、人が支援をすることで利用可能になる場合もある。施設利用者が、お互いのことを思いやる、譲り合う、そして助け合うという「こころのユニバーサルデザイン」が重要である。

そこで、本指針にはソフト面の対応として、施設利用者の「こころのユニバーサルデザイン」について掲載している。

(3) 周辺道路、歩道、交通手段に配慮

施設までの移動手段としては、自家用車、公共交通機関、自転車、車いす、徒歩などがあり、公共建築物のユニバーサルデザイン化を進めるには、周辺道路、歩道、交通手段等、施設までのアクセスにも配慮が必要である。

そこで施設周辺の道路、歩道、交通手段についての指針を掲載している。

(4) 基本事項と推奨事項

本指針には、整備基準として整備がなされていないと施設利用が困難であるため、必ず守る事項を「基本事項」、より安全かつ快適に施設を利用できるようにするため、可能な限り守る事項を「推奨事項」の2段階に分類して掲載している。

市が公共建築物を新築・改築・改修する場合、基本事項を守りつつ、推奨事項についても可能な限り守るように整備を進めていくこととする。

(5) 対象施設別に適用項目を設定

施設により、利用者ニーズは異なることから、用途に応じて区分別・設備別に適合個所を定める。

また、施設の規模や利用者等の状況により、対象施設と推奨施設（適合を必須としない）に区分し、対象施設の整備を促進する。

(6) 人的支援による代替え措置基準を設定

既存施設において、空間や敷地の制約により、整備基準に適合させることが困難な場合、一定の条件のもと、施設管理者等が人的に支援することで利用が可能となる整備基準については、適合とみなすこととする。

(7) 施設管理者が対応すべきこと、事業者の協力が必要なこと、事前の検討が必要なこと

本指針には、施設管理者が施設利用者に対して配慮することを「施設管理者が対応すべきこと」、事業者の協力により快適に施設が利用できることを「事業者の協力が必要なこと」としている。

また、公共建築物の整備を計画するとき、特に事前の検討が必要な事項を「事前の検討が必要なこと」として掲載している。

(8) 共通項目の設定

本指針には、全体に共通している路面・床、視覚障害者用誘導ブロック、手すりなどを「全体共通」として掲載している。また、施設敷地内の駐車場と屋外通路に共通しているものや、駐車場、障害者駐車場、駐輪場に共通しているものなどはそれぞれ「共通事項」として掲載している。

例えば、駐車場を改修する場合、指針を利用する人にとっては駐車場の項目の中にすべての内容が掲載されている方が利用しやすい。しかし、駐車場を含め、周辺道路、屋外通路、玄関等、利用者の動線を理解した上で整備す

ることが、公共建築物全体を利用しやすい施設として整備するには必要であり、そのために「共通事項」を設定している。

つまり、公共建築物を整備する場合も、利用者のアクセスや周辺道路などを考慮しながら計画するといったように、市全体をユニバーサルデザイン化するためには、このように関連するあらゆる事項を考慮しながら検討することが必要である。

5 こころのユニバーサルデザインについて

5-1 こころのユニバーサルデザイン

だれもが快適に利用できる施設を整備するには、ハード面を整備するだけでなく、ソフト面の対応も必要である。

本指針では、ソフト面の対応として、施設利用者がお互いのことを思いやる、譲り合う、助け合うということを「こころのユニバーサルデザイン」として位置付けている。

◆だれもができるこころのユニバーサルデザイン

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が一人で歩くための道しるべである。そのため、右の写真のように、ブロックの上に障害物があると視覚障害者の通行の妨げになるところか、転倒や事故の原因となることさえもある。



【ブロック上の自転車】

また、荷物をたくさん持っている人やベビーカーを押している人は、手がふさがっていたり、荷物等で足元がよく見えない場合がある。そのため、出入口の扉を開けたり、エレベーターのボタンを押したりすることが困難である。

このほか、妊婦やペースメーカー・オストメイト利用者など、外見からではその人の身体状況が分からない人がたくさんいる。

このように、公共施設は様々な人が利用することを念頭に置き、施設利用者それぞれが、いろいろな立場の人の気持ちになり、思いやる、譲り合う、助け合うという「こころのユニバーサルデザイン」が重要である。

そして、この「こころのユニバーサルデザイン」に取り組むことで、施設整備ではカバーしきれない問題を乗り越えることができ、だれもが快適に施設利用できると考えている。

まずは、困っている人を見かけたら積極的に声をかけ、また、困ったなと思ったら周りの人に声をかけることが、人にやさしいまちを実現するための第一歩である。



手伝いが必要なかどうか、また、どんな手伝いをしたらよいか、本人に確認してから、安全に無理なく手伝う。

新潟県では、外見では障害等があるとわからなくても、援助や支援が必要である人であることが分かるように「ヘルプマーク・ヘルプカード」を配布しています。身につけた方を見かけたら、支援の声がけや災害時には避難の支援をしましょう。



一人では難しいと思ったら、周りの人達にも声をかける。

◆市の取組み

市では、市民や学校などを対象にユニバーサルデザインに関する出前講座の実施や、市民や小学生向けの啓発冊子を作成し周知するとともに、市職員や教員に対しても研修会を行うなど、積極的に「こころのユニバーサルデザイン」の普及を図っている。

そして市民のだれもが、この「こころのユニバーサルデザイン」を実践することで、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまちになると考える。

6 ユニバーサルデザイン指針

6 ユニバーサルデザイン指針

◆指針の見方



公共建築物の整備基準については、整備がなされていないと施設利用が困難であるため、必ず守る事項を「基本事項」、より安全かつ快適に施設を利用できるようにするため、可能な限り守る事項を「推奨事項」の2段階に分類した。

また、ソフト面については、施設利用者同士がお互いのことを思いやって支援や行動することを「施設利用者が思いやること」、施設管理者が人的支援を含め、ソフト面で対応することを「施設管理者が対応すべきこと」に分類して掲載している。



さらに、「事業者の協力が必要なこと」や「事前の検討が必要なこと」についても分類するとともに、「詳細内容が記載されている参照先」を明確にした。

◆凡 例


○ハード面での分類

記号	説 明
	基本事項（整備がなされていないと施設利用が困難である） ⇒ 必ず守る事項
	推奨事項（より安全かつ快適に施設利用ができる） ⇒ 可能な限り守る事項

○ソフト面での分類

記号	説 明
	施設利用者が思いやること（こころのユニバーサルデザイン）
	施設管理者が対応すべきこと

○その他の分類

記号	説 明
	事業者の協力が必要なこと
検討	事前の検討が必要なこと
参照	詳細内容が記載されている参照先

○施設区分別整備基準

- ・施設を使用目的により区分分けし、区分別・設備別に整備基準を定めるものとする。
- ・整備基準については、「適合チェック箇所施設区分別一覧表」による。

ユニバーサルデザイン指針の目次

区 分		対象物	頁
6-1 全体共通		(1) 路面・床	20
		(2) 視覚障害者誘導用ブロック	22
		(3) 手すり	24
		(4) 扉・出入口	26
		(5) 各種スイッチ・コンセント	28
		(6) 光環境	28
		(7) 備品	29
6-2 移動空間	1 施設まで	(1) 交通手段	33
		(2) 周辺道路	34
	2 施設敷地内	(1) 共通事項	35
		(2) 駐車場	36
		(3) 屋外通路	38
	3 施設内	(1) 玄関	40
		(2) 通路（廊下）	42
		(3) スロープ	44
	4 昇降スペース	(1) 共通事項	46
		(2) 階段	46
		(3) エレベーター	48
		(4) エスカレーター	51
6-3 個別空間		(1) トイレ	52
		(2) 会議室等	61
		(3) 窓口	61
		(4) ベビーコーナー	64
		(5) 店舗（食堂・売店等）	65
		(6) 浴室・シャワー室・脱衣室	66
		(7) 客席・観覧席・舞台・楽屋	68
		(8) 宿泊室	70
		(9) その他	71
6-4 情報・案内		(1) 案内標示	72
		(2) 音声案内	74
		(3) 人的対応	74
		(4) 情報発信	74
6-5 避難		(1) 警報装置	75
		(2) 避難誘導装置	75
		(3) 避難通路	75

6-1 全体共通

(1) 路面・床

素材・仕上げ

- Ⓐ 段差を設けなくて、平坦にする。
- Ⓐ 濡れても滑らない素材または仕上げとする。
- Ⓐ アトピー性皮膚炎、喘息、化学物質過敏症等を誘発させにくい素材とする。
- Ⓐ スロープを設ける場合は、1/12 以下（屋外は 1/15 以下、歩道内は 1/20 以下）の緩やかな勾配とする。
- Ⓑ 屋外の路面は、透水性（水を通す性能）のある舗装とする。
- Ⓑ 騒音を防止する素材または仕上げとする。
- Ⓑ 掃除がしやすい素材または仕上げとする。
- Ⓑ 万が一転倒した場合でも、衝撃の少ない素材とする。
- Ⓑ 床が振動しないように、振動の伝わりにくい構造や素材とする。
- Ⓒ 床が濡れていたら拭き取る。
- Ⓒ 雨や雪によって床が濡れて滑りやすくなっている場合は、施設利用者に注意を促すサインを表示する。

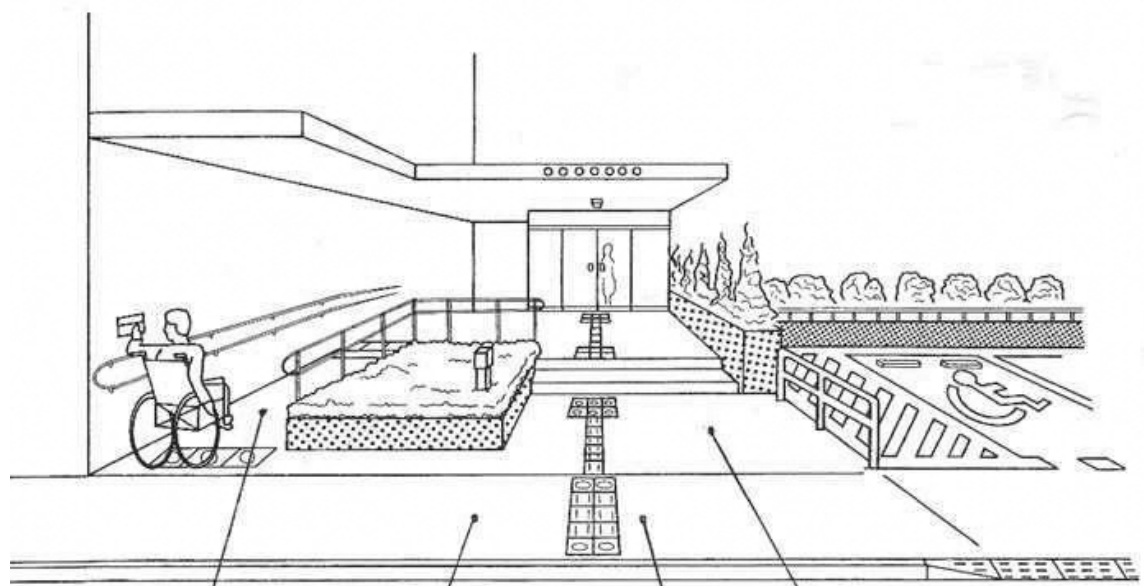
色

- Ⓐ 利用者が多い施設では、壁と床の境、部屋と廊下の境、スロープ等、用途が変わる部分では、材質を区別したり、色彩や明暗の差をつける。
- Ⓑ 各部屋の入口と廊下の色を区別する。
- Ⓑ 建物の色と調和した色合いとする。
- Ⓑ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設を考慮した色合いとする。
- Ⓑ 階段では、階段と踊り場を識別しやすいように、各々の床の色を区別する。
- Ⓑ 施設が広い場合は、エリアごとに床の色を区別するなど、施設内のどこにいるのか分かりやすくする。
- Ⓑ 温かみがあり、清潔感のある色とする。

排水溝ふた

- Ⓐ 杖、靴のヒール、車いすのタイヤ等が落ち込まない構造とし、溝ふたのピッチは 10mm 以下とする。
- Ⓐ 溝ふたは濡れても滑らない素材または仕上げとする。
- Ⓑ 歩行者が通過する部分に設置する場合は、溝ふたのピッチは 5 mm 程度とする。

屋外の路面イメージ



屋外のスロープは
1/15以下の勾配

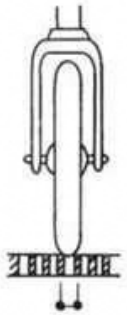
段差を設けなくて平坦にする

透水性（水を通す性能）のある舗装

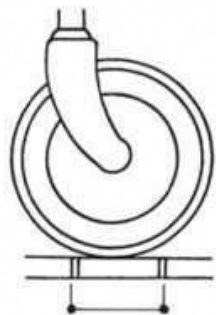
視覚障害者誘導用ブロックの敷設を
考慮した色合い

溝ふたの仕様例

細目タイプ・溝蓋



10 mm以下



100 mm

(2) 視覚障害者誘導用ブロック

位置

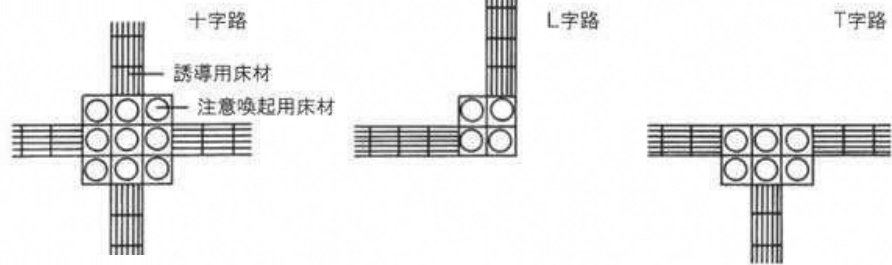
- ④ 主な動線（主要な通路、歩道から玄関、玄関から総合案内、総合案内からエレベーター等）に連続的に敷設する。
 - ④ 自動ドア付近に敷設する場合は、自動ドアが確実に開く位置に点状ブロックを敷設する。
 - ④ 開き戸付近に敷設する場合は、扉が開いた先端の位置に点状ブロックを敷設する。
 - ④ 利用者が多い施設では、スロープの終始点に点状ブロックを敷設する。
 - ④ 利用者が多い施設では、階段の終始点から 15～30cm 程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設する。
 - ⑤ 敷設幅は、30cm 以上とする。
 - ⑤ エレベーター乗り場では、ボタンから 30cm 程度手前の位置に点状ブロックを敷設する。
 - ⑤ エスカレーター乗降口のランディングプレートから 30cm 程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設するとともに、音声案内なども併せて設置する。
 - ♥ ⑥ 視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置かない。
 - ⑥ 主な動線以外は職員が案内する。
- 検討：視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置等については、高齢者や視覚障害者等のニーズを把握する。

色・仕様

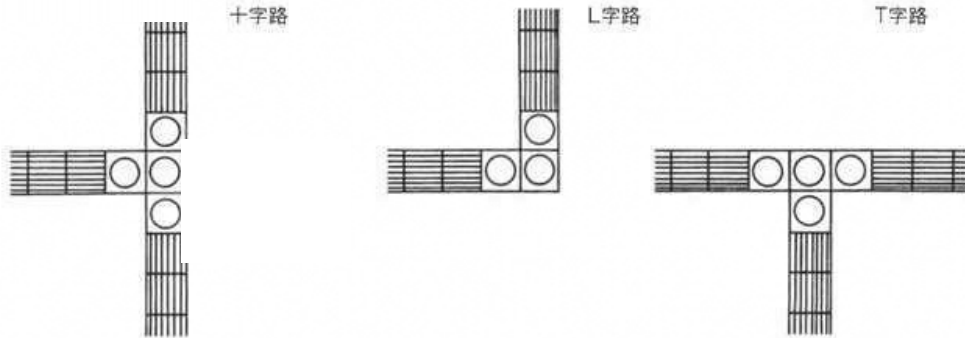
- ④ 床との違いを際立たせる。（床の色と対照的な明度・輝度としたり、視覚障害者誘導用ブロックの両側に線を引いたりなどする。）
- ⑤ 色は、原則として黄色とする。
- ⑤ 通路と視覚障害者誘導用ブロックの輝度比は、2.0以上とする。

敷設例

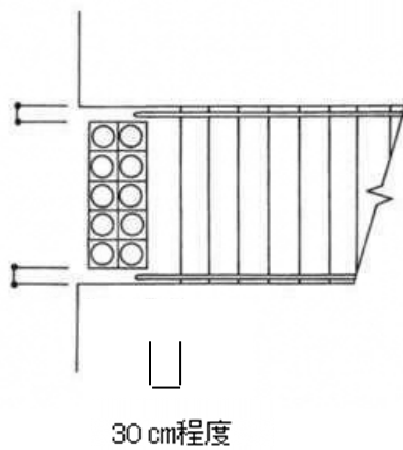
【30cm角の場合】



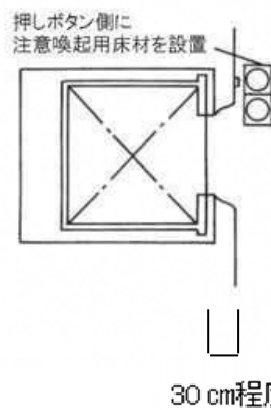
【40cm角の場合】



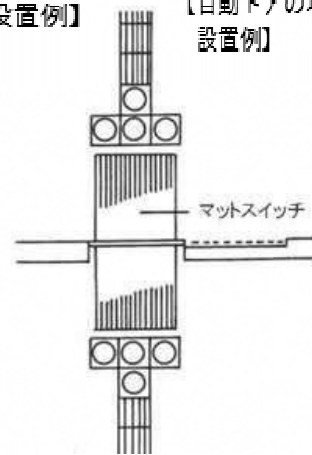
【階段の前後での設置例】



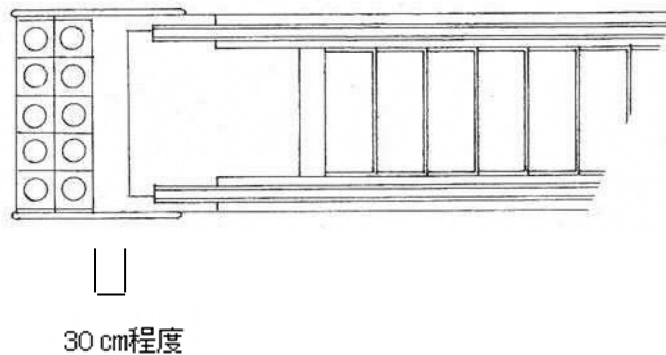
【エレベーター出入口での設置例】



【自動ドアの場合の設置例】



【エスカレーター乗降口での設置例】



(3) 手すり

位置

- ④ 通路（廊下）に連続的に設置する。
- ④ スロープの両側に連続的に設置する。
- ④ 階段の両側に連続的に設置する。
- ④ エレベーターのかご内には、横型操作盤を設置する面に手すりを設置する。
- ④ 浴室、シャワー室、脱衣室の必要な場所に手すりを設置する。
- ⑤ 手すりが2段の場合は、床から65cm程度と85cm程度の高さに手すりを設置する。
- ⑤ 手すりが1段の場合は、床から80cm程度の高さに手すりを設置する。
- ⑤ エレベーターのかご内には、床から75cm程度の高さに手すりを設置する。
- ⑤ 壁からの間隔は、5～6cm程度とする。

検討：手すりの設置位置については、高齢者や視覚障害者等のニーズを把握する。

色・仕様

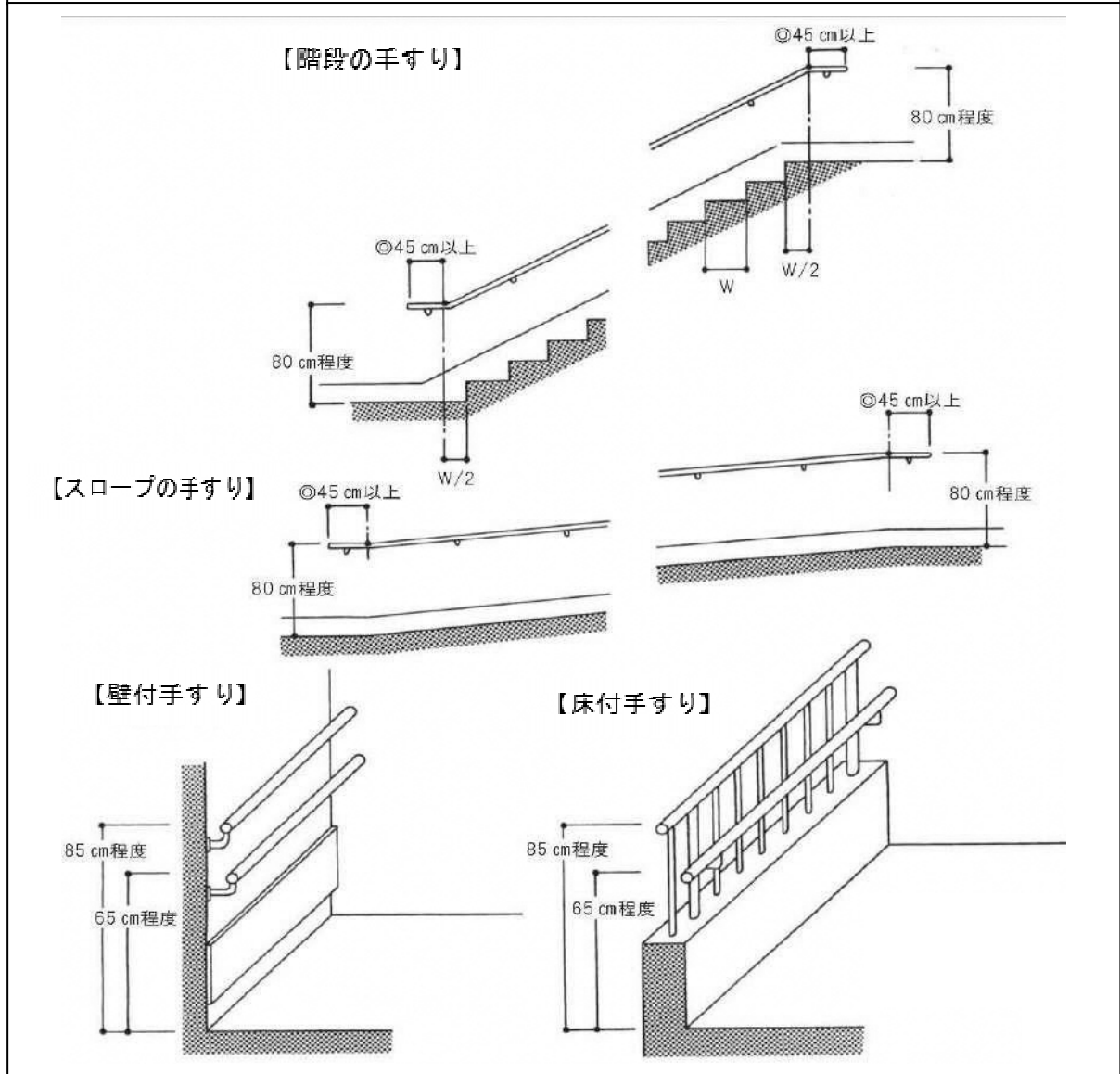
- ⑤ 使いやすさ、つかみやすさに配慮した素材や形状とする。
- ⑤ 直径4cm程度（小児用は3cm程度）の太さの手すりを設置する。
- ⑤ 階段やスロープの水平部分の手すりの長さは、45cm以上とする。
- ⑤ エスカレーター乗降口の水平部分の移動手すりの長さは、くし板から70cm程度とする。
- ⑤ エスカレーター乗降誘導の固定手すりの長さは、100cm以上とする。
- ⑤ 手すりの端部は衣服の引っかかりを防止するため、下または壁側に折り曲げる。
- ⑤ 色をつけて分かりやすくする。
- ⑤ 温かみのある素材とする。
- ⑤ 水濡れや凍結の影響を受けない素材とする。

⑥ 衛生面（抗菌処理や清掃をこまめに行うなど）に配慮する。

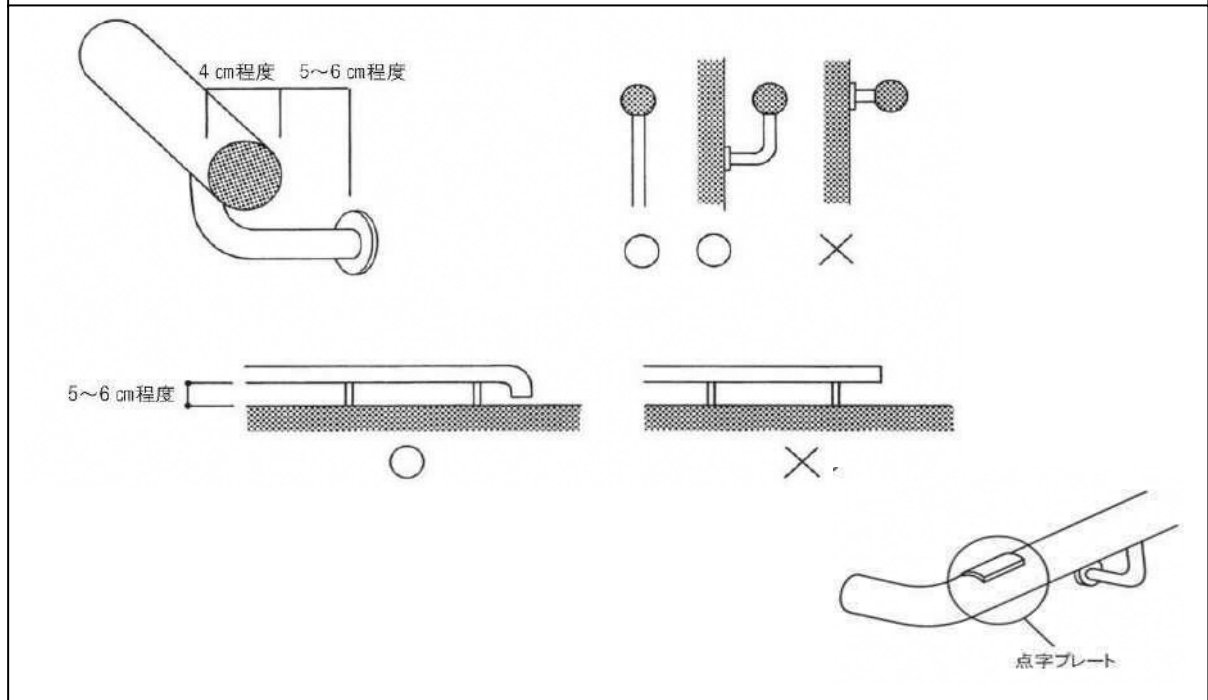
点字

- ④ 手すりの端や曲がり角部分には、点字を設置する。
- ④ 階段の終始点が分かるように点字を設置する。

手すりの設置例



手すりの仕様・点字の例



(4) 扉・出入口

仕様

- ④ 扉は、容易に開閉できる構造とする。
- ④ 扉は、軽い素材とする。
- ④ 扉は、自動ドアまたは引き戸とする。
- ④ 玄関には、両開きの自動ドアまたは引き戸を設置する。
- ④ 非常時に備え、自動ドアには手動式の外開き戸を併設する。
- ④ 引き戸は、敷居や溝のない上吊り式とする。
- ④ 開き戸の場合は、扉の反対側が分かるように、床から 60cm 程度の位置を下端に、縦 90cm 程度、横 20cm 程度のガラス窓を設置する。
- ④ 開き戸の場合は、扉が急に閉まらないように、ドアクローザー等を設置する。
- ④ 開き戸の場合は、扉と人がぶつからないように、床の色を変えるなど注意を促す。
- ④ ドアの開き側の壁面に、開き側から 45cm 以上のスペースを設ける。
- ④ ガラス戸の場合は、扉があることを認識させるため、床から 100～120cm 程度と 140～160cm 程度の位置に、だれも見やすい色や模様等の目印を貼り付ける。
- ④ ガラス戸は、割れにくいものとする。
- ④ 指つめ防止の配慮をする。
- ④ 使用用途（会議室や事務室等）ごとに、扉の色を区別する。
- ♡ ④ ドアの開閉などで困っている人を見かけたら声を掛ける。

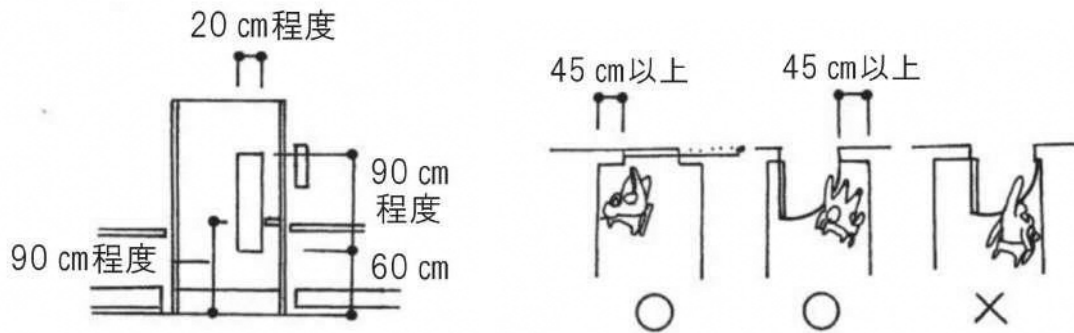
自動ドア

- ④ 開閉時間は、可能な限り長くする。
検討：開閉起動装置は、感知域をできるだけ広げ、高齢者や車いす利用者等の通行において支障なく作動するようにする。

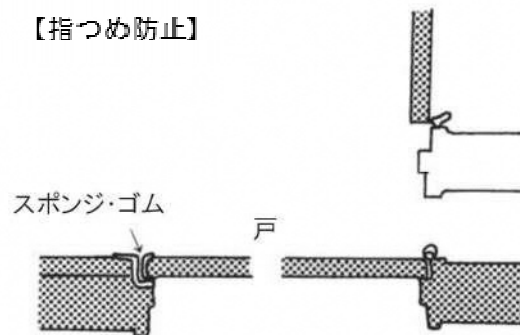
ドアハンドル

- ④ 使いやすい形状とする。
- ④ 床から 80～90cm 程度の高さに設置する。
- ④ 色をつけて分かりやすくする。

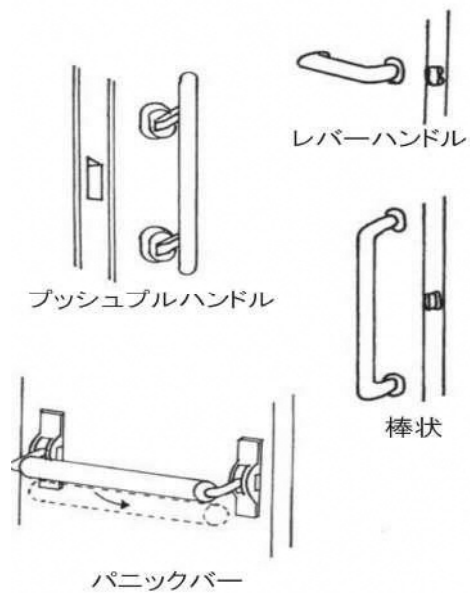
扉・出入口の例



【指詰め防止】

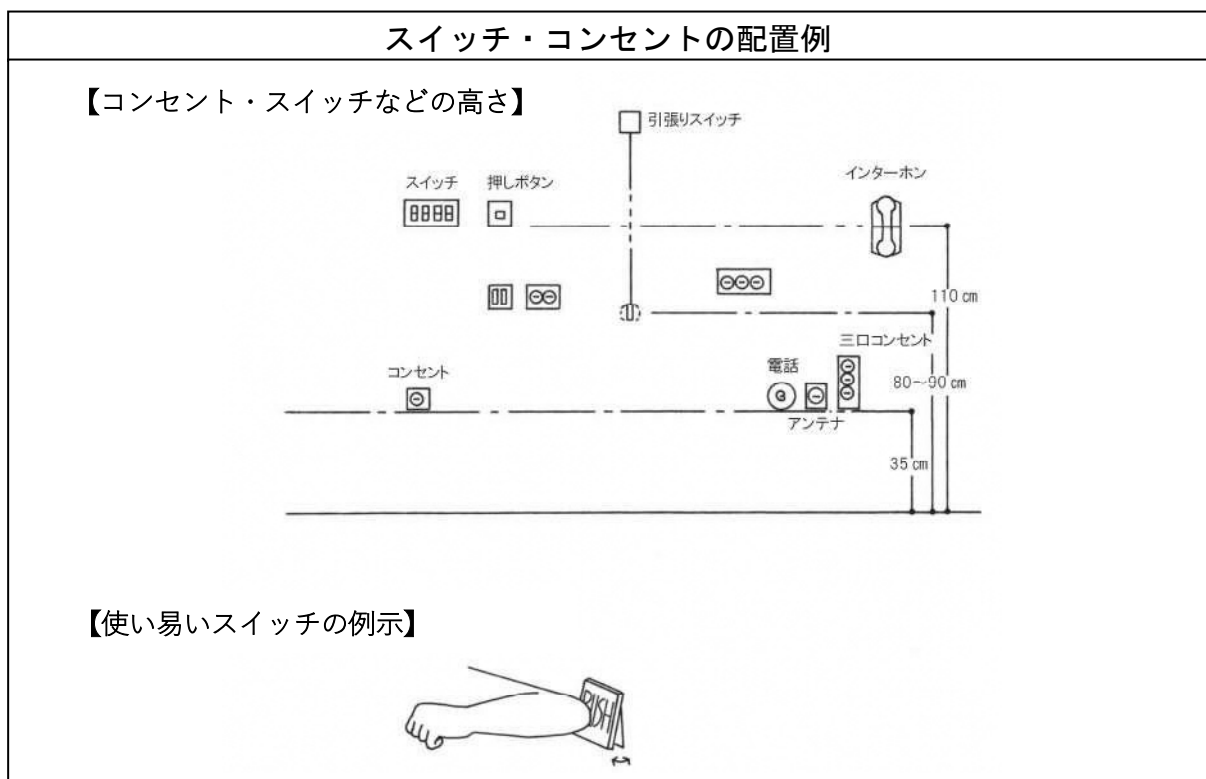


ドアハンドルの例



(5) 各種スイッチ・コンセント

- ④ 各種スイッチの位置は、床から 100cm 程度の高さとする。
- ④ コンセントの位置は、床から 50~100cm 程度の高さとする。
- ④ 形の大きな押しやすいスイッチとする。
- ④ 自動感應式やホタルスイッチとする。
- ④ スwitchに色をつけて分かりやすくする。
- ④ 点字を設置する。
- ④ エアコン等は、リモコン操作ができるようにする。



(6) 光環境

- ④ 屋外の照明は、夜間でも安全に通行できる明るさとする。
- ④ むらなく、足元が見やすい明るさとする。
- ④ 光源が直接見えない照明器具とする。
- ④ 日射等でまぶしくならないように、庇やブラインドを設置する。
- ④ できるだけ省エネに努める。

検討：夜間の点灯時間や点灯場所を事前に調査する。

検討：明るさについては、高齢者や視覚障害者等のニーズを把握する。

(7) 備品

共通事項

- ⑧ 公衆電話や自動販売機等の設置場所が分かるように案内板を設置する。
- ⑧ 通行の支障にならない場所に設置する。
- ⑧ 操作部分（ボタンやレバー等）は、使いやすい形状とし、必要に応じて点字を設置する。
- ⑧ 子どもから高齢者までだれもが使いやすいものを設置する。
- ⑧ 衝突時に危険のない形状のものを設置する。

椅子

- ⑧ 休憩用の椅子を設置する。
- ⑧ 移動しやすい椅子を設置する。
- ⑧ 高さ調節することができる椅子を設置する。
- ⑧ 幼児用の椅子を設置する。
- ⑧ 和室には、座椅子を設置する。

テーブル・机

- ⑧ 下部に高さ 70cm 程度、奥行 45cm 程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
- ⑧ 子どもが利用できるように、踏み台等を設置する。

検討：利用目的に応じた大きさのテーブルや机の設置を検討する。

公衆電話

- ④ 公衆電話を設置する場合は、子どもや車いす利用者が使用できる高さ及び蹴込に配慮した公衆電話を1以上設置する。
 - ④ 公衆電話を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。
 - ⑤ 低い位置に設置する電話台の高さは、75cm程度とし、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
 - ⑤ 荷物置き、杖立て、メモを取るスペース等を設ける。
 - ⑤ 電話ダイヤルやプッシュボタンの中心位置は、床から90～100cm程度の高さとする。
 - ⑥ 押した番号、音量レベル、投入金額、残り時間等を表示する液晶画面を設置する。
 - ⑥ 液晶画面は大きく、見やすい色合いとする。
 - ⑥ 音量を調整できるものを設置する。
- ⑦ 読みやすいように老眼鏡を用意するとともに、メモなどを設置する。
- ⑦ 公衆電話等を設置していない場合は、施設の電話機等を使用できるよう考慮する。
- 検討：設置については、施設利用者層や公衆電話の利用頻度を考慮する。

自動販売機

- ④ 操作部分の高さは、床から45～125cm程度とする。
- ⑤ 硬貨投入口に広い受け皿のある自動販売機を設置する。
- ⑤ 金銭の返却や商品が出てきたことを音声等で知らせる機能の自動販売機を設置する。
- ⑤ 財布や取り出した商品等が乗せられる小さな台を設置する。

ゴミ箱

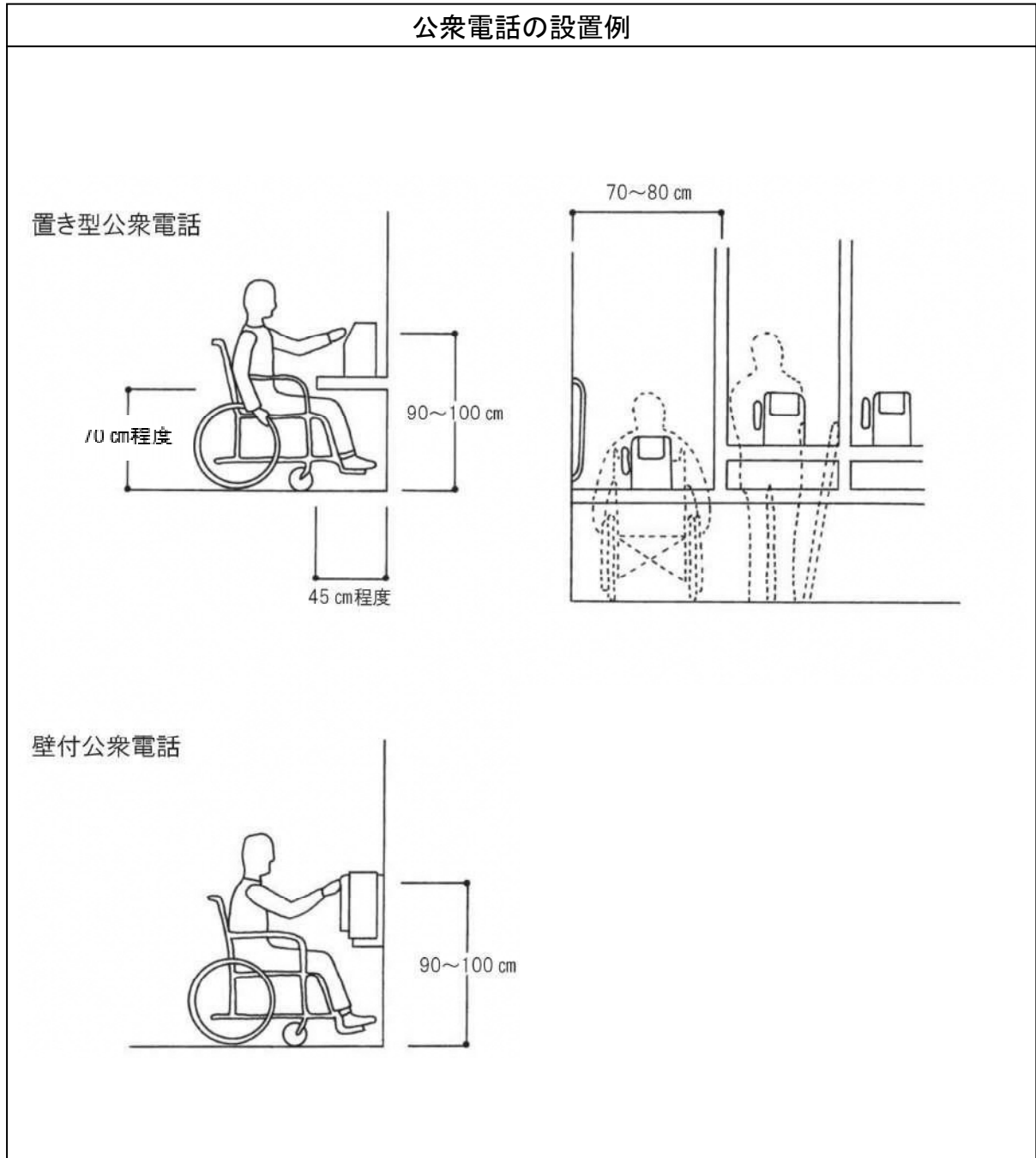
- ⑤ 捨てるゴミの種類が分かるように、サインを大きな文字で表示する。
 - ⑤ 主な通路等にゴミ箱を設置する。
 - ⑤ 分かりやすい色のゴミ箱を設置する。
- 検討：設置場所により、ゴミ箱に蓋の設置を検討する。

ラック

④ 子どもや車いす利用者が利用できる高さのラックを設置する。

④ 踏み台を設置する。

④ 手が届かない人のために、「スタッフにお声掛けください」のサインを表示する。



水飲み器

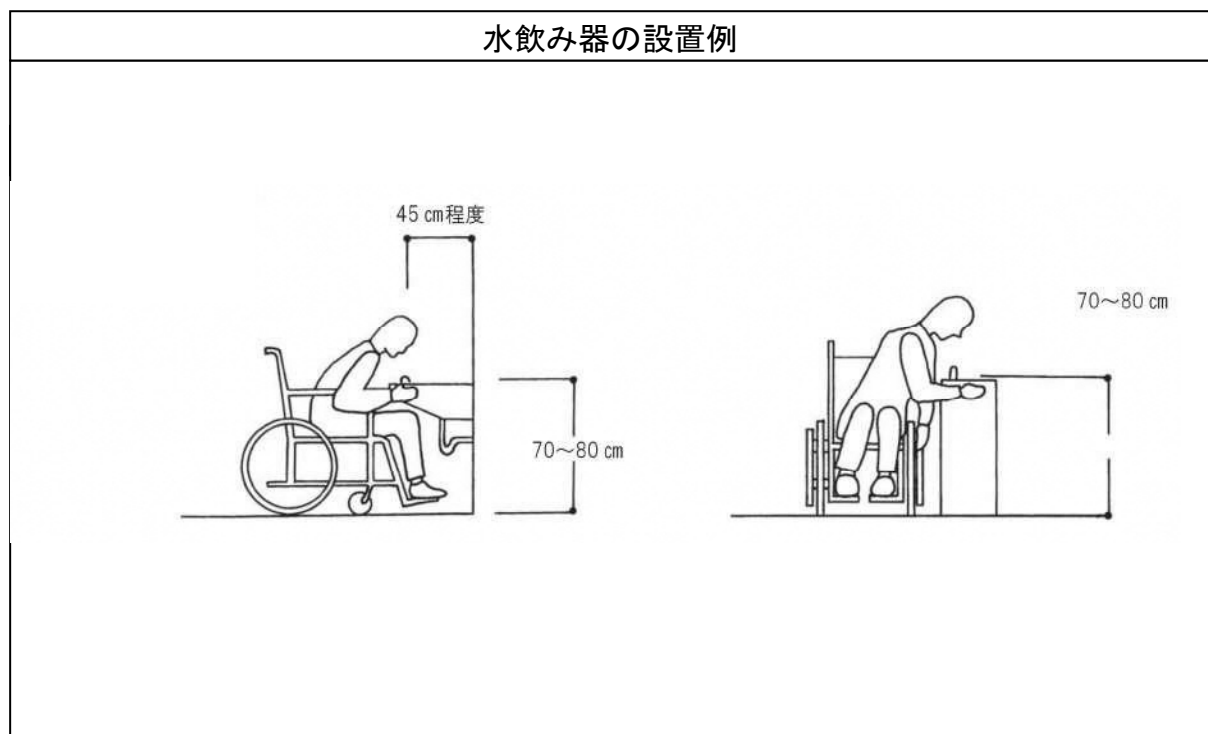
- ③ 水飲み器を設置する場合、給水栓は、レバー式またはボタン式とする。
- ④ 高さは、床から 70～80cm 程度とする。
- ⑤ 下部に高さ 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けて、足が入るようにする。

換気扇・空調

- ⑥ 部屋の広さに合った換気扇や空調を設置する。
- ⑦ 騒音が出ない換気扇や空調を設置する。

救急用具

- ⑧ AED（自動体外式除細動器）を必要に応じて用意する。
- ⑨ 外用薬（貼り薬など）を用意する。



6-2 移動空間

1 施設まで（交通手段／周辺道路）

(1) 交通手段

バス・タクシー乗り場

⑧ バスやタクシー乗り場の案内板は、大きく表示するとともにピクトグラム（絵文字）を使用する。

⑧ 施設全体案内図にバスやタクシー乗り場の位置を表示する。

◆ 大きく、分かりやすい時刻表を設置する。

参照 → 案内板の基本的な設置方法は、「P72 6-4 情報・案内（1）案内標示」を参照

◆ バス停やタクシー乗り場は、なるべく施設の近くに設置する。

◆ バス停やタクシー乗り場には、屋根やベンチを設置する。

その他

◆ ワンステップバス等の導入を図る。

◆ 施設敷地内にバスを乗り入れる。

検討：施設敷地内にバスを乗り入れることで、危険性や交通渋滞等の有無を事前に検討する。

検討：だれもが施設を利用できるように、高齢者や障害者等に配慮した送迎システムを検討する。

(2) 周辺道路

車道

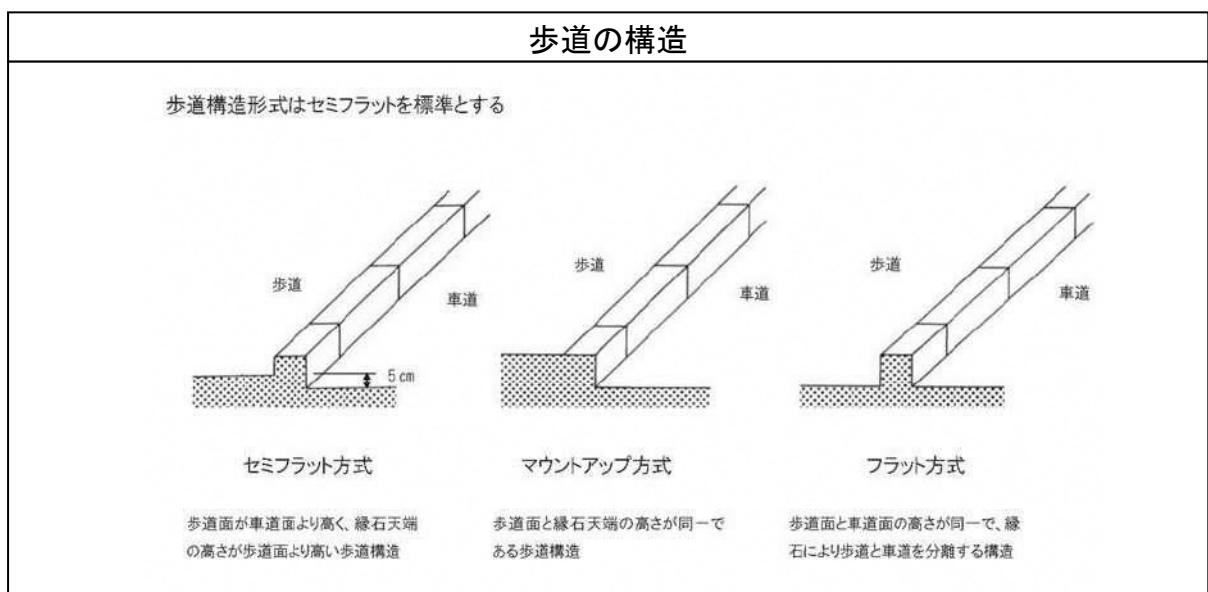
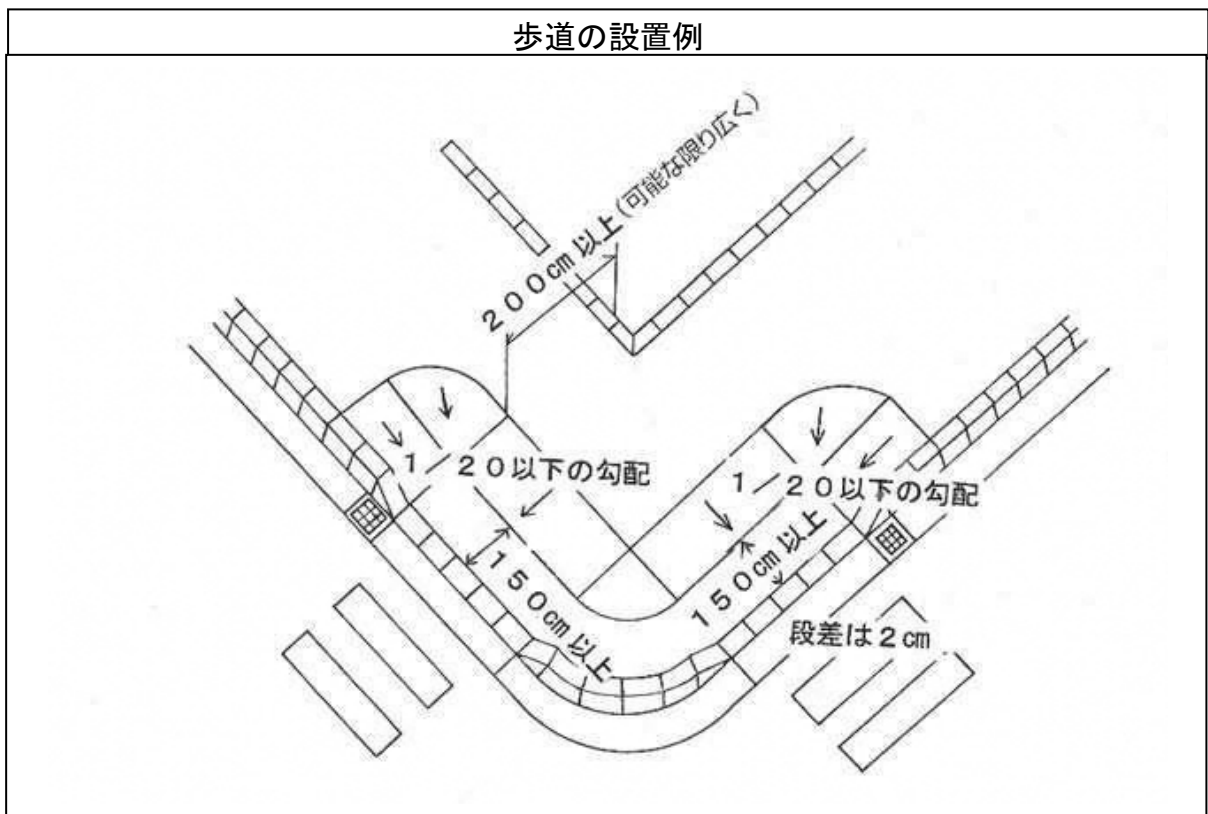
Ⓢ 施設周辺の車道の幅員を十分確保する。

歩道

Ⓢ 公共交通機関から施設までの歩道の幅員は、200cm以上とする。

Ⓢ 歩道と車道の境界の段差は2cmとするが、段差がなく、歩道と車道の境界が分かる構造が望ましい。

Ⓢ 歩道の構造は、フラット方式またはセミフラット方式とする。



2 施設敷地内（駐車場／屋外通路）

（1）共通事項（駐車場／屋外通路）

位置

検討：施設利用者の動線を考慮し、駐車場、駐輪場、屋外通路等を整備する。

屋根

検討：施設利用者の動線を考慮し、屋根の設置を検討する。

検討：雨や雪で濡れずに自家用車、バス、タクシーに乗れるように、屋根の設置を検討する。

排水溝

☑ 排水能力の高い排水溝を整備する。

案内

☑ 駐車場内や敷地入口に施設配置図を設置する。

参照 → 案内板の基本的な設置方法は、「P72 6-4 情報・案内（1）案内標示」を参照

環境

☑ 樹木を植栽し、日陰づくりと景観に配慮する。

☑ 樹木の成長により、通行や照明器具の邪魔になったり、案内板や標識が見にくくなったりしないようにする。

(2) 駐車場

共通事項（駐車場・駐輪場）

<位置>

Ⓢ 障害者等用駐車場、ゆったり駐車場^{*}、駐輪場は施設入口付近に設置する。

<駐車スペース>

Ⓢ 夜間でも駐車しやすいように、反射板を設置する。

<案内>

Ⓢ 障害者等用駐車場やゆったり駐車場^{*}の位置を示す案内板を、駐車場内や敷地入口等に設置する。

Ⓢ 障害者等用駐車場やゆったり駐車場^{*}は、立て看板で位置を示すとともに、駐車スペース内にマーク等を設置する。

Ⓢ 広い駐車場には、駐車した位置が分かるように看板等を設置する。

<動線・誘導>

Ⓢ 満車になるケースを想定し、満車マーク等を用意する。

Ⓢ 一方通行等のルールをつくり、安全に利用できる動線とする。

Ⓢ 大きな催し物があるときは、誘導員を配置する。

検討：満車マークを設置するタイミング、複数の催し物が開催されるときへの対応、誘導員の配置等をルール化する。

駐車場

<駐車スペース>

Ⓢ 幅員は、250cm 以上とする（乗降スペース込）。ただし、軽自動車専用スペースは除く。

Ⓢ 2重の駐車ラインを敷設する。

<ゆったり駐車場^{*}>

（駐車台数）

Ⓢ 全駐車台数が 200 台以下の場合、全駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 台を超える場合は、全駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。

（駐車スペース）

Ⓢ 幅員は、300cm 以上とする（乗降スペース込）。

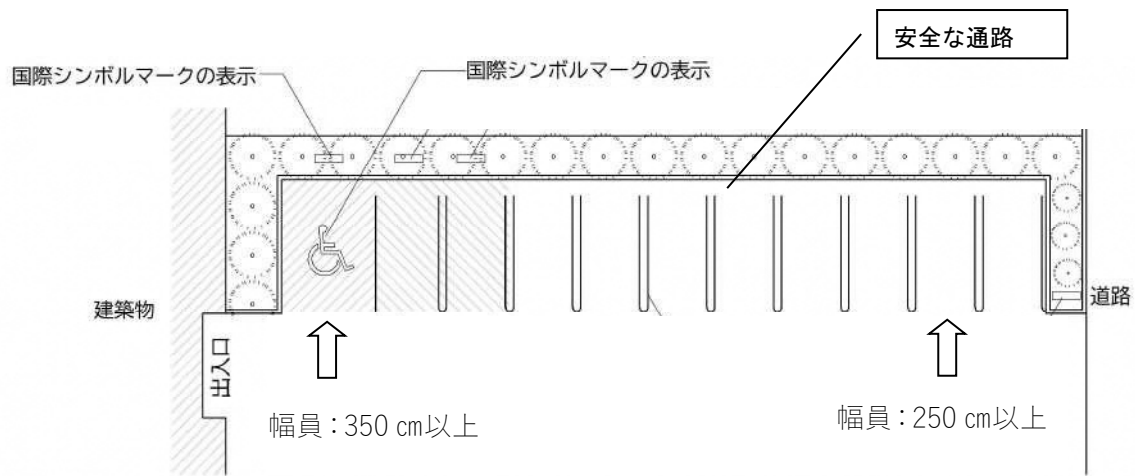
Ⓢ 奥行きは、600cm 以上とする。

Ⓢ 乗降スペースは、90cm 以上とする。

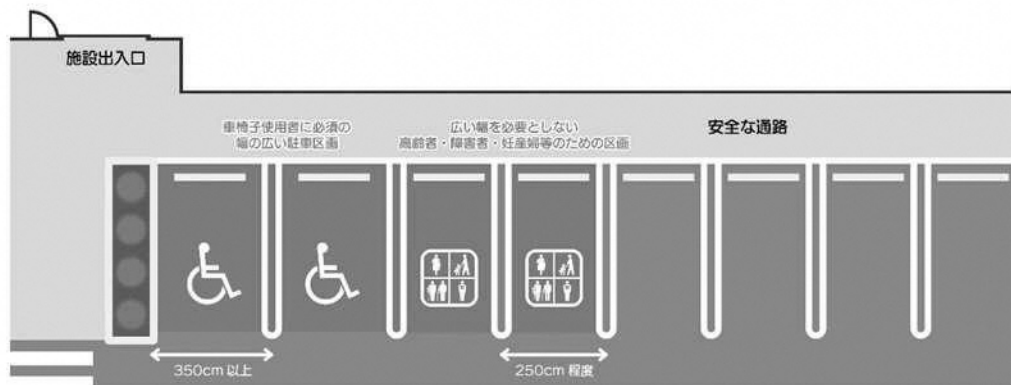
♥ ゆったり駐車場^{*}は、様々な立場の人のことを思いやりながら、譲り合って利用する。

※ゆったり駐車場：高齢者、幼児連れ、妊婦等が優先的に利用できる駐車場のこと。

駐車場の設置例



施設利用者層のニーズに応じたレイアウトの例



車椅子使用者、身障者、妊産婦及びびべーカー利用者の区画を分離するイメージ

※駐車ラインは必ず2重を敷設してください

障害者等用駐車場

< 駐車台数 >

- ⑧ 全駐車台数が 200 台以下の場合、全駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 台を超える場合は、全駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。

< 駐車スペース >

- ⑧ 幅員は、350cm 以上とする（乗降スペース込）。
- ⑨ 奥行きは、600cm 以上とする。
- ⑨ 乗降スペースは、140cm 以上とする。

♥ 障害者等用駐車場には、車の乗り降りや移動に配慮が必要ない人は駐車しない。

⑩ 必要のない人が使用しないよう周知を行う。

< 屋根 >

- ⑨ 駐車スペースから玄関まで屋根を設置する。

検討：屋根の設置位置や大きさ等については、施設利用者のニーズを把握する。

< 案内 >

- ⑧ 駐車スペース内に国際シンボルマークや乗降場所の斜線表示を行う。
- ⑩ 障害者等用駐車場の設置場所等を施設利用者（障害者関係団体等）に案内する。

駐輪場

- ⑧ 必要に応じてバイクや電動スクーターの駐車スペースを設ける。
- ⑨ 屋根を設置する。
- ⑨ 自転車用駐車ラックを設置する。

(3) 屋外通路

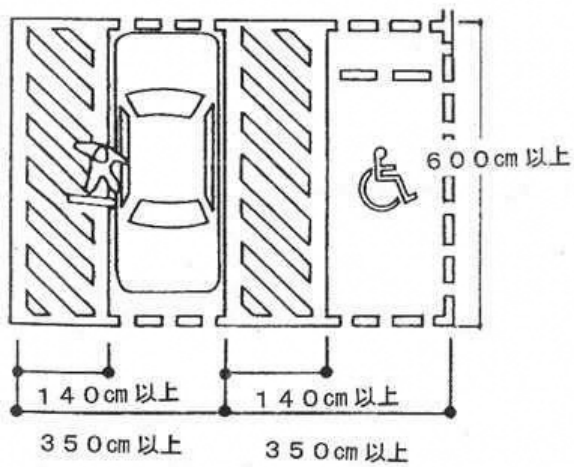
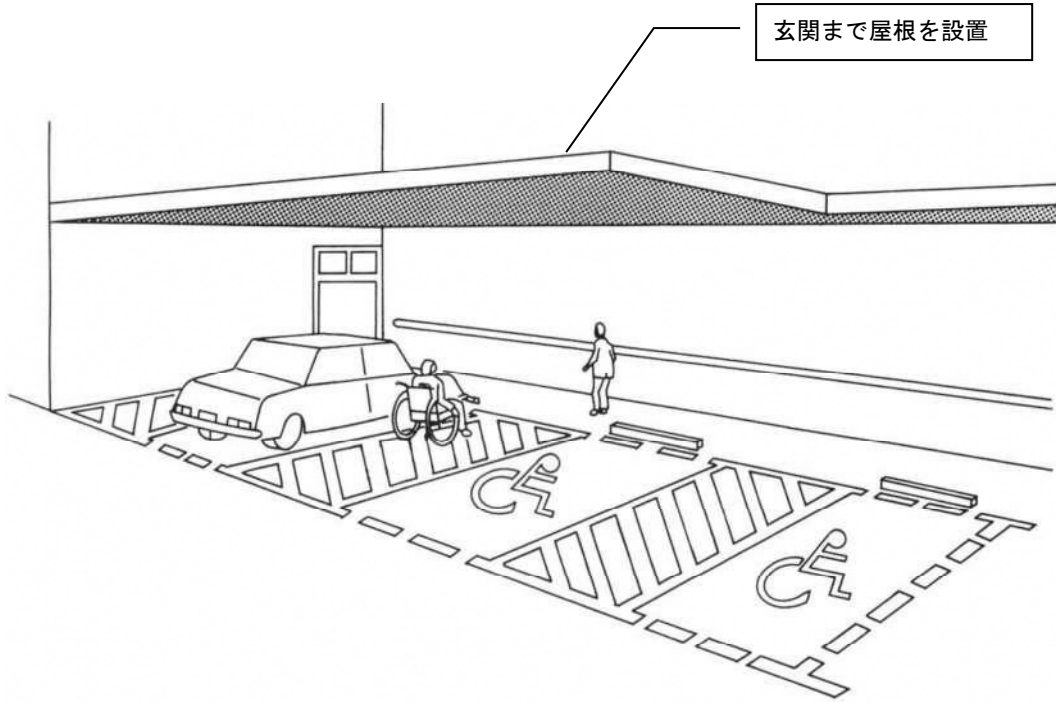
幅員

- ⑧ 主たる屋外通路は、140cm 以上とする。
- ⑨ 利用者の多い施設は、180cm 以上とする。

動線

- ⑧ 施設利用者の動線には、屋外通路を設置する。
- ⑧ 屋外通路と車道を交差させる場合は、横断歩道を設置する。
- ⑧ 周辺道路の歩道と屋外通路を接続させる。

障害者等用駐車場の設置例



【国際シンボルマーク】



3 施設内（玄関／通路（廊下）／スロープ）

（1） 玄 関

幅 員

- ④ 80cm 以上とする。
- ④ 利用者の多い施設は、1 以上を 120cm 以上とする。
- ⑤ 90cm 以上とする。
- ⑤ 利用者の多い施設は、すべてを 120cm 以上とする。
- ⑤ 扉の前後には、150cm×150cm 以上の水平なスペースを設ける（開き戸の開く側は、200cm×200cm 以上）。
- ♥ ⑥ 玄関の通行を妨げる荷物等は置かない。

車寄せ

- ⑤ 雨や雪が吹き込まない大きな屋根を設置する。
 - ⑤ 乗降スペースを確保する。
- 検討：マイクロバス等の利用を考慮した高さの屋根を設置する。

玄関マット

- ④ 埋め込み式等、段差のない玄関マットを設置する。
 - ④ 通行に支障のない素材の玄関マットを設置する。
 - ⑤ 端部をしっかりと固定する。
 - ⑤ 吸水性の良い玄関マットを設置する。
- ⑥ 玄関マットで視覚障害者誘導用ブロックを覆わない。

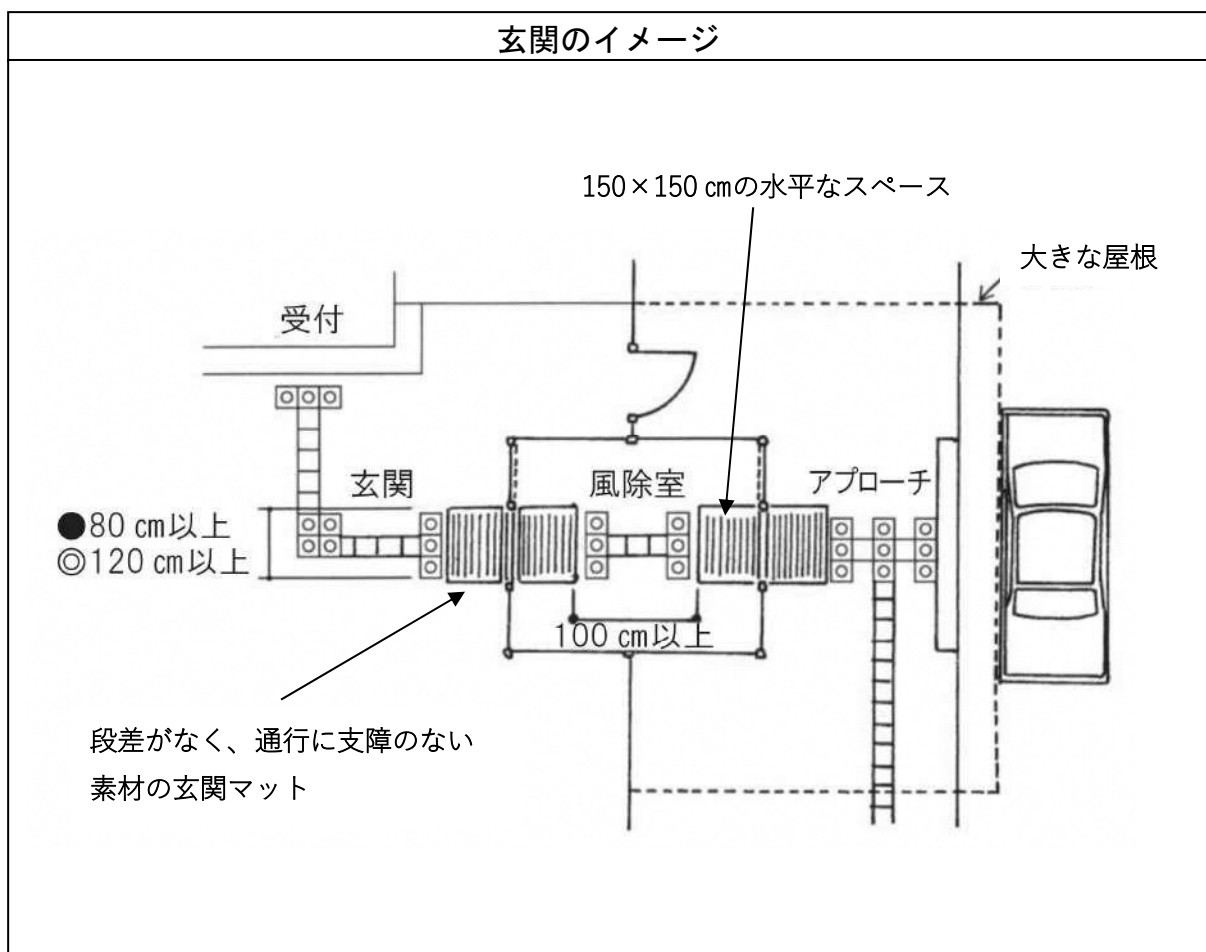
案 内

- ⑤ 施設内外に玄関の位置を知らせる案内板を設置する。
 - ⑤ 玄関に開館時間を表示する。
- ♥ ⑥ 玄関の位置が分からずに困っている人を見かけたら案内する。

参照 → 案内板の基本的な設置方法は、「P72 6-4 情報・案内（1）案内標示」を参照

設 備

- ③ 風除室を設置する。
- ③ モニター付きインターホン等の案内設備を設ける。
- ③ 入口の位置が分かるよう音声案内設備等を設ける。
- ③ 移動することができる傘立を設置する（雨天時のみ利用するため）。
- ③ 利用者数を考慮した大きさの傘立を設置する。
- ③ 利用者数を考慮して、ベビーカー（新生児用も考慮）や車いすを設置する。
- ③ 利用者数を考慮して、下駄箱を設置する。
- ③ 靴を脱ぐ施設では、玄関で靴を履いたり、脱いだりするために椅子を設置する。
- ④ スリッパは、子どもでも履くことができるように、大きさの違うものを設置する。
- ④ スリッパは、滑りにくいものを用意する。
- ④ ベビーカーや車いすが乱れていたら整理整頓する。



(2) 通路（廊下）

幅員

- ④ 主たる通路（廊下）は、140cm 以上とする。
- ⑤ 利用者が多い施設では、180cm 以上とする。
- ⑤ 通路の途中に 180cm 以上のスペースを設ける。

壁・柱の角

- ⑤ 壁や柱の角は隅切りするか、曲面とする。
- ⑤ 曲がり角の先が見える工夫をする（コーナーミラーや壁に窓を設置する等）。
- ⑤ 面取りを行わない場合は、角に保護材を設置する。
- ⑤ 保護材は、壁の色と異なる色にするとともに、樹脂やラバー製とする。

壁

- ④ 突起物を設けないようにし、やむを得ず設ける場合は鋭利な形状にしない。
- ⑤ 床から 10～35cm 程度までの壁面は、車いす、ベビーカー、台車等が当たっても傷がつきにくい素材または仕上げとする。
- ⑤ 体をこすっても安全な素材または仕上げとする。

障害物対策

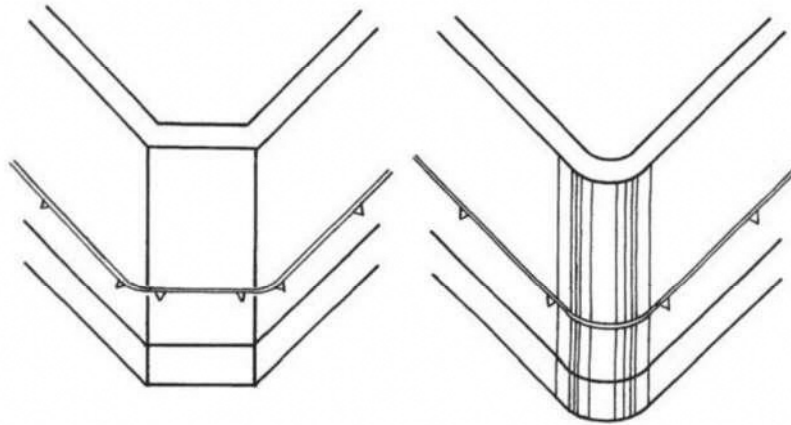
- ⑤ 視覚障害者に配慮し、やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突起物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。
- ⑤ 消火器は、邪魔にならない場所に設置するか、壁埋め込み式とする。
- ⑤ 貸出し用車いす、ベビーカー、台車等の収納スペースを確保する。
- ♥ ④ 有効幅員を妨げるような物を設置しない。

吹き抜け

- ⑤ 吹き抜け部分の欄干の隙間から、子どもや物が落下しないようにする。
- ⑤ 欄干部分が透明なアクリルやガラスの場合は、衝突防止サイン又はマークを設置する。

壁・柱の角の例

曲がり角部分の危険防止

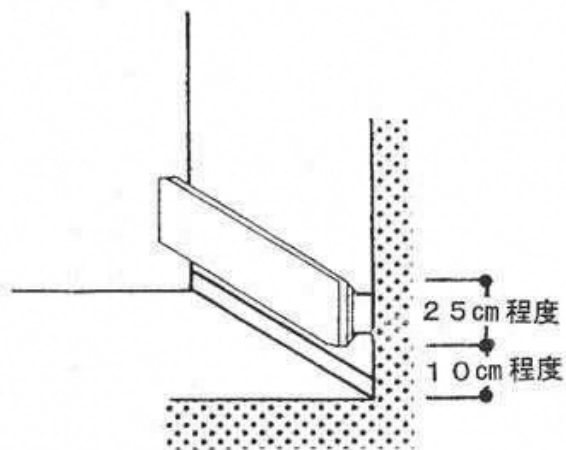


隅切り

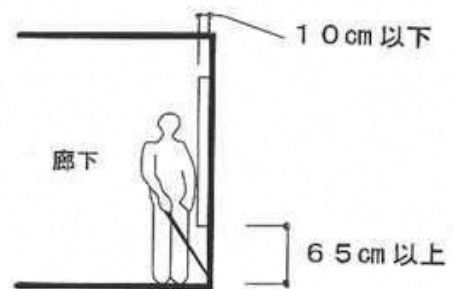
面取り

壁・障害物対策

【当たり（キックプレート）】



【突起物】



(3) スロープ

位置

- ④ 目的の場所（出入口）の近くに設置する。整備が整わない施設については、構造上支障のない取り付け・取り外しが可能な簡易スロープを設置する。
- ⑤ 遠回りにならないように、目的の場所（出入口）へ直接行けるように設置する。
- ⑤ 距離が長ならないように、できるだけ高低差の小さいところに設置する。
- ⑤ 階段とスロープは、利用を選択することができるように併設する。

形状

- ④ 幅員は、140cm 以上（階段併設の場合は、120cm 以上）とする。
- ④ 勾配は、1/12 以下とする。
- ④ 高さ 75cm 以内ごとに、踏み幅 150cm 以上の踊り場を設ける。
- ⑤ 利用者の多い施設の幅員は、160cm 以上（階段併設の場合は、140cm 以上）とする。

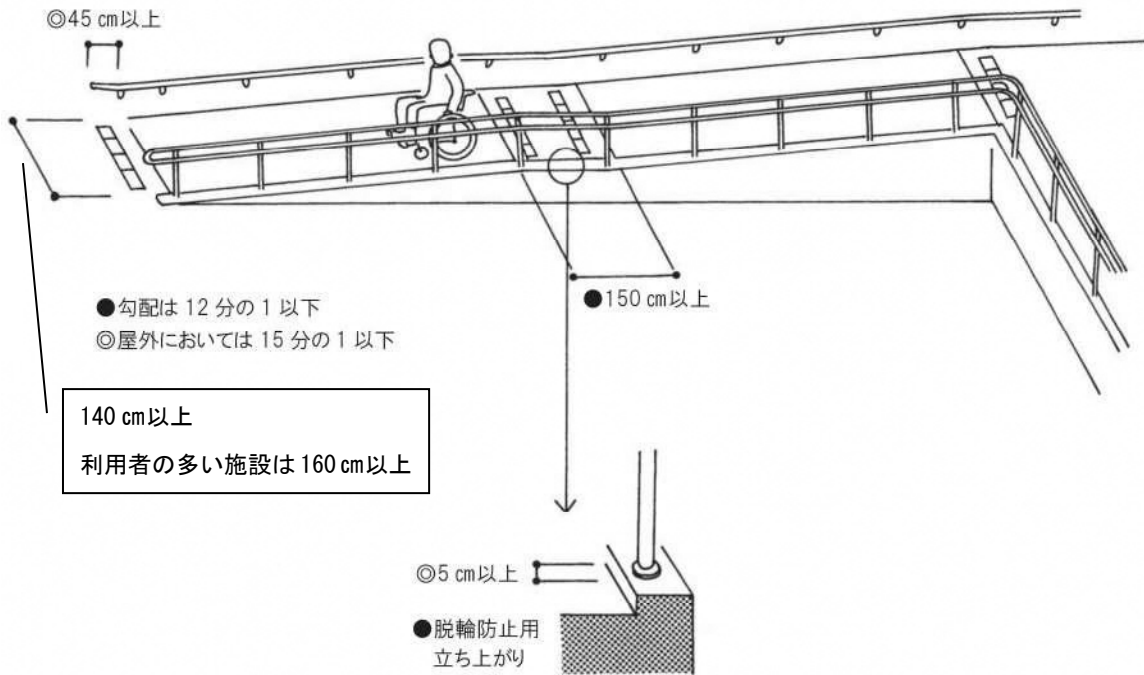
屋根

- ④ 利用者が多い施設の屋外スロープには、屋根を設置する。

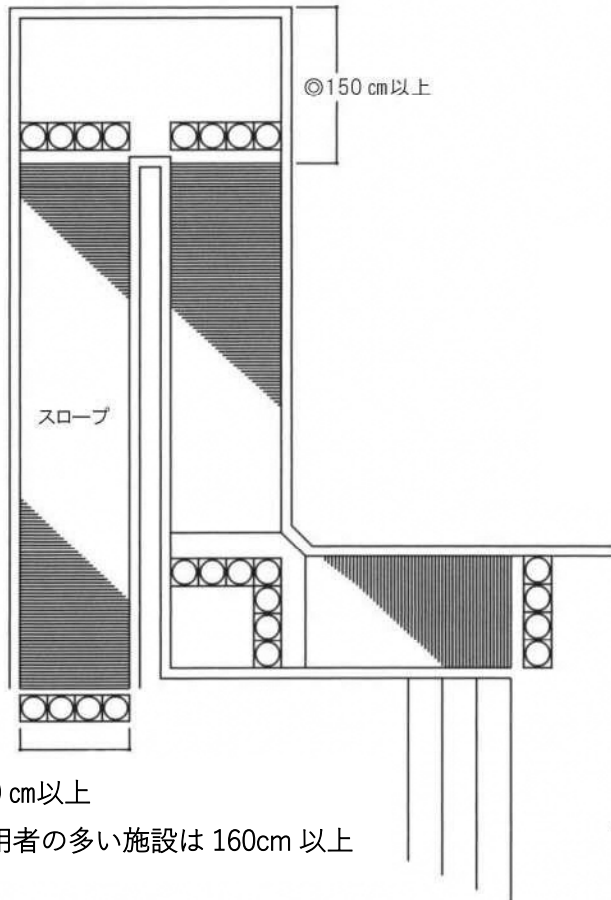
安全対策

- ④ 終始点には、150cm×150cm 以上の水平なスペースを設ける。
- ④ 車いす等の脱輪を防ぐため、両側に 5cm 以上の立ち上がり又は壁面を設ける。

スロープの設置例



140 cm以上
利用者の多い施設は 160 cm以上



140 cm以上
利用者の多い施設は 160cm 以上

4 昇降スペース（階段／エレベーター／エスカレーター）

（1） 共通事項（階段／エレベーター／エスカレーター）

位 置

Ⓢ 階段、エレベーター、エスカレーターは、それぞれを近くに設置する。

検討：施設利用者の動線、子どもの安全を考慮した位置に設置する。

（2） 階 段

形 状

Ⓢ 回り階段でなく、直線階段とする。

Ⓢ 蹴上げや踏面の寸法を一定にする。

Ⓢ 段を識別しやすいように、段鼻と周囲の色を区別する。

Ⓢ つまずき防止のため、蹴込板を設置するとともに段鼻を突き出さない（蹴込は、2cm 以下）ようにする。

Ⓢ 蹴上げは、16cm 以下とする。

Ⓢ 踏面は、30cm 以上とする。

Ⓢ 幅員は、150cm 以上とする。

Ⓢ 利用者の多い施設の幅員は、180cm 以上とする。

Ⓢ 階段の両側は、壁又は手すり壁とすることが望ましいが、手すり子形式の場合は、5cm 以上の立ち上がりを設ける。

案 内

Ⓢ 階段の位置を知らせる案内板を設置する。

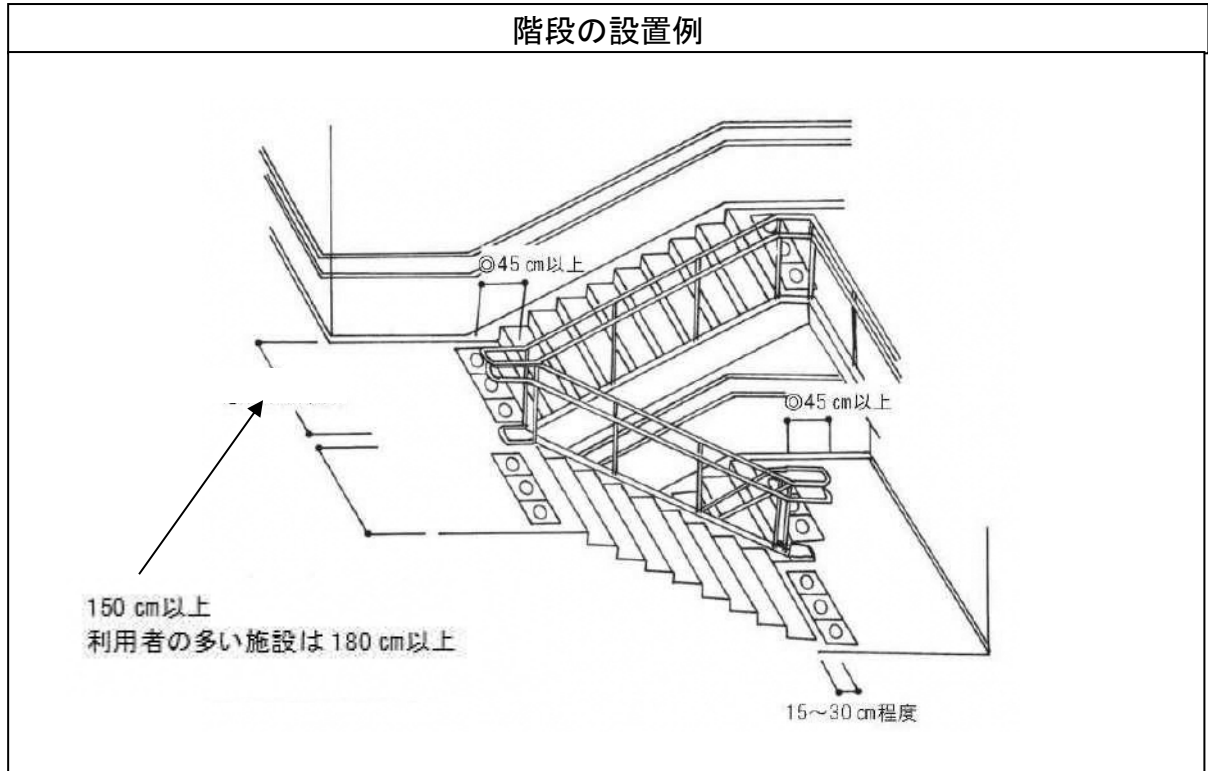
Ⓢ 階段付近にエレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。

Ⓢ 階段の手すりが、片方にしか設置されていない場合、階段の位置を知らせる案内板に、手すり設置側を表示する。

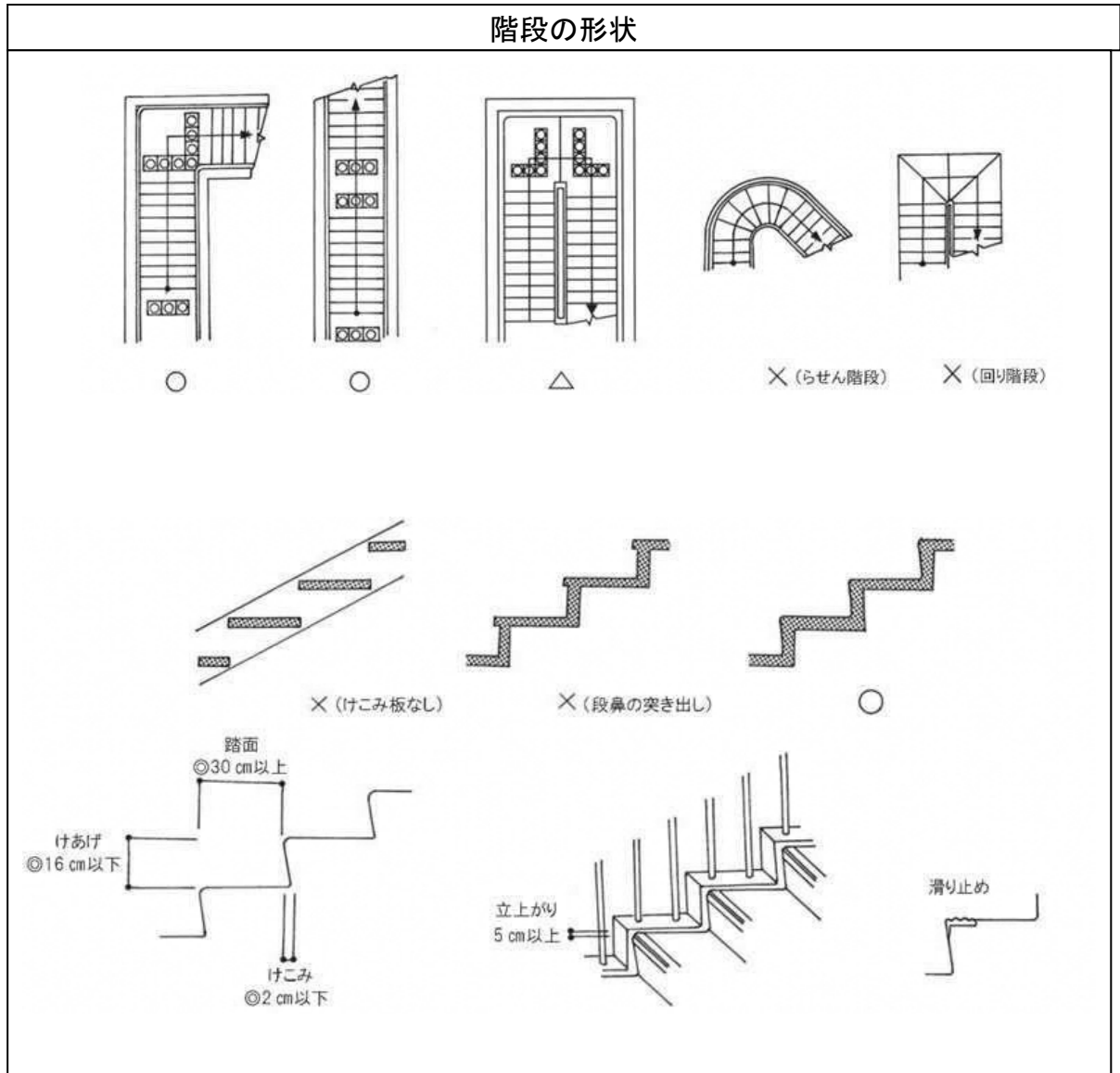
Ⓢ 3 階建て以上の施設は、階段の踊り場に階数を表示する。

参照 → 案内板の基本的な設置方法は、「P72 6-4 情報・案内（1）案内標示」を参照

階段の設置例



階段の形状



(3) エレベーター

設置

- ④ エレベーターを設置する場合は、車いす対応エレベーターを1以上設置する。
- ⑤ 2階建て以上の施設は、エレベーターを設置する。
- ⑤ すべてのエレベーターを車いす対応とする。

かごの広さ

- ④ 幅 100cm×奥行き 135cm 以上（建物の床面積が 2,000 m²以上の場合、「かご」の床面積は、1.89 m²（140cm×135cm）以上）とする。
- ④ 扉の幅員は、90cm 以上とする。
- ⑤ 利用者の多い施設の「かご」の床面積は、2.16 m²（135cm×160cm）以上とする。

乗り場周辺

- ④ 乗り場周辺は、車いすが回転できる 150cm×150cm 以上のスペースを設ける。
- ⑤ 利用者の多い施設の乗り場周辺は、180cm×180cm 以上のスペースを設ける。
- ♥ ④ 乗り場周辺に障害物を置かない。

案内・表示

- ④ エレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。
- ④ 「かご」の内部では、現在位置（階数）、停止予定階数を大きく表示する。
- ④ 「かご」の内部及び乗り場では、昇降方向を矢印等で大きく表示する。
- ④ 階数等のインジケーター（計数表示器）の表示点灯色は見やすい色とする。
- ④ 利用者の多い施設のエレベーターは、各種音声案内装置を設置する。（「〇階です。」「上へまいります。」「行き先ボタンを押してください。」「地震が発生しました。」等）
- ⑤ エレベーターの操作に必要な表記は、和文、点字、英文等で表示する。
- ⑤ 乗り場では、「かご」の現在位置（階数）を大きく表示する。
- ⑤ 「かご」の内部及び乗り場周辺に、各階の施設案内を分かりやすく表示する。
- ⑤ エレベーターが複数ある乗り場では、到着するエレベーターを分かりやすく表示する。

参照 → 案内板の基本的な設置方法は、「P72 6-4 情報・案内（1）案内標示」を参照

押しボタン（操作盤）

<全 般>

- ④ ボタンは、枠つきとし、文字やピクトグラム（絵文字）が浮き出た形状とする。
- ④ ボタンには、点字を設置する。
- ④ 点字の設置位置は、ボタンの左側とする。
- ④ ボタンの文字やピクトグラム（絵文字）は、見やすい色とする。
- ④ ボタンは、こぶしや肘などで押せる大きさとする。

<開閉ボタン>

- ④ 開閉ボタンの高さは、床から 100cm 程度とする。
- ④ 閉ボタンよりも開ボタンをやや大きくし、区別しやすくする。
- ④ 開閉ボタンは、ピクトグラム（絵文字）と文字（ひらがな）で表示し、区別しやすくする。

<横型操作盤>

- ④ 「かご」の内部には、主操作盤のほか、横型操作盤を 1 か所設置する。
- ④ 横型操作盤の高さは、床から 100cm 程度とする。

<乗り場のボタン>

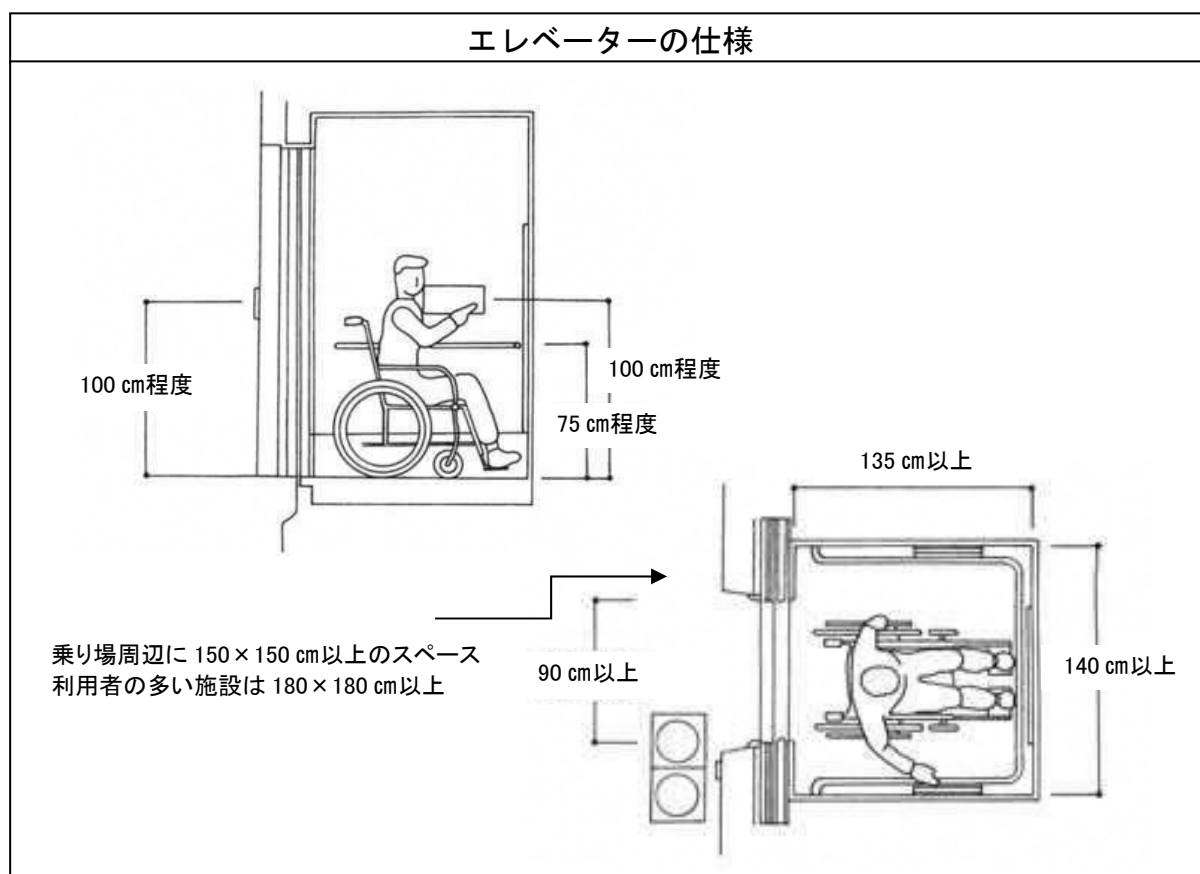
- ④ 高さは、床から 100cm 程度とする。

<その他>

- ④ 階数ボタンを押し間違えた場合、訂正できる機能のエレベーターを設置する。

安全・防犯対策

- ④ 「かご」の内部の照明は、明るくする。
- ④ 横型操作盤や乗り場ボタンの操作により、到着したときの扉の開放時間は、可能な限り長くする。
- ④ 「かご」の内部の操作盤には、インターホンを設置する。
- ④ 「かご」の内部の扉の反対側の面に大型鏡を設置する。
- ④ 「かご」と建物の床に段差を設けなくて、平坦にする。
- ④ 利用者の多い施設の「かご」の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置する。
- ④ 「かご」と建物の床との間隔は、2cm以下とする。
- ④ 扉にガラス窓を設置する。
- ④ 扉のガラス窓は防火ガラスとする。
- ④ 「かご」の内部に防犯カメラを設置する。
- ④ 「かご」の内部の主操作盤の上にバックミラーを設置する。
- ④ 地震等の非常時に備え対応マニュアルを作成する。



(4) エスカレーター

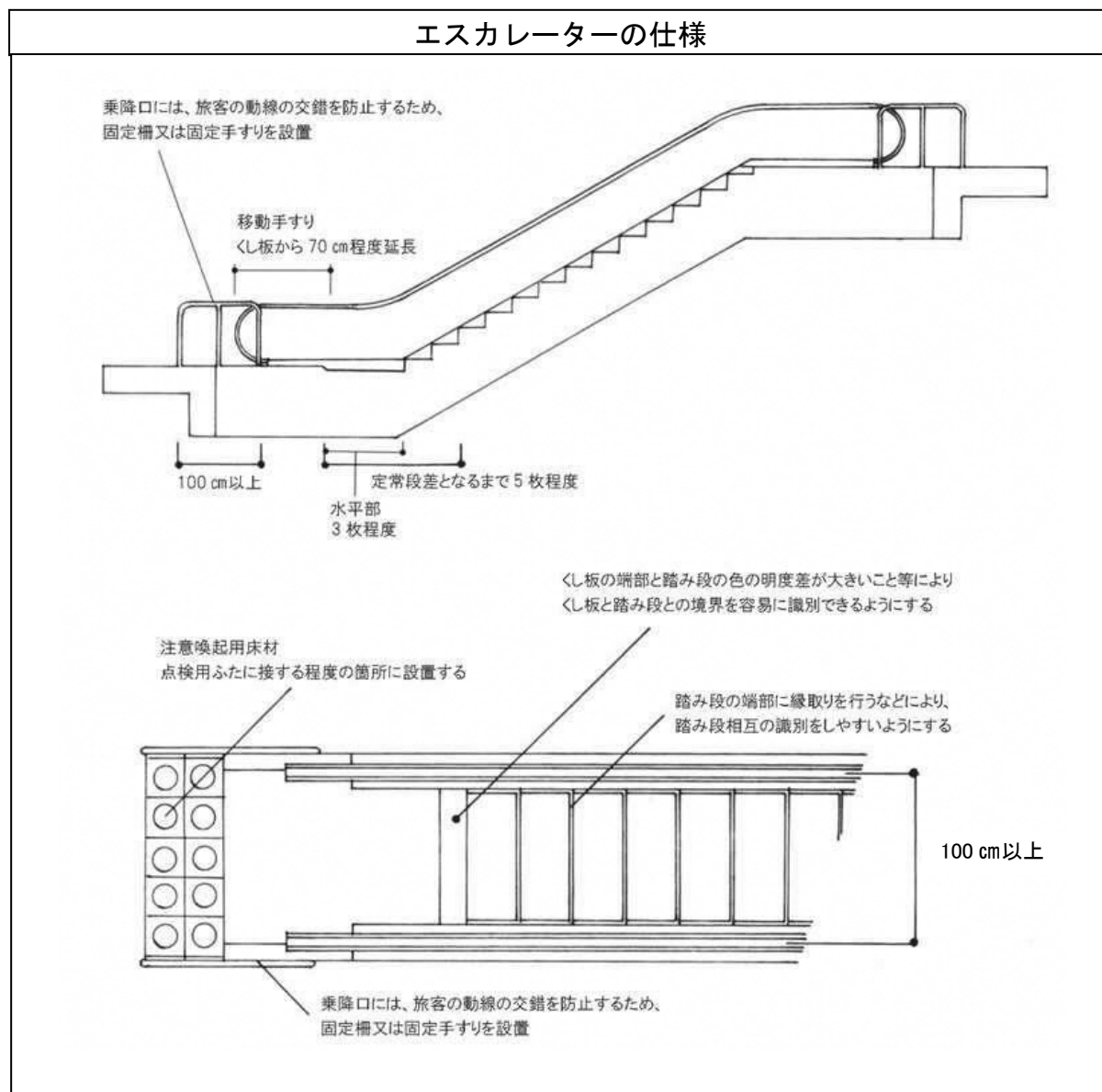
形状

- ④ 幅員は、100cm 以上とする。
- ④ 踏段につまづかないように、段鼻部と周囲の色を区別する。
- ④ 乗り移りやすさを考慮し、踏み段の水平部分を 3 枚以上とする。

安全対策

- ④ 子どもの利用が多い施設には、柵等を設置する。
- ④ 欄干にネットを取り付けて、物が落ちないようにする。
- Ⓢ 非常停止スイッチは、分かりやすい位置に設置する。

検討：エスカレーターのスピードを利用者層に合わせて調整する。



6-3 個別空間

(1) トイレ

共通事項（トイレ）

<位置>

Ⓢ 安全・安心に考慮し、玄関から見える位置、ロビー、階段、エレベーターホールの近くに設置する。

Ⓢ 各階のトイレ位置を統一する。

検討：トイレ数は、利用者数を考慮した数とする。

<小便器>

Ⓢ 低リップ（前方に張り出した受け部）式とする。

Ⓢ 自動水栓機能付とする。

Ⓢ 小便器付近の面台は、荷物を置くことを考慮した高さや奥行きとする。

Ⓢ トイレに、子ども用小便器を設置する。

Ⓢ 掃除がしやすい形状のものとする。

<大便器（腰掛便器）>

Ⓢ 腰掛便器を男女それぞれ 1 器以上設置する。

Ⓢ 便座の高さは、床から 40~45cm 程度とする。

Ⓢ 便座は、洗浄機能付きの暖房便座とする。

Ⓢ 操作パネルを左右両側に設置する。

Ⓢ 操作パネルは、操作が分かりやすく、使いやすい形状とする。

Ⓢ 子ども用の補助便座を設置する。

Ⓢ 擬音機能を設置する。

<荷物置き台・フック>

Ⓢ 荷物置き台やフックは、角を鋭利にしないなど安全な形状とする。

Ⓢ 便房の広さを考慮した大きさの荷物置き台やフックを設置する。

Ⓢ 床から 60~65cm 程度の高さに荷物置き台を設置する。

Ⓢ 床から 165~175cm 程度の高さにフックを設置する。

Ⓢ 荷物置き台は、必要に応じて、折りたたみ式や荷物落下防止用の柵等を設置する。

<空調>

Ⓢ 化学物質過敏症に配慮した芳香剤や臭い消しを設置する。

Ⓢ トイレ内の温度は、施設内の温度に合わせる。

Ⓢ 換気、消臭、掃除をこまめにする。

<ベビーベッド>

- ③ 男女両方のトイレにベビーベッドを設置する。
 - ③ 2歳ぐらいまで使える大きいサイズとする。
 - ③ トイレ外にベビーベッドを設置する場合は、カーテンやついたてを置き、外から見えないようにする。
- 検討：ベビールームの設置を検討する。

<洗面コーナー>

- ③ 鏡は、斜めに設置するのではなく、できるだけ低い位置に設置する。
 - ③ 洗面台の高さは、床から80cm程度とする。
 - ③ 洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
 - ③ 3～4歳児の利用に配慮し、55cm程度の高さの洗面台を設置する。
 - ③ 1以上の洗面台の両側に、手すりを設置する。
 - ③ 洗面台は、長めの蛇口やシンクを深くするなど、使いやすいものとする。
 - ③ ハンドル式の蛇口には、滑り止めを付ける。
 - ③ 荷物を置いたり、杖を立てたりできるようにする。
 - ③ 水栓器具は、自動感應式かレバー式とする。
- ☑ 石鹸等の残量確認と補充を行う。

<出入口>

- ③ トイレの中が見えないようにする。
- ③ 扉を設置する場合は、ひじ等でも開けられる形状で、開ける時は力がいらすゆっくり閉まる扉とする。
- ③ 扉を設置する場合は、反対側に人がいることが分かる扉とする。

<ペーパーホルダー>

- ③ ワンハンドカット式とする。
 - ③ トイレトペーパーの補充が、容易なものとする。
 - ③ 左右両側に設置する。
- ☑ トイレトペーパーの残量確認と補充を行う。

<非常呼出ボタン>

- ④ 全ての便器付近に設置する。
- ④ だれもが押しやすい位置に設置する。
- ④ 設置位置や使用方法等を分かりやすく表示する。
- ④ 転倒したときのことを考慮した機能とする。

<照明スイッチ>

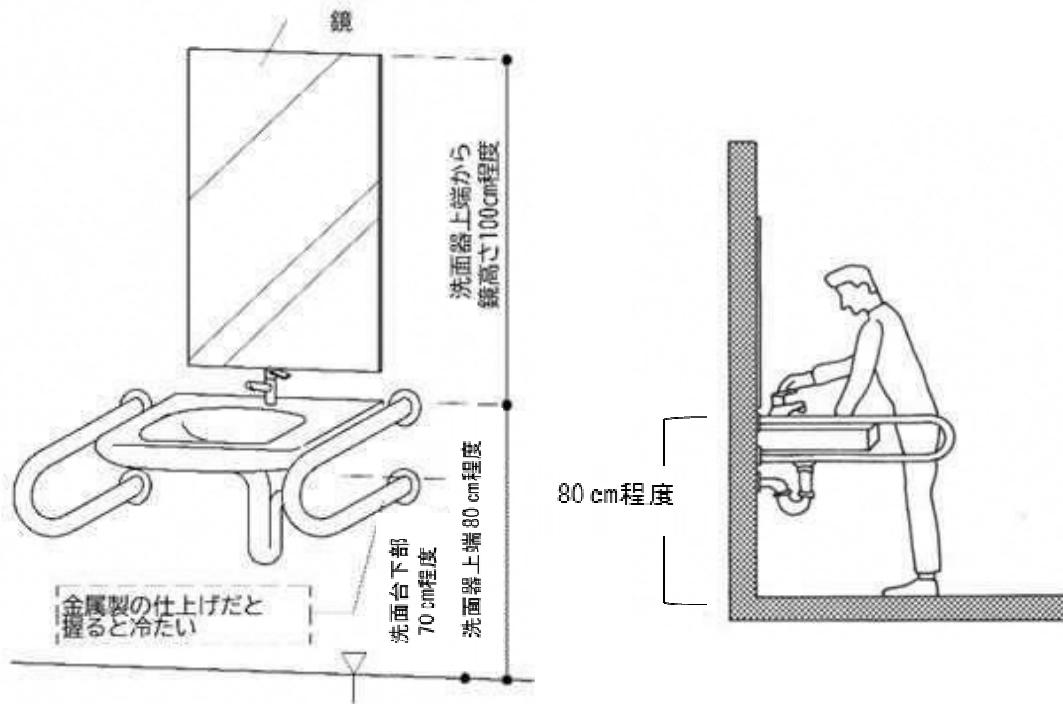
- ④ トイレの内外に設置する。
- ④ トイレの照明スイッチの位置を統一する。

<その他設備>

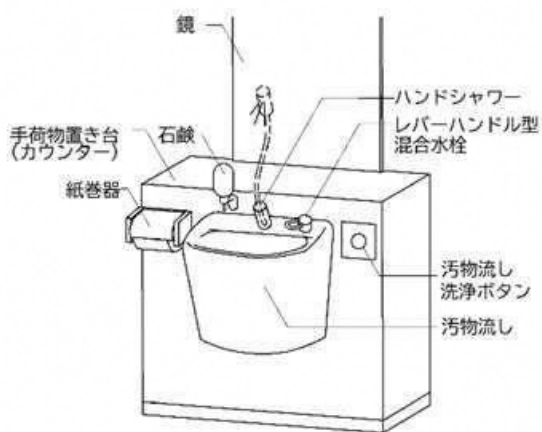
- ④ 操作レバーやボタン等、操作が容易な水栓器具を設置する。
- ④ 利用者の多い施設は、オストメイト対応設備を設置する。
- ④ 操作ボタン、ペーパーホルダー、非常呼出ボタン等を使いやすい位置に設置する。
- ④ 利き手に関係なく使用できるようにする。
- ④ 使用中の表示を見やすい位置に設置する。
- ④ 汚物入れを設置する。
- ♡ ④ 次の利用者が気持ちよく利用できるように、使用後は、汚れていたら清掃する。また、簡易な清掃用具を設置する。

検討：施設規模や利用者層を考慮した、設備内容を検討する。

洗面器の設置例



オストメイト対応設備



トイレ

<出入口>

- ④ 幅員は、80cm 以上とする。
- ⑤ 幅員は、90cm 以上とする。

<ブース>

(配 置)

- ⑤ 用具入れは、トイレの奥またはトイレの外に設置する。
- ⑤ 腰掛便器のブースは、手前に設置する。

(広 さ)

- ④ ブースの広さは、120cm×90cm 以上とする。
- ⑤ ブースの広さは、120cm×100cm 以上とする。
- ⑤ トイレの広さに余裕があれば、簡易型多目的トイレ^{*}を設置する。

(扉)

- ④ 鍵は、開閉しやすいものとする。
- ④ 鍵は、緊急時に外部から開閉できるものとする。
- ④ 幅員は、60cm 以上とする。
- ④ 簡易型多目的トイレ^{*}の幅員は、80cm 以上とする。
- ⑤ 幅員は、65cm 以上とする。
- ⑤ 簡易型多目的トイレ^{*}の幅員は、90cm 以上とする。

※簡易型多目的トイレ：従来型の多目的トイレよりスペースは狭いが、小型の車いすやベビーカーがそのまま入ることができるトイレのこと。スペースが狭くても移乗できる車いす利用者が利用することができる。

(間仕切り)

- ⑤ 扉と床の隙間が少ないものとする。

<大便器>

- ⑤ 腰掛便器や和式便器をバランスよく設置する。
- ⑤ 女性用トイレには、便器を多く設置する。

<手すり>

- ④ 出入口近くの 1 以上の小便器及び腰掛便器ブースには、手すりを設置する。
- ⑤ すべてのブース内に手すりを設置する。

<洗面コーナー>

④ 洗面台を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。

検討：女性用トイレには、鏡の数を増やすなど、パウダールームとしての利用を考慮する。

<親子トイレ>

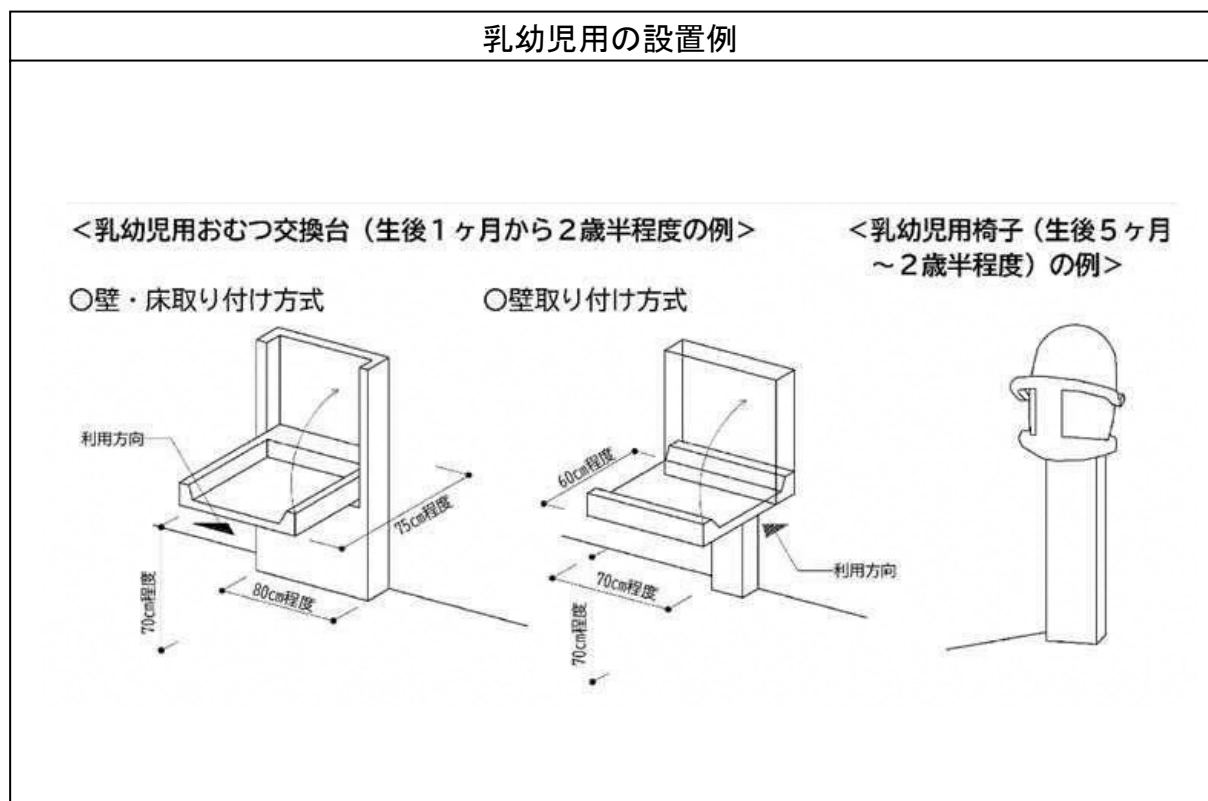
④ 利用者の多い施設は、男女それぞれのブース内に乳幼児用の椅子を1か所以上設置し、出入口扉にピクトグラム（絵文字）を設置する。

④ ベビーカーが入る広さのブースとする。

④ 乳幼児用の椅子は、座った乳幼児が扉や鍵に手が届かない位置に設置する。
また、上下の2か所に設置するなど位置に配慮する。

④ 男性用トイレの小便器付近に乳幼児用の椅子を設置する。

④ 着替え用マットを設置する。



個別機能を備えたトイレ

<案 内>

- ⑧ 個別機能を備えたトイレ※が設置されている場所が分かるように、案内板を設置する。
- ⑨ 利用者の状況に応じて、分散配置を考慮した個別機能を備えた便房を適切に設け、機能を分散化し、誰でもが共用できるよう配慮すること。
- ⑩ 機能の内容（車いす対応、オストメイト対応、ベビーベッドの設置等）に応じたピクトグラム（絵文字）を設置する。
- ⑪ 内部の配置が分かるように、入口に配置図（触知図）を設置する。

<位 置>

- ⑧ 個別機能を備えたトイレを誰もが共用できる位置に 1 以上設置する。
- ⑨ 便房総数が 200 以下の場合、便房総数に 1/50 を乗じて得た数以上とし、便房総数が 200 を超える場合は、便房総数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。
- ⑩ 男女別のトイレの近くに設置する。
- ⑪ 男女別のトイレと分けて設置する場合は、個別機能を備えたトイレの案内板を設置する。

検討：設置位置については、施設利用者のニーズを把握する。

※個別機能を備えたトイレの概要

個別機能を備えたトイレ	車椅子使用者用トイレ	・車椅子使用者が円滑に使用できる機能・広さを備えたトイレ
	オストメイト用設備を有するトイレ	・腰掛現座のある広めの便房に汚物流しなどのオストメイト用水栓器具を設けたもの
	乳幼児用設備を有するトイレ	・ベビーカーとともに入れる広さを備えた便房で、乳幼児椅子、乳幼児用おむつ交換台、着替え台等を備えたもの ・乳幼児連れの利用者に配慮した設備を有する便房を設けない場合、便所内（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所）に乳幼児用おむつ交換台を設ける方法もある
個別機能を組み合わせたトイレ		・利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者用トイレに、オストメイト用設備又は乳幼児用設備を付加したトイレ

<出入口>

- ④ 幅員は、90cm 以上とする。
- ④ 引き戸とし、容易に開閉して通過できる構造とする。取っ手は棒状のハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ④ 幅員は、100cm 以上とする。
- ④ 自動ドアとする。
- ④ 車いすに乗ったままでも開閉しやすい位置にドアハンドルや鍵を設置する。

<広 さ>

- ④ 広さは、200cm×200cm 以上とする。(150cm 以上の円が内接できるスペースを確保する。)
- ④ 個別機能を備えたトイレの広さは、下記を参考とする。

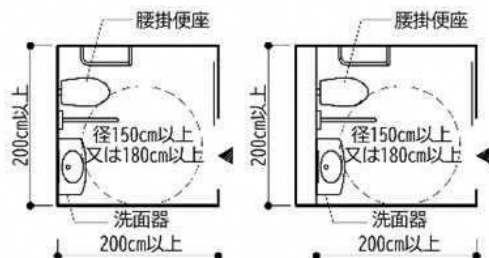
<分散配置を考慮した個別機能を備えた便房>

○車椅子使用者用便房

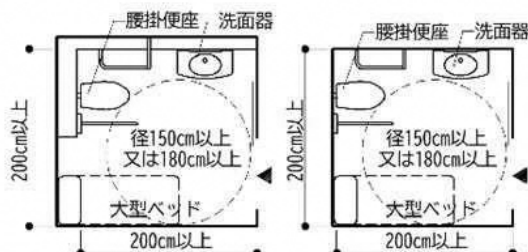
○オストメイト用設備を有する便房

○乳幼児用設備を有する便房

(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



○車椅子使用者用便房
(大型ベッド付)



- ④ スペースが十分取れる場合は、220cm×220cm 以上とする

- ④ 便房の出入口前には、車いすが回転できる 150cm×150cm 以上のスペースを設ける。

<便 器>

- ④ 正面からの移乗だけでなく、側面から移乗ができる場所に便器を設置する。
- ④ 車いす利用者が利用しやすいよう、便器下部にスペースを設ける。
- ④ 操作ボタンは、車いすからの移乗や回転等の邪魔にならない位置に設置する。
- ④ 操作ボタンは、利用しやすい位置に配置するとともに、使用方法を表示する。
- ④ 自動洗浄の場合には、介助者にセンサーが過敏に反応しないようにする。
- ④ 自動開閉式の便座とする。

<手すり>

- ④ 便器の両側に水平手すりまたはL字手すりを設置する。
- ④ 手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ65~70cm程度とする。
- ④ 片側の手すりは、可動式とする。

検討：手すりの設置については、施設利用者のニーズを把握する。

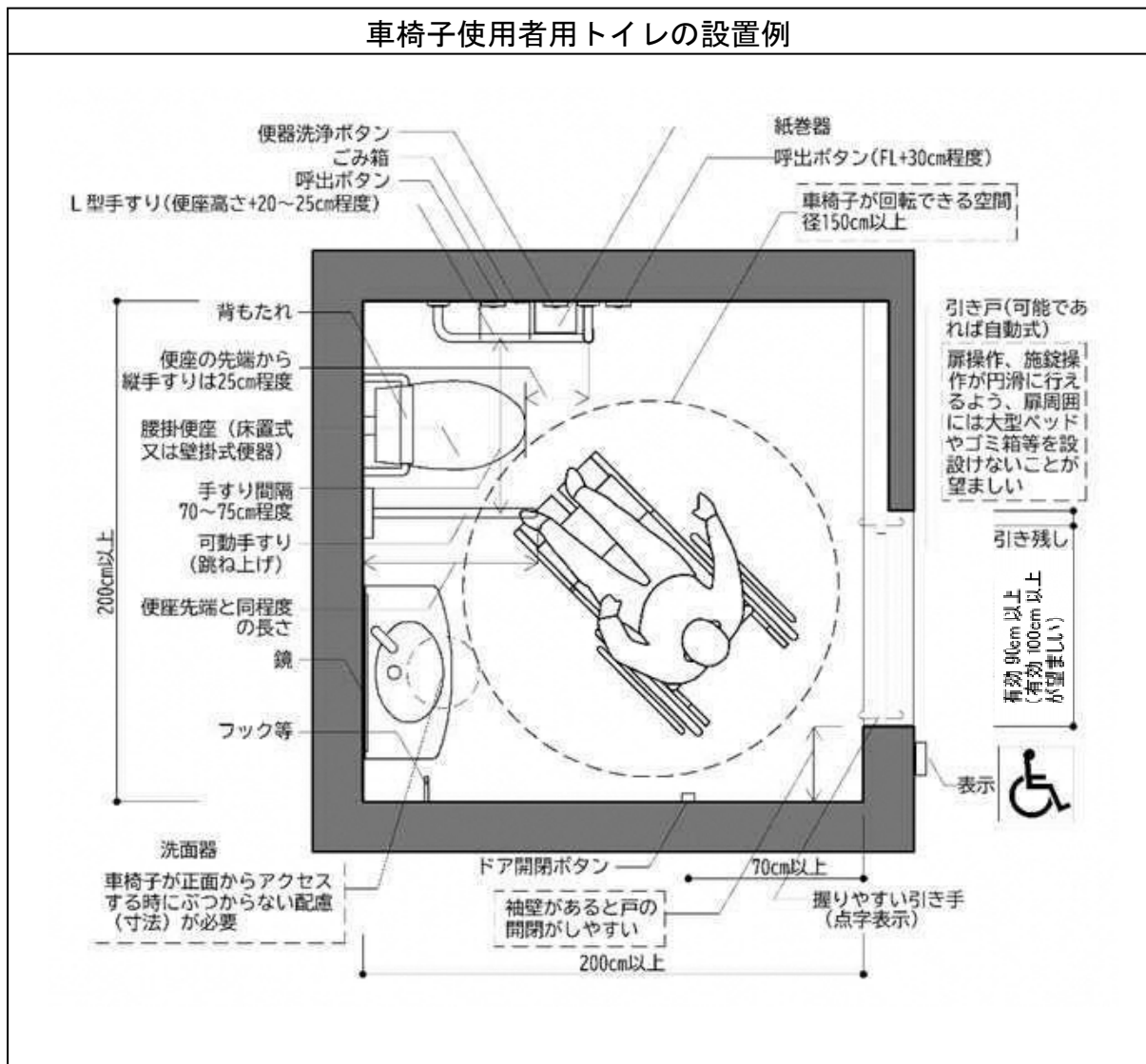
<洗面コーナー>

- ④ 洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。

<その他設備>

- ④ 大人も利用できる大型ベッドを設置する。
- ④ 便房と介助者のスペースを分けるカーテンを設置する。
- ④ 着替え用マットを設置する。

♥ ④ 設備を使用後は、元の位置に戻すこと。



(2) 会議室等

- Ⓢ 部屋の案内板は、扉が開くことで見えなくなる位置に設置する。
- Ⓢ 室内の音が漏れないように壁を防音仕様とする。
- Ⓢ 使用目的（講演会、会議等）にあった音響設備とする。

(3) 窓 口

受付カウンター

- Ⓢ カウンターが複数ある場合は、異なる高さに設置する。
 - Ⓢ 立位用カウンターの高さは、床から 90～100cm 程度とする。
 - Ⓢ 座位用カウンターの高さは、床から 75cm 程度とする。
 - Ⓢ カウンターの幅員は、80cm 以上とする。
 - Ⓢ 安全のため角を丸くする。
 - Ⓢ 座位用カウンターには、下部に高さ 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
 - Ⓢ 立位用カウンターには、車いす利用者が利用できる座位用カウンターを併設する。
 - Ⓢ 立位用カウンターには、手すりを設置する。
 - Ⓢ 杖や傘を立てかけられるようにする。
 - Ⓢ 近づきやすく、温かいイメージを受ける形状とする。
 - Ⓢ カウンターを壁と異なる色とする。
- Ⓢ 着座で対応する場合には、施設利用者との視線が極端に違う高さにならないようにする。

記入関係

<記載台>

- Ⓢ 座位用並びに立位用の記載台を設置する。
- Ⓢ 立位用記載台の高さは、床から 90～100cm 程度とする。
- Ⓢ 座位用記載台の高さは、床から 75cm 程度とする。
- Ⓢ 記載台の幅員は、80cm 以上とする。
- Ⓢ 安全のため角を丸くする。
- Ⓢ 座位用の記載台には、下部に高さ 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
- Ⓢ プライバシー保護のため、記載台についたてを設置する。
- Ⓢ 杖や傘を立てかけられるようにする。

<記入用ペン>

☑ 利き手に関係なく、使いやすい位置に設置する。

☑ 持ちやすく書きやすいものとする。

<申請書様式・設置場所>

☑ 書き方が分かりやすいように記載例を設置する。

☑ 置く場所は分かりやすく、だれもが取りやすい位置に設置する。

☑ 各種申請書の様式を統一する。

☑ 記入欄を大きく、分かりやすくする。

☑ 記入項目を最小限とする。

☑ 申請書の残部確認と補充を行う。

周辺環境

☑ 隣の様子等が見えない大きさのついたてを設置する。

☑ 相談内容に応じて対応できる個室を設置する。

☑ 各階の案内図や職員の配置図等を設置する。

☑ 大きな掲示スペース等を設置する。

☑ 文字等が見やすいよう、カウンターの明るさを確保する。

☑ 机などを効率よく配置することで、通路に十分なスペースを確保する。

☑ 通路や窓口に背を向けて座らないよう机を配置する。

♥ ☑ 困っている人がいたら、積極的に声を掛ける。

☑ カウンターに掲示物を貼らない。

☑ 多言語や手話での対応が可能な場合は、その旨を表示する。

☑ 筆談用の筆記板や必要な言語の施設案内リーフレットを用意する。

☑ 老眼鏡を用意する。

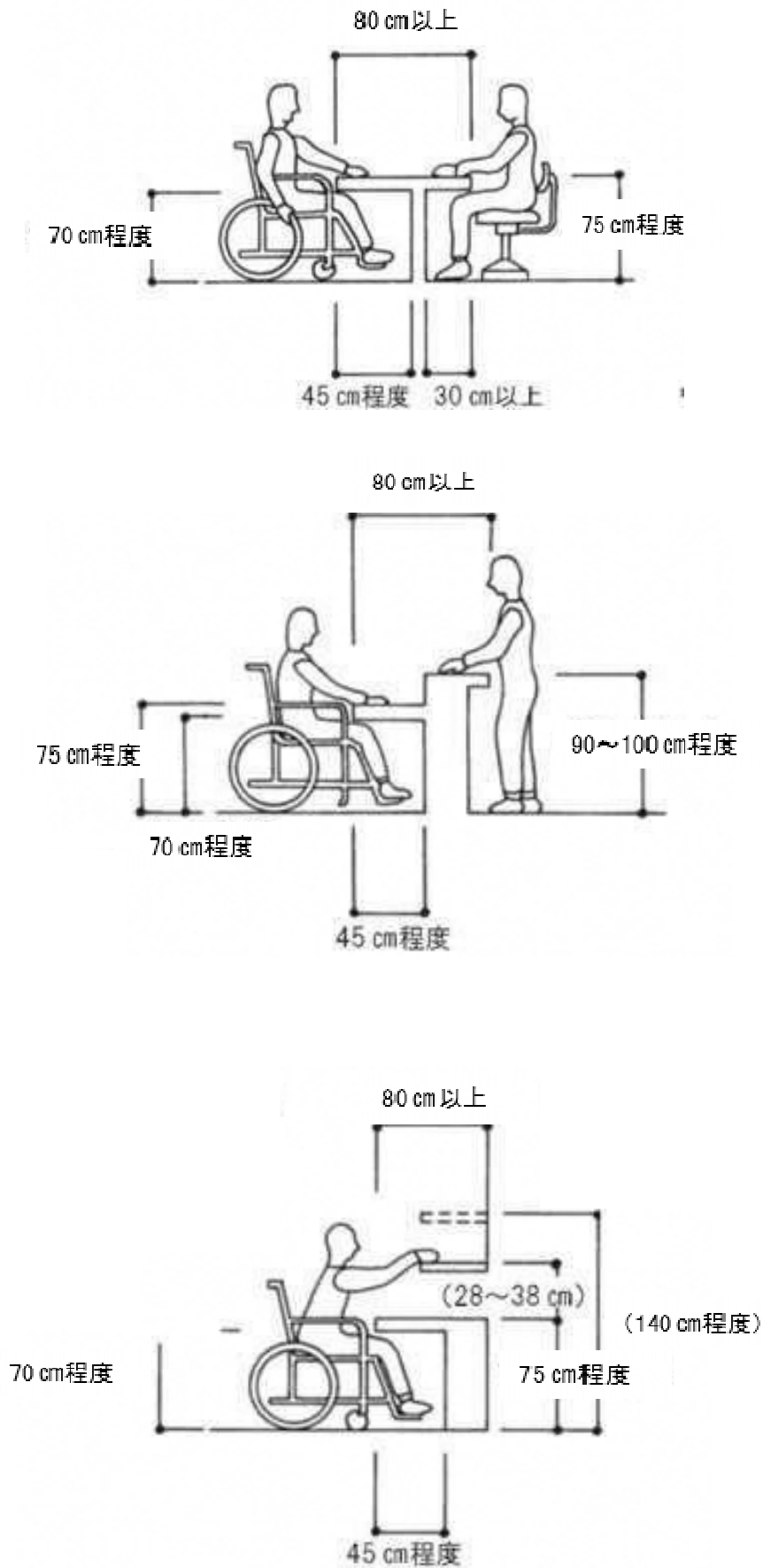
☑ カウンターを整理整頓する。(不要なものは置かない。)

休憩・待合場所

Ⓢ 利用者数に応じた十分なスペースを確保する。

Ⓢ ベビーカーを押す人や車いす利用者が利用しやすい通路幅とする。

カウンターの設置例



(4) ベビーコーナー

位置

- ④ 防犯や安全対策として、職員等の目が届く位置に設置する。
- ④ コピー機等の事務機器を近くに置かないようにする。

広さ

- ⑤ 利用者の多い施設は、複数の保護者と乳幼児が、同時に利用できる広さのおむつ交換スペースと授乳スペースを設置する。また、その際は、哺乳台やおむつ交換スペースから授乳スペースが見えないよう対策を講じる。

出入口・通路

- ⑤ 出入口は、中が見えにくい引き戸またはカーテンとする。
- ⑤ ベビーカーが入れるように、出入口や通路幅を80cm以上とする。
- ④ 出入口や通路幅は、90cm以上とする。
- ④ 出入口に、幼児用の飛び出し防止用の柵を設置する。

備品

- ⑤ 柵付きベビーベッドや長椅子を設置する。
 - ⑤ 手洗い場や換気扇を設置する。
 - ⑤ 各授乳スペースに使用中の表示を設置する。
 - ④ 緊急通報装置を設置する。
- ④ 育児に関する情報（パンフレット等）を用意する。
- 検討：衛生面に配慮し、蓋付きごみ箱の設置を検討する。



(5) 店舗（食堂・売店等）

幅員

- ③ 出入口の幅員は、80cm 以上とする。
- ③ 看板等の備品類は通行の妨げにならない場所に設置し、十分なスペースを確保する。
- ④ 出入口の幅員は、90cm 以上とする。
- ④ 店舗内の通路の幅員は、140cm 以上とする。

陳列品・値札

- ④ 通行の支障にならない位置に配置する。
- ④ 子どもや車いす利用者にも商品が選びやすい高さ（床から 45～100cm 程度）や形状の陳列棚とする。
- ◆ 値札やメニューは表示を大きくし、分かりやすくする。

販売（レジ）カウンター

- ④ 高さは、床から 90～100cm 程度とする。
- ④ 下部に高さ 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
- ④ 利用者側に財布等が乗せられる小さな台を設置する。

券売機

- ③ 硬貨投入口に広い受け皿のある券売機とする。
- ③ ボタンには、点字を設置する。
- ④ 硬貨投入口、ボタン、取り出し口は、床から 45～100cm 程度の高さに設置する。
- ④ 財布や取り出した券などが乗せられる小さな台を設置する。

備品

- ④ 幼児用の椅子を用意する。
- ◆ 軽くて持ちやすく、使いやすい食器を使用する。
（例：持ち手部分が太い、おわんやコップに取っ手をつける、スプーンですくいやすい皿等）

トイレ

- ④ 食堂付近にトイレを設置する。

参照 → トイレの基本的な設置方法は、「P52 6-3 個別空間（1）トイレ」を参照

(6) 浴室・シャワー室・脱衣室

共通事項（浴室・シャワー室・脱衣室）

<出入口>

- ④ 幅員は、80cm 以上とする。
- ④ 利用者の多い施設の幅員は、90cm 以上とする。
- ⑤ 幅員は、90cm 以上とする。
- ⑤ 利用者の多い施設の幅員は、120cm 以上とする。
- ⑤ 開き戸にする場合は、ドアの開閉を補助する手すりを設置する。

<空 調>

- ⑤ 室内の温度は、施設内の温度に合わせる。
- ⑤ 衛生面に配慮し、清掃や換気等を行う。

<安全・防犯対策>

- ⑤ 防犯面に配慮した構造や設備にする。
- ⑤ 脱水症状にならないように、水飲み器や自動販売機等を設置する。

<その他設備>

- ④ 車いす利用者が利用可能な、浴室、シャワー、更衣室を設置し、十分な空間を確保する。
- ④ レバー式等の操作が容易な水栓器具を使いやすい位置に設置する。
- ④ 浴室、シャワー室、更衣室に椅子やベンチを設置する。
- ⑤ 腰掛台やベンチ等の高さは、車いすの座面の高さに合わせて 40～45cm 程度とする。

浴室・シャワー室

<浴 槽>

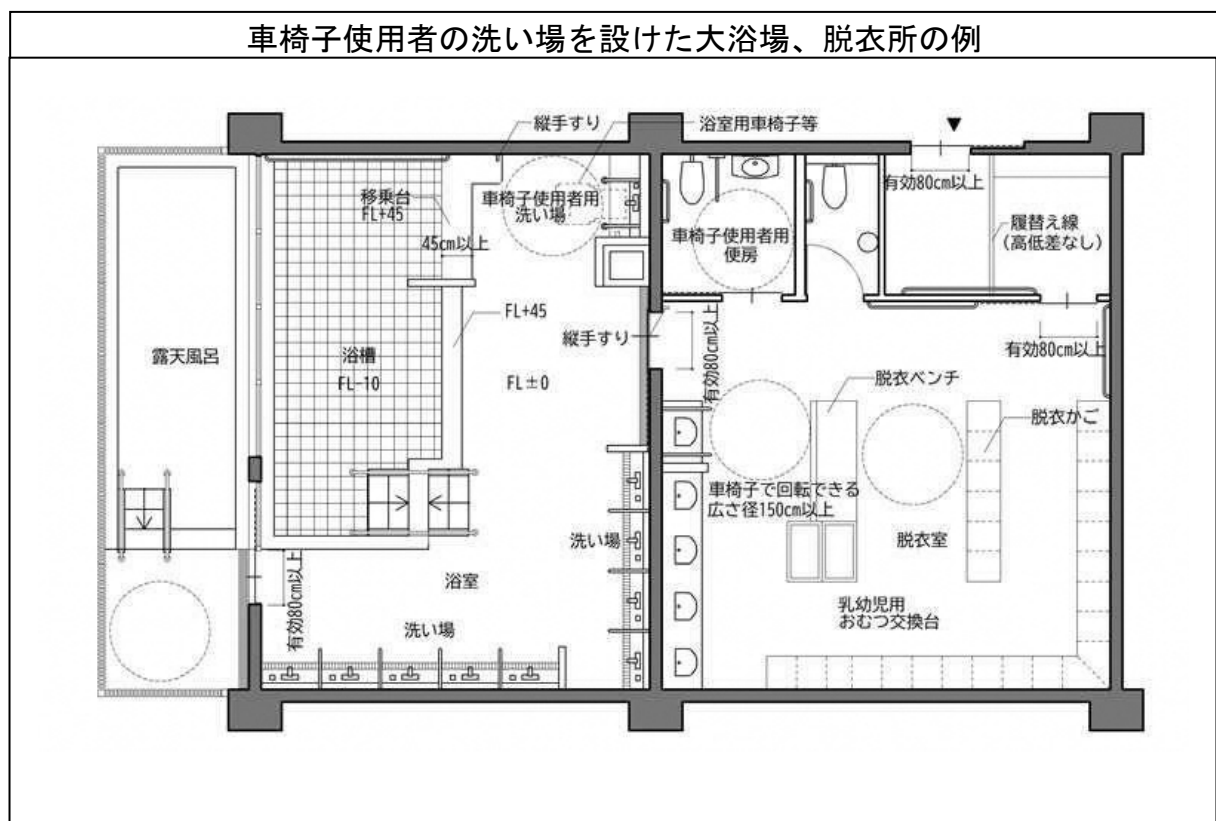
- ④ 子どもや背の低い人に配慮し、浴槽内で着座するための水深の浅い部分を設ける。
- ④ 循環式の浴槽の場合、吸い込み口が身体や頭（髪の毛）等が吸い込まれない構造とする。
- ⑤ 浴槽の深さは、50cm 程度とする。
- ⑤ 浮遊防止用の手すりを設置する。
- ⑤ 浴槽へ移乗するため、身体を回転させることを考慮した素材または仕上げの移乗台を設置する。
- ⑤ 移乗台を利用する人のためにマットを用意する。

<水栓器具・備品>

- ⑧ 水栓器具は、給湯が高温で直接身体の方角に出湯しない構造とする。
 - ⑧ 水栓器具は、ボディソープやシャンプーを使用しても滑りにくく、操作しやすい形状とする。
 - ♥ 次の利用者が気持ちよく利用できるように、使用後は、用具や水栓等を元の位置に戻す。
 - ⑧ 耐水仕様の車いすを用意する。
 - ⑧ 洗い場に椅子を設置する場合は、高さの違うものを設置する。
 - ⑧ ボディーソープ、シャンプー、コンディショナー等を設置する場合は、視覚障害者が識別可能なものとする。
- 検討：異性の介助者に配慮し、家族風呂や時間貸し切りなどの対応ができるように検討する。

脱衣室

- ⑧ ロッカーや脱衣かご等は、子どもや車いす利用者に配慮した高さや形状とする。
 - ⑧ 床は、衛生的に対応できる素材または仕上げとする。
 - ⑧ だれもが利用しやすい洗面台を設置する。
- 参照 → 洗面台の基本的な設置方法は、「P53 6-3 個別空間（1）トイレ・共通事項（トイレ）・<洗面コーナー>」を参照



(7) 客席・観覧席・舞台・楽屋

共通事項（客席・観覧席・舞台・楽屋）

<出入口>

- Ⓐ 幅員は、80cm 以上とする。
- Ⓐ 利用者の多い施設の幅員は、90cm 以上とする。
- Ⓑ 幅員は、90cm 以上とする。
- Ⓑ 利用者の多い施設の幅員は、120cm 以上とする。

<座席>

- Ⓑ 前席の人が鑑賞の妨げにならないように座席を配置する。

<光環境>

- Ⓐ 入退館時及び緊急時には、十分な明るさを確保する。
- Ⓐ 鑑賞時は、段差等を識別できる明るさとする。

客席・観覧席

<車いす対応>

- Ⓐ 車いす対応客席数を客席数全体の 1/200 以上設置する。
- Ⓐ 車いす対応スペースは、1 台につき幅 90cm 以上、奥行き 150cm 以上とする。
- Ⓐ タイヤ止めや手すり等の安全対策を図る。
- Ⓐ 車いす対応スペースまでの通路幅は、140cm 以上とする。
- Ⓑ 車いす対応スペースは、1 台につき幅 150cm 以上、奥行き 150cm 以上とする。
- Ⓑ 車いす利用者が車いすから座席に移乗できる座席を設置する。
- Ⓑ 車いす利用者が場所を選択できるように、複数箇所にスペースを設ける。
- Ⓑ 車いす対応スペースに、介助者用の座席を設置する。

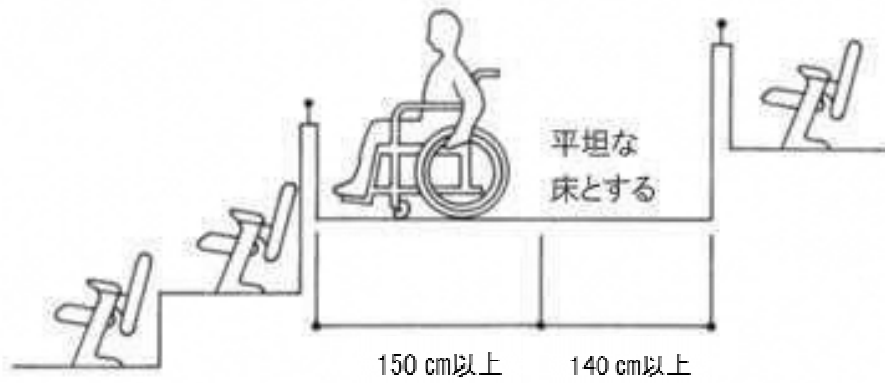
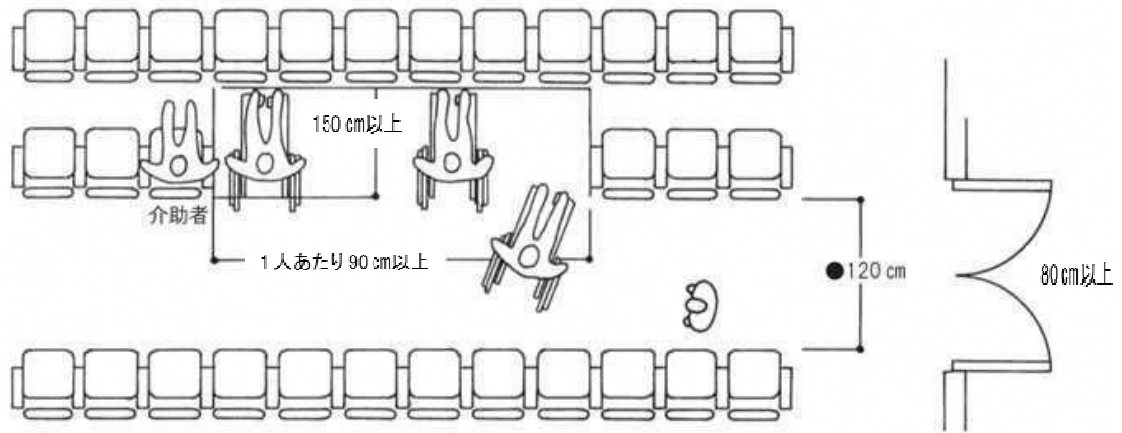
<その他>

- Ⓐ 客席は、長時間着座しても疲れにくい形状や素材とする。
- ♥ 妊婦や高齢者などに席を譲る。
- Ⓐ 客席までの経路が分かりにくい場合は、職員が誘導や案内を行う。

舞台・楽屋

- Ⓐ 車いす利用者が利用できる居室や設備を設置する。
- Ⓑ 楽屋や舞台は、車いすで移動できるようにする。
- Ⓑ 楽屋内は、車いす利用者の使用に配慮した、化粧台や更衣室とする。
- Ⓐ 許可された人以外が入室できないよう、保安管理を行う。

客席・観覧席の設置例



(8) 宿泊室

客室

- ④ 客室総数が 50 以上の場合は、障害者が円滑に利用できる客室を 1 以上設置する。
- ④ 出入口の幅員は、80cm 以上とする。
- ④ 移動空間の幅員は、80cm 以上とする。
- ④ 障害者が円滑に利用できる客室の移動空間の幅員は、90cm 以上とする。
- ④ 障害者が円滑に利用できる客室の床は、車いすの走行に支障のない素材または仕上げとする。
- ④ 障害者が円滑に利用できる客室は、車いすの回転に支障のないように 150×150cm 以上のスペースを設ける。
- ⑤ 客室総数が 200 以下の場合、客室総数に 1/50 を乗じて得た数以上とし、客室総数が 200 を超える場合は、客室総数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の障害者が円滑に利用できる客室を設置する。
- ⑤ 出入口の幅員は、90cm 以上とする。
- ⑤ 移動空間の幅員は、120cm 以上とする（障害者が円滑に利用できる客室も含む）。

ベッドまわり

- ⑤ ベッドの高さは、40～45cm 程度とする。
- ⑤ ベッド側面には、150cm 以上の幅員を設ける。
- ⑤ 手すりは必要なときに取付ができるように、着脱式のものとする。

トイレ・浴室・洗面所

- ④ 障害者が円滑に利用できる客室は、車いす利用者が利用できる構造のトイレや浴室を設置する。
- ④ 洗面台下の給湯配管でやけどをしないよう配慮する。
- ④ 便器は腰掛便器とする。

参照 → トイレ・浴室・洗面所の基本的な設置方法については、「P52 6-3 個別空間 (1) トイレと P66 (6) 浴室・シャワー室・脱衣室」を参照

安全対策

- ⑤ 高齢者や障害者が 1 人で利用することも想定し、緊急時に対応できる設備を設置する。
- ⑤ 高齢者や視覚、聴覚障害者が 1 人で利用することも想定し、インターホンや表示灯を設置する。

その他設備

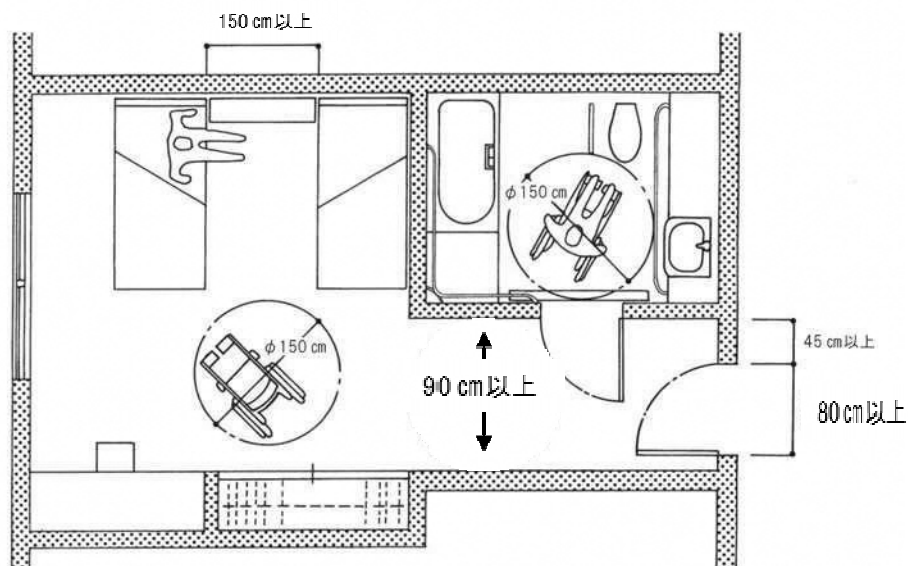
- ⑤ 机は車いすのアームレストやフットレストが当たらないものを設置する。
- ⑤ 室内の設備等は、着座状態から利用できるものとする。

(9) その他

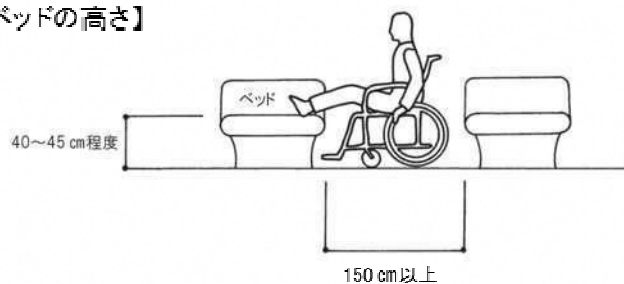
湯沸室

- ④ 流し台は、車いすでも利用できる高さとする。
- ④ 流し台の下部に高さ 70cm 程度、奥行 45cm 程度のスペースを設けて、足が入るようにする。
- ④ 水栓器具はレバー式とする。

障害者が円滑に利用できる客室の配置例



【ベッドの高さ】



6-4 情報・案内

(1) 案内標示

共通事項（案内標示）

<標示・デザイン>

- ④ 表示すべき内容が容易に識別できるピクトグラム（絵文字）※等を用いる。
（※当該内容が JIS Z 8210 または ISO 規格等に定められているときは、これに適合するもの。）

<設置場所>

- ④ だれも見やすく、視認できる高さに設置し、必要に応じて角度をつけるなどの工夫をする。
 - ⑤ 遠くから見る吊下型や突出型サインの高さは、サインの下端を床から 240cm 程度とする。
 - ⑤ 近距離から見る壁付型サインの高さは、サインの上端を床から 220cm 程度、サインの中心位置を床から 135cm 程度とする。
 - ⑤ 施設全体の案内板をすべての玄関に設置する。
 - ⑤ 各階のエレベーター前や階段の踊り場に、各階の案内板を設置する。
- 検討：施設内のどこからでも誘導できるとともに、サインの数が多くなりすぎないように、施設全体のサイン計画を行う。

<色 彩>

- ④ 高齢者、色覚障害者、近視、乱視等、視覚に障害がある人でも、識別できる配色とする。
 - ⑤ 文字と下地の明度差は 5 以上とする。
 - ⑤ 周囲の風景に考慮した色彩とする。
- 検討：統一性のある色彩計画を行う。

<多言語等表記>

- ⑤ 案内板は、やさしい日本語や多言語で表記する。

<光環境>

- ⑤ 案内板が見やすい明るさを確保する。

<点 字>

- ⑤ すべての案内板に点字を設置する。

<その他>

- ⑤ 汚れ、破損、情報の新旧など、定期的に点検を行う。

図による案内

<標示・デザイン>

- ④なるべく大きな案内図を設置する。
- ④用途によって案内図を色分けする。
- ④音声や視覚で知らせる案内図を設置する。
- ④現在地が分かりやすく、トイレ、動線（階段、エレベーター等）、目的地の位置等が把握できるような案内図を設置する。

<向 き>

- ④見る人の立ち位置と施設の向きが合った案内図を設置する。

文字や絵による案内

<標示・デザイン>

- ④案内板のデザイン（書体、色、材質等）を統一する。
- ④文字による表記は最低限に抑える。
- ④ピクトグラム（絵文字）や矢印と文字の配置方法を統一する。

<文 字>

- ④文字を大きくする。
- ④文字の書体は、ゴシック体とする。
- ④遠くから見るサインは、太めの書体とし、近くで見るものや抜き文字の場合は、やや細めの書体とする。
- ④文字間隔を広くとる。

案内図記号 公共・一般施設（抜粋、（出展 日本工業規格 JIS Z 8210）			
 案内 Information	 スロープ Slope	 階段 Stairs	 無線 LAN Wireless LAN
 お手洗 Toilets	 電話 Telephone	 ベビーケアルーム Baby care room	 オストメイト用設備／オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate

※ピクトグラムについては、施設利用者層を考慮し、JIS 規格（日本工業規格）や ISO 規格（国際標準化機構）などを設置すること。

(2) 音声案内

④ 利用者の多い施設の玄関、エレベーター、エスカレーター周辺等は、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、音声案内なども併せて設置する。

④ 音声案内やインターホンは、定期的に点検する。

検討：音声案内を設置する場合は、必要な人に必要な情報が伝わるようにする。

(3) 人的対応

総合案内

④ 施設に入ってすぐに分かる位置に設置する。

④ 総合案内板等を見ながら説明できる位置に設置する。

④ 総合案内は明るくし、目立つようにする。

④ どこに総合案内が設置されているかを音声案内や視覚障害者誘導用ブロックで知らせる。

④ 総合案内には、手話通訳者の配置やタブレット、指差しボードの設置など、聴覚に障害がある人等にも配慮する。

その他

④ 困っている人を見かけたら、積極的に声を掛ける。

(4) 情報発信

ホームページ・パンフレット

④ 情報発信のために、ホームページやパンフレット等を作成する。

④ ホームページやパンフレット等は見やすい大きさや色とするとともに、レイアウトにも配慮する。

④ 障害者駐車場、多目的トイレ等の設置の有無、設置数等の情報を掲載する。

④ やさしい日本語や多言語で見ることができるようにする。

6-5 避 難

(1) 警報装置

- ④ 非常放送設備を設置する。
- ④ 利用者の多い施設の非常放送設備は、火災報知機と連動した自動放送設備とする。
- ④ 利用者の多い施設は、光による警報装置を設置する。
- ⑤ 多言語による非常放送設備を設置する。
- ⑥ 地震等の非常時に備え、対応マニュアルを作成する。

(2) 避難誘導装置

- ⑤ 非常誘導灯は、腰の高さくらいに設置するか床に埋め込むタイプとする。
- ⑤ 光や多言語音声案内による避難誘導装置を設置する。

(3) 避難通路

玄 関

- ⑤ 避難時に備え、自動ドアには、手動式の外開き戸を併設する。

幅 員

- ④ 避難通路の幅員は、140cm 以上とする。
- ⑤ 利用者の多い施設の避難通路の幅員は、180cm 以上とする。

非常扉・防火扉

- ④ 幅員は、90cm 以上とする。
- ④ 扉は容易に開閉できる構造とする。
- ④ 開閉方法が分かりやすい扉とする。
- ⑤ 外部へ出る扉は外開き戸とする。

避難対策

- ♥ ⑥ 避難通路に幅員を妨げるような物を設置しない。
- ♥ ⑥ 災害発生時は、高齢者、障害者等の支援が必要な人が安全に避難できるよう支援する。

非常灯

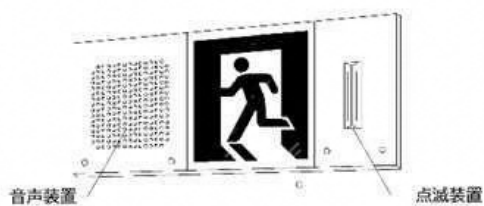
- ④ 警報装置等と連動して通路の照明を明るくする設備を設置する。

案内

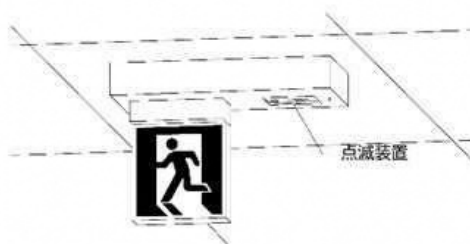
- ④ 全体案内図に非常口の位置を表示する。
- ⑤ 他のサインと区別できるように見やすくする。
- ⑥ 非常口の案内が見えにくくなるようなサインを周辺に設置しない。

避難誘導装置の例

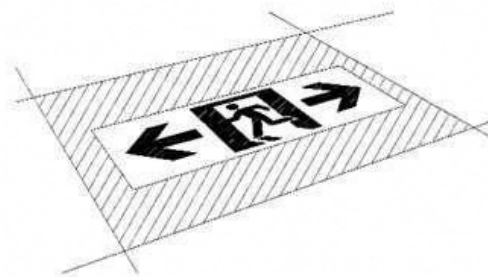
【点滅式誘導音付加誘導灯の例】



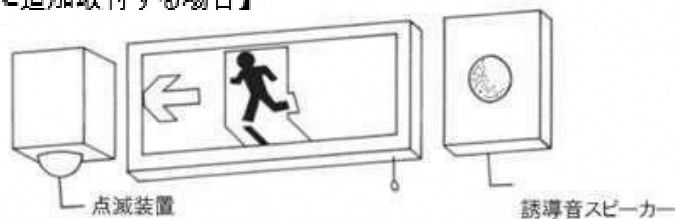
【点滅型誘導灯(天井直付型)】



【床埋め込み型誘導灯】



【既設誘導灯に追加取付する場合】



7 雪に対応した

ユニバーサルデザイン指針

7 雪に対応したユニバーサルデザイン指針

当市は、全国有数の豪雪地帯であり、市街地（高田）における過去5年間の最深積雪は、129cm（平成30年）※1、平均72.2cm※2、山間地（安塚）においては、最深積雪203cm（平成30年）※1、平均127.0cm※2、となっており、当市において「雪」は、忘れてはならない存在である。

雪は、四季を豊かにするなど、良い面もあるがそればかりではない。悪い面として、移動が困難、転倒しやすい、案内板が見えにくい等、雪は生活や施設を利用する際の大きな障害である。

そこで、市民が快適に施設を利用するためには、降雪時のことを考えて駐車場や屋外通路等を整備するとともに、玄関や通路（廊下）等についても、雪による影響を十分考慮して整備する必要がある。

また、施設を整備するだけでは雪に対応することは不完全であるため、施設管理者が施設周辺をこまめに除雪することは当然であるが、施設利用者がお互いのことを思いやりながら除雪をするといったような「こころのユニバーサルデザイン」が重要である。

※1：市統計要覧 令和3年版（新潟地方気象台）

※2：市統計要覧 令和3年版のデータをもとに算出

7-1 雪対策

(1) バス・タクシー乗り場

♡事 〇 〇 バスやタクシー乗り場周辺の除排雪のためにスコップを設置し、「おもいやりのひとかき」をする。

事 バス停やタクシー乗り場には、風雪をしのげる屋根等を設置する。

スコップ・バス停の設置例

【おもいやりのひとかき】



【バス停に設置されたスコップ】



(2) 駐車場・屋外通路

共通事項（駐車場・屋外通路）

<路面>

- ① 雪が積もっても滑りにくい素材または仕上げとする。
- ② 透水機能（水を通す機能）のある舗装とする。
- ③ 凍結の影響を受けにくい素材または仕上げとする。
- ④ 積雪や凍結により通行が困難な場所については、ロードヒーティング等の凍結防止設備を設置する。
- ⑤ 十分な堆雪スペースを確保する。
- ⑥ 除雪は早めに行う。
- ⑦ 駐車場だけでなく、歩道、階段、スロープ等の除雪も行う。
- ⑧ 降雪量が多いときは、こまめに除雪を行う。
- ⑨ 雪壁を作らないよう、排雪をこまめに行う。
- ⑩ 凍結防止剤等を散布する。
- ⑪ 歩行者の通路には、滑りにくいマット等を敷く。

<屋根>

- ① 通行する人や車に、落下した雪が当たらない構造の屋根を設置する。
 - ② 屋外通路やスロープに屋根を設置する。
 - ③ 雪の影響を考慮した構造の屋根を設置する。
 - ④ 屋根から落下した雪をこまめに排雪する。
 - ⑤ 屋根に積もった雪庇やつららをこまめに落とす。
- 検討：駐車場と施設利用者の動線を考慮し、屋根の設置について検討する。
- 検討：雪や雨で濡れずに自家用車、タクシーに乗れるように、屋根の設置を検討する。

<排水溝等>

- ① 排水能力の高い排水溝を整備する。
- ② 流雪溝を整備する。

<案内>

- ① 案内板に着雪していないか、こまめに点検する。
- 検討：案内板が着雪等で見えにくくならないように、設置位置を検討する。

駐車場

<駐車スペース>

⑥ 車の雪を下ろすスペースを確保するため、2重の駐車ラインを設置する。

♡ 車から下ろした雪が、次に駐車する人の邪魔にならないようにする。

⑦ 除雪等ではがれた駐車ライン等の塗装を補修する。

<駐輪場>

⑧ 屋根を設置する。


屋根を設置した駐車場の設置例



(3) 玄関・通路（廊下）


共通事項（玄関・通路（廊下））

<床>

 雪や雨によって床が濡れて滑りやすくなっている場合は、拭き取るとともに、施設利用者に注意を促すサインを表示する。


玄関


<車寄せ>

 雪や雨が吹き込まない大きな屋根を設置する。


検討：風の向きを考慮して、玄関の位置を検討する。


<自動ドア>

 雪に反応して開かない自動ドアにする。


 雪が積もって自動ドアが閉まらなくならないようにする。


<玄関マット>


 吸水性の良い玄関マットを設置する。

 雪が積もっても滑りにくい玄関マットを設置する。


<設 備>

 風除室を設置し、コートや長靴等に付着した雪が払えるようにする。

 雪や雨が吹き込まない囲いを設置する。

 コートや長靴等に付着した雪を払える設備（ブラシや風圧で雪を飛ばす装置等）を設置する。

 利用者数を考慮した大きさの傘立を設置する。

 コートや長靴等に付着した雪を施設内に持ち込まないようにする。

 降雪時に傘立を設置する。

屋根のある駐車場から接続した車寄せの設置例



8 施設区分別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
6-1 全体共通																				
(1) 路面・床																				
素材・仕上げ	段差を設けなくて、平坦にする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	濡れても滑らない素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アトピー性皮膚炎、喘息、化学物質過敏症等を誘発させにくい素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	スロープを設ける場合は、1/12以下（屋外は1/15以下、歩道内は1/20以下）の緩やかな勾配とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者が多い施設では、壁と床の境、部屋と廊下の境、スロープ等、用途が変わる部分では、材質を区別したり、色彩や明暗の差をつける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝ふた	杖、靴のヒール、車いすのタイヤ等が落ち込まない構造とし、溝ふたのピッチは10mm以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	溝ふたは濡れても滑らない素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 視覚障害者誘導用ブロック																				
位置	主な動線（主要な通路、歩道から玄関、玄関から総合案内、総合案内からエレベーター等）に連続的に敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	自動ドア付近に敷設する場合は、自動ドアが確実に開く位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	開き戸付近に敷設する場合は、扉が開いた先端の位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	利用者が多い施設では、スロープの終始点に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
色・仕様	利用者が多い施設では、階段の終始点から15～30cm程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	床との違いを際立たせる。（床の色と対照的な明度・輝度としたり、視覚障害者誘導用ブロックの両側に線を引いたりなどとする。）	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
説明		※Ⓐは利用者の動線を考慮し、必要箇所に設置すること（駐車場から玄関等の経路については、状況に応じて検討すること）。ただし、職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。 Ⓑは共用部分のみ。 Ⓒは利用者の状況を考慮し、突起物を設けなくても良い。																		
(3) 手すり																				
位置	通路（廊下）に連続的に設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロープの両側に連続的に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段の両側に連続的に設置する。	Ⓑ	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エレベーターのごこ内には、横型操作盤を設置する面に手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
点字	浴室、シャワー室、脱衣室の必要な場所に手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手すりの端や曲がり角部分には、点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
説明		※Ⓐは職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。また、幼児等が主に利用する施設では、必須としない。 Ⓑは職員等の人的支援が可能な場合は、片側のみでも可とする。																		
(4) 扉・出入口																				
仕様	扉は、容易に開閉できる構造とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	扉は、軽い素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動ドア	開閉時間は、可能な限り長くする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	使いやすい形状とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 光環境																				
備品	屋外の照明は、夜間でも安全に通行できる明るさとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	むらなく、足元が見やすい明るさとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 備品																				
共通事項	公衆電話や自動販売機等の設置場所が分かるように案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	通行の支障にならない場所に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	操作部分（ボタンやレバー等）は、使いやすい形状とし、必要に応じて点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆電話	子どもから高齢者までだれもが使いやすいものを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	衝突時に危険のない形状のものを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動販売機	公衆電話を設置する場合は、子どもや車いす利用者が使用できる高さ及び蹴込に配慮した公衆電話を1以上設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公衆電話を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水飲み器	操作部分の高さは、床から45～125cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水飲み器を設置する場合は、給水栓は、レバー式またはボタン式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区分別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
6-2 移動空間																				
1 施設まで（交通手段／周辺道路）																				
(1) 交通手段																				
バス・タクシー乗り場	バスやタクシー乗り場の案内板は、大きく表示するとともにピクトグラム（絵文字）を使用する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設全体案内図にバスやタクシー乗り場の位置を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 周辺道路																				
歩道	公共交通機関から施設までの歩道の幅員は、200cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 施設敷地内（駐車場／屋外通路）																				
(2) 駐車場																				
共通事項	位置	障害者等用駐車場、ゆったり駐車場、駐輪場は施設入口付近に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内	障害者等用駐車場やゆったり駐車場の位置を示す案内板を、駐車場内や敷地入口等に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車場	駐車スペース	障害者等用駐車場やゆったり駐車場は、立て看板で位置を示すとともに、駐車スペース内にマーク等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	幅員	幅員は、250cm以上とする（乗降スペース込）。ただし、軽自動車専用スペースは除く。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者等 用駐車場	駐車台数	2重の駐車ラインを敷設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	幅員	全駐車台数が200台以下の場合、全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200台を超える場合は、全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車スペース 案内	幅員	幅員は、350cm以上とする（乗降スペース込）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内	駐車スペース内に国際シンボルマークや乗降場所の斜線表示を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐輪場	必要に応じてバイクや電動スクーターの駐車スペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 屋外通路																				
幅員	主たる屋外通路は、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動線	施設利用者の動線には、屋外通路を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋外通路と車道を交差させる場合は、横断歩道を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周辺道路の歩道と屋外通路を接続させる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 施設内（玄関／通路（廊下）／スロープ）																				
(1) 玄関																				
幅員	80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玄関マット	利用者の多い施設は、1以上を120cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	埋め込み式等、段差のない玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通行に支障のない素材の玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 通路（廊下）																				
幅員	主たる通路（廊下）は、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壁	突起物を設けないようにし、やむを得ず設ける場合は鋭利な形状にしない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) スロープ																				
位置	目的の場所（出入口）の近くに設置する。整備が整わない施設については、構造上支障のない取り付け・取り外しが可能な簡易スロープを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
形状	幅員は、140cm以上（階段併設の場合は、120cm以上）とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	勾配は、1/12以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
屋根	高さ75cm以内ごとに、踏み幅150cm以上の踊り場を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全対策	利用者数が多い施設の屋外スロープには、屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	終始点には、150cm×150cm以上の水平なスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車いす等の脱輪を防ぐため、両側に5cm以上の立ち上がり又は壁面を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 昇降スペース（階段／エレベーター／エスカレーター）																				
(2) 階段																				
形状	回り階段でなく、直線階段とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	蹴上げや踏面の寸法を一定にする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内	段を識別しやすいように、段鼻と周囲の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つまずき防止のため、蹴込板を設置するとともに段鼻を突き出さない（蹴込は、2cm以下）ようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
階段の位置を知らせる案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
階段付近にエレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公共トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
(3) エレベーター																				
設置	エレベーターを設置する場合は、車いす対応エレベーターを1以上設置する。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
かごの広さ	幅100cm×奥行き135cm以上（建物の床面積が2,000㎡以上の場合、「かご」の床面積は、1.89㎡（140cm×135cm）以上）とする。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
乗り場周辺	扉の幅員は、90cm以上とする。 乗り場周辺は、車いすが回転できる150cm×150cm以上のスペースを設ける。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
案内・表示	エレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	「かご」の内部では、現在位置（階数）、停止予定階数を大きく表示する。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	「かご」の内部及び乗り場では、昇降方向を矢印等で大きく表示する。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	階数等のインジケーター（計数表示器）の表示点灯色は見やすい色とする。 利用者の多い施設のエレベーターは、各種音声案内装置を設置する。（「〇階です。」 「上へまいります。」「行き先ボタンを押してください。」「地震が発生しました。」等）	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
押しボタン（操作盤）	全 般	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	開閉ボタン	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	横型操作盤	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	乗り場のボタン	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
安全・防犯対策	高さは、床から100cm程度とする。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	「かご」の内部の照明は、明るくする。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	横型操作盤や乗り場ボタンの操作により、到着したときの扉の開放時間は、可能な限り長くする。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	「かご」の内部の操作盤には、インターホンを設置する。 「かご」の内部の扉の反対側の面に大型鏡を設置する。 「かご」と建物の床に段差を設けなくて、平坦にする。 利用者の多い施設の「かご」の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置する。	(A)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)

設置 ※(A)は必要に応じて設置。

6-3 個別空間																					
(1) トイレ																					
共通事項	小便器	低リップ（前方に張り出した受け部）式とする。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	大便器（腰掛便器）	腰掛便器を男女それぞれ1器以上設置する。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	荷物置き台・フック	便座の高さは、床から40～45cm程度とする。	(O)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	洗面コーナー	鏡は、斜めに設置するのではなく、できるだけ低い位置に設置する。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	出入口	洗面台の高さは、床から80cm程度とする。 トイレの中が見えないようにする。	(O)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	出入口	扉を設置する場合は、ひじ等でも開けられる形状で、開ける時は力がいらすゆっくり開まる扉とする。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	ペーパー	ワンハンドカット式とする。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
トイレ	その他設備	操作レバーやボタン等、操作が容易な水栓器具を設置する。 利用者の多い施設は、オストメイト対応設備を設置する。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	出入口	幅員は、80cm以上とする。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
		ブースの広さ	ブースの広さは、120cm×90cm以上とする。	(O)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	ブース	扉	鍵は、開閉しやすいものとする。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
		手すり	鍵は、緊急時に外部から開閉できるものとする。 幅員は、60cm以上とする。	(O)	(O)	(A)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	親子トイレ	簡易型多目的トイレの幅員は、80cm以上とする。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
	手すり	出入口近くの1以上の小便器及び腰掛便器ブースには、手すりを設置する。 利用者の多い施設は、男女それぞれのブース内に乳幼児用の椅子を1か所以上設置し、出入口扉にピクトグラム（絵文字）を設置する。	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	
個別機能を備えたトイレ	案内位置	個別機能を備えたトイレが設置されている場所が分かるように、案内板を設置する。	(B)	(O)	(B)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(C)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)		
	出入口	個別機能を備えたトイレを誰もが共用できる位置に1以上設置する。 幅員は、90cm以上とする。	(B)	(O)	(B)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(C)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)		
	広さ	引き戸とし、容易に開閉して通過できる構造とする。取っ手は棒状のハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。	(B)	(O)	(B)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(C)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)		
		便器	広さは、200cm×200cm以上とする。（150cm以上の円が内接できるスペースを確保する。） 個別機能を備えたトイレの広さは、下記（P59〈分散配置を考慮した個別機能を備えた便房〉を参考とする。）	(B)	(O)	(B)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(C)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)		
	手すり	正面からの移乗だけでなく、側面から移乗ができる場所に便器を設置する。 便器の両側に水平手すりまたはL字手すりを設置する。	(B)	(O)	(B)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(C)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)			
洗面コーナー	手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ65～70cm程度とする。 洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	(B)	(O)	(B)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(C)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)			

説明 ※(A)は幼児用を設置する場合は除く。
(B)は不特定の利用者がある箇所のみ。
(C)の個別機能を備えたトイレの設置については、30㎡未満及び農村公園は必須としない。

8 施設区分別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集會 場、公會 堂(公民 館、貸館 施設を含 む)	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他		
(3) 窓 口																						
受付カウンター		カウンターが複数ある場合は、異なる高さに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		立位用カウンターの高さは、床から90～100cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		座位用カウンターの高さは、床から75cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		カウンターの幅員は、80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全のため角を丸くする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記入関係 記載台		座位用並びに立位用の記載台を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		立位用記載台の高さは、床から90～100cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		座位用記載台の高さは、床から75cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		記載台の幅員は、80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		安全のため角を丸くする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
休憩・待合場所		利用者数に応じた十分なスペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ベビーカーを押す人や車いす利用者が利用しやすい通路幅とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) ベビーコーナー																						
広 さ		利用者の多い施設は、複数の保護者と乳幼児が、同時に利用できる広さのおむつ交換スペースと授乳スペースを設置する。また、その際は、哺乳台やおむつ交換スペースから授乳スペース内が見えないよう対策を講じる。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ						○	
		出入口は、中が見えにくい引き戸またはカーテンとする。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ							○
		ベビーカーが入れるように、出入口や通路幅を80cm以上とする。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ							○
		柵付きベビーベッドや長椅子を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ							○
備 品		手洗い場や換気扇を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ							○	
		各授乳スペースに使用中の表示を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ							○
説明 ※Ⓐは必要となった時対応できるよう計画しておくこと。 Ⓑは30㎡未満及び農村公園は必須としない。																						
(5) 店舗（食堂・売店等）																						
幅 員		出入口の幅員は、80cm以上とする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○								○	
		看板等の備品類は通行の妨げにならない場所に設置し、十分なスペースを確保する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
券売機		硬貨投入口に広い受け皿のある券売機とする。		○		○	○	○	○	○	○	○	○								○	
		ボタンには、点字を設置する。		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
(6) 浴室・シャワー室・脱衣室																						
共通事項	出入口	幅員は、80cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○									○	
		利用者の多い施設の幅員は、90cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
	その他設備	車いす利用者が利用可能な、浴室、シャワー、更衣室を設置し、十分な空間を確保する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
		レバー式等の操作が容易な水栓器具を使いやすい位置に設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
浴室 シャワー室	浴 槽	浴室、シャワー室、更衣室に椅子やベンチを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○									○	
		子どもや背の低い人に配慮し、浴槽内で着座するための水深の浅い部分を設ける。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
	水栓器具 備品	循環式の浴槽の場合、吸い込み口が身体や頭（髪の毛）等が吸い込まれない構造とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
		水栓器具は、給湯が高温で直接身体の方に湯が出ない構造とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
脱衣室		水栓器具は、ボディソープやシャンプーを使用しても滑りにくく、操作しやすい形状とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○									○	
		ロッカーや脱衣かご等は、子どもや車いす利用者に配慮した高さや形状とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○										○
説明 ※Ⓐは実態に応じて計画すること。																						
(7) 客席・観覧席・舞台・楽屋																						
共通事項	出入口	幅員は、80cm以上とする。										○									○	
		利用者の多い施設の幅員は、90cm以上とする。										○										○
客席 観覧席	車いす対応	車いす対応客席数を客席数全体の1/200以上設置する。										○									○	
		車いす対応スペースは、1台につき幅90cm以上、奥行き150cm以上とする。										○										○
	その他	タイヤ止めや手すり等の安全対策を図る。										○										○
		車いす対応スペースまでの通路幅は、140cm以上とする。										○										○
舞台・楽屋		客席は、長時間着座しても疲れにくい形状や素材とする。									○										○	
説明 ※○以外のカテゴリーの施設で設置する場合は、全ての項目が適合対象となる。																						
(8) 宿泊室																						
客 室		客室総数が50以上の場合は、障害者が円滑に利用できる客室を1以上設置する。																			○	
		出入口の幅員は、80cm以上とする。																				○
		移動空間の幅員は、80cm以上とする。																				○
		障害者が円滑に利用できる客室の移動空間の幅員は、90cm以上とする。																				○
		障害者が円滑に利用できる客室の床は、車いすの走行に支障のない素材または仕上げとする。																				
トイレ・浴室・洗面所		障害者が円滑に利用できる客室は、車いすの回転に支障のないように150×150cm以上のスペースを設ける。																				○
		障害者が円滑に利用できる客室は、車いす利用者が利用できる構造のトイレや浴室を設置する。																				○
		洗面台下の給湯配管でやけどをしないよう配慮する。																				○
説明 ※Ⓐは宿泊施設を併設する場合は、適合対象となる。																						

8 施設区分別整備基準（基本事項）

			①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集會 場、公會 堂(公民 館、貸館 施設を含 む)	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
6-4 情報・案内																					
(1) 案内標示																					
共通事項	標示 デザイン	表示すべき内容が容易に識別できるピクトグラム（絵文字）※等を用いる。 （※当該内容がJIS Z 8210またはISO規格等に定められているときは、これに適合するもの。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設置場所	だれも見やすく、視認できる高さに設置し、必要に応じて角度をつけるなどの工夫をする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色彩	高齢者、色覚障害者、近視、乱視等、視覚に障害がある人でも、識別できる配色とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文字や 絵による案内	文字	文字を大きくする。 文字の書体は、ゴシック体とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 音声案内																					
		利用者の多い施設の玄関、エレベーター、エスカレーター周辺等は、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、音声案内なども併せて設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 人的対応																					
総合案内		施設に入っすぐに分かる位置に設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
6-5 避難																					
(1) 警報装置																					
		非常放送設備を設置する。 利用者の多い施設の非常放送設備は、火災報知機と連動した自動放送設備とする。 利用者の多い施設は、光による警報装置を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 避難通路																					
幅員		避難通路の幅員は、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常扉・防火扉	幅員	幅員は、90cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	扉は容易に開閉できる構造とする。 開閉方法が分かりやすい扉とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常灯	警報装置等と連動して通路の照明を明るくする設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内		全体案内図に非常口の位置を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-1 雪対策																					
(2) 駐車場・屋外通路																					
共通事項	路面	雪が積もっても滑りにくい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋根	通行する人や車に、落下した雪が当たらない構造の屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車場	駐車スペース	車の雪を下ろすスペースを確保するため、2重の駐車ラインを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区分別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
6-1 全体共通																				
(1) 路面・床																				
素材・仕上げ	屋外の路面は、透水性（水を通す性能）のある舗装とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	騒音を防止する素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	掃除がしやすい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	万が一転倒した場合でも、衝撃の少ない素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	床が振動しないように、振動の伝わりにくい構造や素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	各部屋の入口と廊下の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建物の色と調和した色合いとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設を考慮した色合いとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝ふた	階段では、階段と踊り場を識別しやすいように、各々の床の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設が広い場合は、エリアごとに床の色を区別するなど、施設内のどこにいるのかが分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	温かみがあり、清潔感のある色とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	歩行者が通過する部分に設置する場合は、溝ふたのピッチは5mm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 視覚障害者誘導用ブロック																				
位置	敷設幅は、30cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エレベーター乗り場では、ボタンから30cm程度手前の位置に点状ブロックを敷設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色・仕様	エスカレーター乗降口のランディングプレートから30cm程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設するとともに、音声案内なども併せて設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色は、原則として黄色とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
説明		※(A)は利用者の動線を考慮し、必要箇所に設置すること(駐車場から玄関等の経路については、状況に応じて検討すること)。ただし、職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。 ◎は共用部分のみ。 ◎は利用者の状況を考慮し、突起物を設けなくても良い。																		
(3) 手すり																				
位置	手すりが2段の場合は、床から65cm程度と85cm程度の高さに手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手すりが1段の場合は、床から80cm程度の高さに手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エレベーターのかご内には、床から75cm程度の高さに手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	壁からの間隔は、5~6cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色・仕様	使いやすさ、つかみやすさに配慮した素材や形状とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	直径4cm程度（小児用は3cm程度）の太さの手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段やスロープの水平部分の手すりの長さは、45cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エスカレーター乗降口の水平部分の移動手すりの長さは、くし板から70cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
説明	エスカレーター乗降誘導の固定手すりの長さは、100cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手すりの端部は衣服の引っかかりを防止するため、下または壁側に折り曲げる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色をつけて分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	温かみのある素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 扉・出入口																				
仕様	扉は、自動ドアまたは引き戸とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	玄関には、両開きの自動ドアまたは引き戸を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	非常時に備え、自動ドアには手動式の外開き戸を併設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	引き戸は、敷居や溝のない上吊り式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドアハンドル	開き戸の場合は、扉の反対側が分かるように、床から60cm程度の位置を下端に、縦90cm程度、横20cm程度のガラス窓を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開き戸の場合は、扉が急に閉まらないように、ドアクローザー等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開き戸の場合は、扉と人がぶつからないように、床の色を変えるなど注意を促す。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドアの開き側の壁面に、開き側から45cm以上のスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各種スイッチ・コンセント	ガラス戸の場合は、扉があることを認識させるため、床から100~120cm程度と140~160cm程度の位置に、だれも見やすい色や模様等の目印を貼り付ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ガラス戸は、割れにくいものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	指つめ防止の配慮をする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	使用用途（会議室や事務室等）ごとに、扉の色を区別する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
光環境	床から80~90cm程度の高さに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色をつけて分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	各種スイッチの位置は、床から100cm程度の高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コンセントの位置は、床から50~100cm程度の高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
光環境	形の大きな押しやすいスイッチとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動感應式やホタルスイッチとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スイッチに色をつけて分かりやすくする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
光環境	エアコン等は、リモコン操作ができるようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	光源が直接見えない照明器具とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日射等でまぶしくならないように、庇やブラインドを設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集會 場、公會 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
(7) 備 品																				
椅子	休憩用の椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移動しやすい椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高さ調節することができる椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	幼児用の椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	和室には、座椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テーブル・机	下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子どもが利用できるように、踏み台等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆電話	低い位置に設置する電話台の高さは、75cm程度とし、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	荷物置き、杖立て、メモを取るスペース等を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話ダイヤルやプッシュボタンの中心位置は、床から90~100cm程度の高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動販売機	硬貨投入口に広い受け皿のある自動販売機を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金銭の返却や商品が出てきたことを音声等で知らせる機能の自動販売機を設置す 財布や取り出した商品等が乗せられる小さな台を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゴミ箱	捨てるゴミの種類が分かるように、サインを大きな文字で表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	主な通路等にゴミ箱を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ラック	分かりやすい色のゴミ箱を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子どもや車いす利用者が利用できる高さのラックを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水飲み器	踏み台を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高さは、床から70~80cm程度とする。 下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気扇・空調	部屋の広さに合った換気扇や空調を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	騒音が出ない換気扇や空調を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

6-2 移動空間																				
1 施設まで（交通手段／周辺道路）																				
(2) 周辺道路																				
車道	施設周辺の車道の幅員を十分確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	歩道と車道の境界の段差は2cmとするが、段差がなく、歩道と車道の境界が分かる構造が望ましい。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歩道	歩道の構造は、フラット方式またはセミフラット方式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 施設敷地内（駐車場／屋外通路）																				
(1) 共通事項（駐車場／屋外通路）																				
排水溝	排水能力の高い排水溝を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内	駐車場内や敷地入口に施設配置図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	環境	樹木を植栽し、日陰づくりと景観に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 駐車場																				
共通事項	駐車スペース	夜間でも駐車しやすいように、反射板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内	広い駐車場には、駐車した位置が分かるように看板等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	動線・誘導	満車になるケースを想定し、満車マークを用意する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車場	ゆったり 駐車場	駐車台数	全駐車台数が200台以下の場合、全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、 全駐車台数が200台を超える場合は、全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		駐車 スペース	幅員は、300cm以上とする（乗降スペース込）。 奥行きは、600cm以上とする。 乗降スペースは、90cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者等用 駐車場	駐車スペース	幅員は、300cm以上とする（乗降スペース込）。 奥行きは、600cm以上とする。 乗降スペースは、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
屋根	駐車スペースから玄関まで屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐輪場	屋根を設置する。 自転車用駐車ラックを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 屋外通路																				
幅員	利用者の多い施設は、180cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 施設内（玄関／通路（廊下）／スロープ）																				
(1) 玄関																				
幅員	90cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者の多い施設は、すべてを120cm以上とする。 扉の前後には、150cm×150cm以上の水平なスペースを設ける（開き戸の開く側は、200cm×200cm以上）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車寄せ	雨や雪が吹き込まない大きな屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乗降スペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玄関マット	端部をしっかりと固定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	吸水性の良い玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内	施設内外に玄関の位置を知らせる案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	玄関に開館時間を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備	風除室を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モニター付きのインターホンを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	入口の位置が分かるよう音声案内設備等を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移動することができる傘立を設置する（雨天時のみ利用するため）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者数を考慮した大きさの傘立を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者数を考慮して、ベビーカー（新生児用も考慮）や車いすを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者数を考慮して、下駄箱を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
靴を脱ぐ施設では、玄関で靴を履いたり、脱いだりするために椅子を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

8 施設区分別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
(2) 通路（廊下）																				
幅員	利用者が多い施設では、180cm以上とする。 通路の途中に180cm以上のスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壁・柱の角	壁や柱の角は隅切りするか、曲面とする。 曲がり角の先が見える工夫をする（コーナーミラーや壁に窓を設置する等）。 面取りを行わない場合は、角に保護材を設置する。 保護材は、壁の色と異なる色にするともに、樹脂やラバー製とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壁	床から10～35cm程度までの壁面は、車いす、ベビーカー、台車等が当たっても傷がつきにくい素材または仕上げとする。 体をこすっても安全な素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害物対策	視覚障害者に配慮し、やむを得ず高さ65cm以上の部分に突起物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とする。 消火器は、邪魔にならない場所に設置するか、壁埋め込み式とする。 貸出し用車いす、ベビーカー、台車等の収納スペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吹き抜け	吹き抜け部分の欄干の隙間から、子どもや物が落下しないようにする。 欄干部分が透明なアクリルやガラスの場合は、衝突防止サイン又はマークを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) スロープ																				
位置	遠回りにならないように、目的の場所（出入口）へ直接行けるように設置する。 距離が長くないように、できるだけ高低差の小さいところに設置する。 階段とスロープは、利用を選択することができるように併設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
形状	利用者の多い施設の幅員は、160cm以上（階段併設の場合は、140cm以上）とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 昇降スペース（階段／エレベーター／エスカレーター）																				
(1) 共通事項（階段／エレベーター／エスカレーター）																				
位置	階段、エレベーター、エスカレーターは、それぞれを近くに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 階段																				
形状	蹴上げは、16cm以下とする。 踏面は、30cm以上とする。 幅員は、150cm以上とする。 利用者の多い施設の幅員は、180cm以上とする。 階段の両側は、壁又は手すり壁とすることが望ましいが、手すり子形式の場合は、5cm以上の立ち上がりを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内	階段の手すりが、片方しか設置されていない場合、階段の位置を知らせる案内板に、手すりの設置側を表示する。 3階建て以上の施設は、階段の踊り場に階数を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) エレベーター																				
設置	2階建て以上の施設は、エレベーターを設置する。 すべてのエレベーターを車いす対応とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かごの広さ	利用者の多い施設の「かご」の床面積は、2.09㎡（135cm×160cm）以上とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乗り場周辺	利用者の多い施設の乗り場周辺は、180cm×180cm以上のスペースを設ける。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内・表示	エレベーターの操作に必要な表記は、和文、点字、英文等で表示する。 乗り場では、「かご」の現在位置（階数）を大きく表示する。 「かご」の内部及び乗り場周辺に、各階の施設案内を分かりやすく表示する。 エレベーターが複数ある乗り場では、到着するエレベーターを分かりやすく表示する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
押しボタン（操作盤）	全般	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
押しボタン（操作盤）	開閉ボタン	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
押しボタン（操作盤）	開閉ボタン	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
押しボタン（操作盤）	その他	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全・防犯対策	「かご」と建物の床との間隔は、2cm以下とする。 扉にガラス窓を設置する。 扉のガラス窓は防火ガラスとする。 「かご」の内部に防犯カメラを設置する。 「かご」の内部の主操作盤の上にバックミラーを設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		説明	※(A)は必要に応じて設置。																	
(4) エスカレーター																				
形状	幅員は、100cm以上とする。 階段につまずかないように、段鼻部と周囲の色を区別する。 乗り移りやすさを考慮し、踏み段の水平部分を3枚以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全対策	子どもの利用が多い施設には、柵等を設置する。 欄干にネットを取り付けて、物が落ちないようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他	
6-3 個別空間																					
(1) トイレ																					
共通事項	位置	安全・安心に考慮し、玄関から見える位置、ロビー、階段、エレベーターホールの近くに設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小便器	各階のトイレ位置を統一する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動水栓機能付とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小便器付近の面台は、荷物を置くことを考慮した高さや奥行きとする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大便器（腰掛便器）	トイレに、子ども用小便器を設置する。	(B)	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		掃除がしやすい形状のものとする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		便座は、洗浄機能付きの暖房便座とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		操作パネルを左右両側に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		操作パネルは、操作が分かりやすく、使いやすい形状とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	荷物置き台・フック	子ども用の補助便座を設置する。	(B)	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		擬音機能を設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		便房の広さを考慮した大きさの荷物置き台やフックを設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		床から60～65cm程度の高さに荷物置き台を設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベビーベッド	床から165～175cm程度の高さにフックを設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		荷物置き台は、必要に応じて、折りたたみ式や荷物落下防止用の柵等を設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		男女両方のトイレにベビーベッドを設置する。	(B)	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗面コーナー	2歳ぐらゐまで使える大きいサイズとする。	(B)	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		トイレ外にベビーベッドを設置する場合は、カーテンやついたてを置き、外から見えないようにする。	(B)	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3～4歳児の利用に配慮し、55cm程度の高さの洗面台を設置する。	(B)	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1以上の洗面台の両側に、手すりを設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		洗面台は、長めの蛇口やシンクを深くするなど、使いやすいものとする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ハンドル式の蛇口には、滑り止めを付ける。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		荷物を置いたり、杖を立てたりできるようにする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		水栓器具は、自動感应式かレバー式とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		扉を設置する場合は、反対側に人がいることが分かる扉とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ペーパーホルダー		トイレトペーパーの補充が、容易なものとする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常呼出ボタン	左右両側に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	すべての便器付近に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
照明スイッチ	だれもが押しやすい位置に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	設置位置や使用方法等を分かりやすく表示する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他設備	転倒したときのことを考慮した機能とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	トイレの内外に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	トイレの照明スイッチの位置を統一する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	操作ボタン、ペーパーホルダー、非常呼出ボタン等を使いやすい位置に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
トイレ	出入口	利き手に関係なく使用できるようにする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		使用中の表示を見やすい位置に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブース	汚物入れを設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		幅員は、90cm以上とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		用具入れは、トイレの奥またはトイレの外に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	間仕切り	腰掛便器のブースは、手前に設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ブースの広さは、120cm×120cm以上とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		トイレの広さに余裕があれば、簡易型多目的トイレを設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		幅員は、65cm以上とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大便器	簡易型多目的トイレの幅員は、90cm以上とする。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
扉と床の隙間が少ないものとする。		○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
手すり	腰掛便器や和式便器をバランスよく設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	女性用トイレには、便器を多く設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
洗面コーナー	すべてのブース内に手すりを設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	洗面台を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。	○	○	(A)	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
親子トイレ	ベビーカーが入る広さのブースとする。	(B)	○	(B)	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	乳幼児用の椅子は、座った乳幼児が扉や鍵に手が届かない位置に設置する。	(B)	○	(B)	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	また、上下2か所に設置するなど位置に配慮する。	(B)	○	(B)	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
親子トイレ	男性用トイレの小便器付近に乳幼児用の椅子を設置する。	(B)	○	(B)	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	着替え用マットを設置する。	(B)	○	(B)	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

8 施設区分別整備基準（推奨事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集會 場、公 堂(公 民館、 貸館 施設を 含む)	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施 設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポ ーツ施 設	⑪博物 館、美 術館、 図書 館	⑫事務 所等	⑬公衆 ト イレ	⑭共同 住 宅	⑮工場 等	⑯駐 車 場	⑰-1公 共 用 歩 廊	⑰-2バ ス 停	⑰-3そ の 他	
個別機能を 備えたトイレ	案内	利用者の状況に応じて、分散配置を考慮した個別機能を備えた便所を適切に設け、機能を分散化し、誰でもが共用できるよう配慮すること。 機能の内容(車いす対応、オストメイト対応、ベビーベッドの設置等)に応じたピクトグラム(絵文字)を設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	位置	内部の配置が分かるように、入口に配置図(触知図)を設置する。 便所総数が200以下の場合、便所総数に1/50を乗じて得た数以上とし、便所総数が200を超える場合は、便所総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。 男女別のトイレの近くに設置する。 男女別のトイレと分けて設置する場合は、個別機能を備えたトイレの案内板を設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	出入口	幅員は、100cm以上とする。 自動ドアとする。 車いすに乗ったままでも開閉しやすい位置にドアハンドルや鍵を設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	広さ	スペースが十分取れる場合は、220cm×220cm以上とする 便所の出入口前には、車いすが回転できる150cm×150cm以上のスペースを設ける。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	便器	車いす利用者が利用しやすいよう、便器下部にスペースを設ける。 操作ボタンは、車いすからの移乗や回転等の邪魔にならない位置に設置する。 操作ボタンは、利用しやすい位置に配置するとともに、使用方法を表示する。 自動洗浄の場合には、介助者にセンサーが過敏に反応しないようにする。 自動開閉式の便座とする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	手すり	片側の手すりは、可動式とする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	その他設備	大人も利用できる大型ベッドを設置する。 便所と介助者のスペースを分けるカーテンを設置する。 着替え用マットを設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	説明		※(A)は介助の状況に応じて検討する。 ◎は不特定の利用者がある箇所のみ。 ◎の個別機能を備えたトイレの設置については、30㎡未満及び農村公園は必須としない。																		
	(2) 会議室等																				
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 窓 口																					
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
受付カウンター		立位用カウンターには、車いす利用者が利用できる座位用カウンターを併設する。 立位用カウンターには、手すりを設置する。 杖や傘を立てかけられるようにする。 近づきやすく、温かいイメージを受ける形状とする。 カウンターを壁と異なる色とする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
記入関係	記載台	座位用の記載台には、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。 プライバシー保護のため、記載台についたてを設置する。 杖や傘を立てかけられるようにする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
周辺環境		隣の様子等が見えない大きさのついたてを設置する。 相談内容に応じて対応できる個室を設置する。 各階の案内図や職員の配置図等を設置する。 大きな掲示スペース等を設置する。 文字等が見やすいよう、カウンターの明るさを確保する。 机などを効率よく配置することで、通路に十分なスペースを確保する。 通路や窓口に背を向けて座らないよう机を配置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(4) ベビーコーナー																					
		(A)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
位置		防犯や安全対策として、職員等の目が届く位置に設置する。 コピー機等の事務機器を近くに置かないようにする。	(A)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
出入口・通路		出入口や通路幅は、90cm以上とする。	(A)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
備品		出入口に、幼児用の飛び出し防止用の柵を設置する。 緊急通報装置を設置する。	(A)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
説明		※(A)は必要となった時対応できるよう計画しておくこと。 ◎は30㎡未満及び農村公園は必須としない。																			
(5) 店舗(食堂・売店等)																					
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
幅員		出入口の幅員は、90cm以上とする。 店舗内の通路の幅員は、140cm以上とする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
陳列品・値札		通行の支障にならない位置に配置する。 子どもや車いす利用者にも商品が選びやすい高さ(床から45~100cm程度)や形状の陳列棚とする。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
販売(レジ)カウンター		高さは、床から90~100cm程度とする。 下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。 利用者側に財布等が乗せられる小さな台を設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
券売機		硬貨投入口、ボタン、取り出し口は、床から45~100cm程度の高さに設置する。 財布や取り出した券などが乗せられる小さな台を設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
備品		幼児用の椅子を用意する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
トイレ		食堂付近にトイレを設置する。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

8 施設区別整備基準（推奨事項）

			①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他	
(6) 浴室・シャワー室・脱衣室																						
共通事項	出入口	幅員は、90cm以上とする。 利用者の多い施設の幅員は、120cm以上とする。 開き戸にする場合は、ドアの開閉を補助する手すりを設置する。	(A)	○	(A)	○				○	○	○		○							○	
	安全・防犯対策	防犯面に配慮した構造や設備にする。 脱水症状にならないように、水飲み器や自動販売機等を設置する。	(A)	○	(A)	○				○	○	○		○							○	
	その他設備	腰掛台やベンチ等の高さは、車いすの座面の高さに合わせて40～45cm程度とする。	(A)	○	(A)	○				○	○	○		○							○	
浴室 シャワー室	浴槽	浴槽の深さは、50cm程度とする。 浮遊防止用の手すりを設置する。 浴槽へ移乗するため、身体を回転させることを考慮した素材または仕上げの移乗台を設置する。	(A)	○	(A)	○				○	○	○		○							○	
	水栓器具・備品	耐水仕様の車いすを用意する。 洗い場に椅子を設置する場合は、高さの違うものを設置する。	(A)	○	(A)	○				○	○	○		○							○	
			説明 ※(A)は実態に応じて計画すること。																			
(7) 客席・観覧席・舞台・楽屋																						
共通事項	出入口	幅員は、90cm以上とする。 利用者の多い施設の幅員は、120cm以上とする。					○					○		○							○	
	座席	前席の人が鑑賞の妨げとならないように座席を配置する。 車いす対応スペースは、1台につき幅150cm以上、奥行き150cm以上とする。					○					○		○							○	
客席・観覧席	車いす対応	車いす利用者が車いすから座席に移乗できる座席を設置する。 車いす利用者が場所を選択できるように、複数箇所にスペースを設ける。					○					○		○							○	
		車いす対応スペースに、介助者用の座席を設置する。					○					○		○								○
舞台・楽屋		楽屋や舞台は、車いすでも移動できるようにする。 楽屋内は、車いす利用者の使用に配慮した、化粧台や更衣室とする。					○					○		○							○	
			説明 ※○以外のカテゴリーの施設で設置する場合は、全ての項目が適合対象となる。																			
(8) 宿泊室																						
客室	客室	客室総数が200以下の場合、客室総数に1/50を乗じて得た数以上とし、客室総数が200を超える場合は、客室総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の障害者が円滑に利用できる客室を設置する。								○	(A)										○	
		出入口の幅員は、90cm以上とする。 移動空間の幅員は、120cm以上とする（障害者が円滑に利用できる客室も含む）。								○	(A)											○
ベッドまわり	ベッドまわり	ベッドの高さは、40～45cm程度とする。 ベッド側面には、150cm以上の幅員を設ける。								○	(A)										○	
		手すりは必要ときに取付ができるように、着脱式のものとする。								○	(A)											○
トイレ・浴室・洗面所	トイレ・浴室・洗面所	便器は腰掛便器とする。 高齢者や障害者が1人で利用することも想定し、緊急時に対応できる設備を設置する。								○	(A)										○	
安全対策	安全対策	高齢者や視覚、聴覚障害者が1人で利用することも想定し、インターホンや表示灯を設置する。								○	(A)										○	
その他設備	その他設備	机は車いすのアームレストやフットレストが当たらないものを設置する。 室内の設備等は、着座状態から利用できるものとする。								○	(A)										○	
			説明 ※(A)は宿泊施設を併設する場合は、適合対象となる。																			
(9) その他																						
湯沸室	湯沸室	流し台は、車いすでも利用できる高さとする。 流し台の下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		水栓器具はレバー式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-4 情報・案内																						
(1) 案内標示																						
共通事項	設置場所	遠くから見る吊下型や突出型サインの高さは、サインの下端を床から240cm程度とする。 近距離から見る壁付型サインの高さは、サインの上端を床から220cm程度、サインの中心位置を床から135cm程度とする。 施設全体の案内板をすべての玄関に設置する。 各階のエレベーター前や階段の踊り場に、各階の案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		文字と下地の明度差は5以上とする。 周囲の風景に考慮した色彩とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		案内板は、やさしい日本語や多言語で表記する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		案内板が見やすい明るさを確保する。 すべての案内板に点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		なるべく大きな案内図を設置する。 用途によって案内図を色分けする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図による案内	標示・デザイン	音声や視覚で知らせる案内図を設置する。 現在地が分かりやすく、トイレ、動線（階段、エレベーター等）、目的地の位置等が把握できるような案内図を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		見る人の立ち位置と施設の向きが合った案内図を設置する。 案内板のデザイン（書体、色、材質等）を統一する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文字や 絵による案内	標示・デザイン	文字による表記は最低限に抑える。 ピクトグラム（絵文字）や矢印と文字の配置方法を統一する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		遠くから見るサインは、太めの書体とし、近くで見るものや抜き文字の場合は、やや細めの書体とする。 文字間隔を広くとる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 人的対応																						
総合案内	総合案内	総合案内板等を見ながら説明できる位置に設置する。 総合案内は明るくし、目立つようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		どこに総合案内が設置されているかを音声案内や視覚障害者誘導用ブロックで知らせる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		総合案内には、手話通訳者の配置やタブレット、指差しボードの設置など、聴覚に障害のある人等にも配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区分別整備基準（推奨事項）

①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
------	-------	---------	-------	-----------------------	-------	----------	-------	-------	---------	--------------	-------	--------	-------	------	------	----------	--------	--------

6-5 避難																			
(1) 警報装置		多言語による非常放送設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 避難誘導装置		非常誘導灯は、腰の高さくらいに設置するか床に埋め込むタイプとする。 光や多言語音声案内による避難誘導装置を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 避難通路																			
玄関	幅員	避難時に備え、自動ドアには、手動式の外開き戸を併設する。 利用者の多い施設の避難通路の幅員は、180cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常扉・防火扉		外部へ出る扉は外開き戸とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内		他のサインと区別できる見やすくする。 非常口の案内が見えにくくなるようなサインを周辺に設置しない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

7-1 雪対策																				
(2) 駐車場・屋外通路																				
共通事項	路面	透水機能（水を通す機能）のある舗装とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		凍結の影響を受けにくい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋根	積雪や凍結により通行が困難な場所については、ロードヒーティング等の凍結防止設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		十分な堆雪スペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝等	屋外通路やスロープに屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	雪の影響を考慮した構造の屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
駐車場	駐輪場	排水能力の高い排水溝を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		流雪溝を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 玄関・通路（廊下）																				
玄関	車寄せ	雪や雨が吹き込まない大きな屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雪に反応して開かない自動ドアにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	玄関マット	吸水性の良い玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雪が積もっても滑りにくい玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設備	風除室を設置し、コートや長靴等に付着した雪が払えるようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
雪や雨が吹き込まない用いを設置する。 コートや長靴等に付着した雪を払える設備（ブラシや風圧で雪を飛ばす装置等）を設置する。 利用者数を考慮した大きさの傘立を設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

9 法律や条例との対照（数値基準）

項目	本 指 針		バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準 (建築物移動等円滑化誘 導基準)	新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル 整備基準 (目標となる基準または配慮 すべき基準)
	基 本	推 奨		
◆6-1 全体共通				
(1) 路面・床				
スロープの勾配	1/12以下 屋外1/15以下 歩道内1/20以下		1/12以下 (屋外1/15以下)	1/12以下 (屋外1/15以下)
排水溝ふた	ピッチ10mm以下	歩行者通行部分 ピッチ5mm以下		
(2) 視覚障害者誘導用ブロック				
敷設幅		30cm以上		(30cm以上)
敷設方法	階段	終始点から15～ 30cm程度		(終始点から15～ 30cm程度)
	エレベーター	乗り場のボタンから 30cm程度手前		
	エスカレーター	乗降口のランディン グプレートから30cm 程度		(乗降口のランディン グプレートから30cm 程度)
敷設幅		30cm以上		(30cm以上)
輝度比		2.0以上		(2.0以上)
(3) 手すり				
高さ	2段	低	65cm程度	(65cm程度)
		高	85cm程度	(85cm程度)
	1段	80cm程度	(80cm程度)	
エレベーター内の手すりの高さ		75cm程度		(75～85cm程度)
壁からの間隔		5～6cm程度		(5～6cm程度)
太さ		4cm程度(小児用3cm 程度)		(4cm程度(小児用 3cm程度))
階段やスロープの水平部分の長さ		45cm以上		(45cm以上)
エスカレーターの移動手すりの長さ		くし板から70cm程度		(くし板から70cm程 度)
エスカレーターの固定手すりの長さ		100cm以上		(100cm以上)
(4) 扉・出入口				
開き戸のガラス窓の位置・大きさ		床から60cm程度の位置を下端に、縦90cm程度、横20cm程度		(床から60cmの位置を下端に、縦90cm、横20cm程度)
開き側の壁面の広さ		45cm以上		
ガラス戸に貼る目印の高さ		下：100～120cm程度 上：140～160cm程度		
自動ドア開閉時間	可能な限り長く			
ドアハンドル		80～90cm程度		(90cm程度)
(5) 各種スイッチ・コンセント				
スイッチの位置		100cm程度		(35～110cm)
コンセントの位置		50～100cm程度		(35～110cm)

項目	本 指 針		バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準 (建築物移動等円滑化誘 導基準)	新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル 整備基準 (目標となる基準または配慮 すべき基準)
	基 本	推 奨		
(7) 備 品				
テーブル・机下部のス ペース		高さ70cm程度、奥行 き45cm程度		カウンター高さ75cm 程度(車椅子用は70~ 80cm、奥行45cm程 度)、幅80cm以上
設置する高さ		75cm程度		(70cm前後)
公衆 電話	電話台下部のス ペース	高さ70cm程度、奥行 き45cm程度		(高さ65cm程度、奥 行き45cm程度)
	ダイヤル・プッシュ ボタンの中心位置の 高さ	90~100cm程度		(90~100cm)
自動販売機操作部分の高さ	45~125cm程度			(45~125cm程度)
器水 飲 高 さ		70~80cm程度		
み 下部のスペース		高さ70cm程度、奥行 き45cm程度		
◆ 6-2-1 移動空間 (施設まで)				
(2) 周辺道路				
歩 道	幅 員	200cm以上		200cm以上
	段 差	2cm		2cm
◆ 6-2-2 移動空間 (施設敷地内)				
(2) 駐車場				
駐車スペース	幅員	250cm以上(乗降ス ペース込)		
ゆ っ た り 駐 車 場	駐車台数	全駐車台数 200以下：駐車台数 ×1/50以上 200超：駐車台数× 1/100+2以上		
	幅員		300cm以上(乗降ス ペース込)	
	奥行き		600cm以上	
	乗降スペース		90cm以上	
障 害 者 等 用 駐 車 場	駐車台数	全駐車台数 200以下：駐車台数 ×1/50以上 200超：駐車台数× 1/100+2以上	車椅子使用者用駐 車施設を1以上設 ける	障害者等用駐車場を1 以上設ける
	幅員		(全駐車台数 200以下：駐車台数 ×1/50以上 200超：駐車台数× 1/100+2以上)	(全駐車台数 200以下：駐車台数× 1/50以上 200超：駐車台数× 1/100+2以上)
	奥行き		350cm以上	350cm以上
	乗降スペース		600cm以上	
			140cm以上	
(3) 屋外通路				
幅員	利用者の多い施設	140cm以上	120cm以上 (180cm以上)	120cm以上 (180cm以上)
		180cm以上		

項目	本 指 針		バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準 (建築物移動等円滑化誘 導基準)	新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル 整備基準 (目標となる基準または配慮 すべき基準)
	基 本	推 奨		

◆ 6-2-3 移動空間 (施設内)

(1) 玄関				
幅員	80cm以上	90cm以上	80cm以上	80cm以上
利用者の多い施設	1以上を120cm以上	すべてを120cm以上	(1以上を120cm以上、他のものは90cm以上)	(1以上を120cm以上、他のものは90cm以上)
扉前後のスペース		150×150cm以上 開き戸側は200×200cm以上		(140×140cm以上)

(2) 通路 (廊下)

幅員	140cm以上		120cm以上 (180cm以上)	120cm以上 (180cm以上)
利用者の多い施設		180cm以上		
通路途中のスペース		180cm以上	(140cm以上)	(140cm以上)
壁 当たり(キックプレート)の高さ		10~35cm程度		(15~35cm程度)
突起物の突き出し部分の長さ		高さ65cm以上の部分に設けるときは10cm以下		(高さ65cm以上の部分に設けるときは10cm以下)

(3) スロープ

幅員	140cm以上 (階段併設：120cm以上)		120cm以上 階段併設：90cm以上	120cm以上 階段併設：90cm以上
利用者の多い施設		160cm以上 (階段併設140cm以上)	(150cm以上) (階段併設120cm以上)	
勾配	1/12以下		1/12以下	1/12以下
途中の平坦部の広さ	高さ75cm以内ごとに150cm以上		高さ75cm以内ごとに150cm以上	高さ75cm以内ごとに150cm以上
終始点の広さ	150×150cm以上			
脱輪防止の立ち上がりの高さ	5cm以上			(5cm以上)

◆ 6-2-4 移動空間 (昇降スペース)

(2) 階 段

蹴 込	2cm以下			(2cm以下)
蹴上げ		16cm以下	(16cm以下)	(16cm以下)
踏 面		30cm以上	(30cm以上)	(30cm以上)
幅員		150cm以上		(140cm以上)
利用者の多い施設		180cm以上	(140cm以上)	
立ち上がりの高さ		5cm以上		(5cm以上)

項目	本 指 針		バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準 (建築物移動等円滑化誘 導基準)	新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル 整備基準 (目標となる基準または配慮 すべき基準)
	基 本	推 奨		
(3) エレベーター				
かごの広さ	幅 100cm × 奥行き 135cm以上		奥行き135cm以上	幅 100 × 奥行き 135cm以上
建築面積2,000㎡以上	1.89 m ² (140 cm × 135cm)以上		幅140cm以上	140cm × 135cm以上
利用者の多い施設		2.16 m ² (135 cm × 160cm) 以上	(幅160cm以上)	(2.16㎡以上)
扉の幅員	90cm以上		80cm以上	80cm以上
乗り場周辺の広さ	150×150cm以上		幅及び奥行き 150cm以上	150×150cm以上
利用者の多い施設		180×180cm以上		
押し閉ボタンの高さ	100cm程度			(100cm程度)
し横型操作盤の高さ	100cm程度			(100cm程度)
ボタ乗り場のボタンの高 タさ	100cm程度			(100cm程度)
かごと建物の床との間隔		2cm以下		(3cm以下)
扉の開閉時間(横型操作 盤、乗り場ボタンによる 操作の場合)	可能な限り長く			(通常よりも長く)
(4) エスカレーター				
幅員		100cm以上		80cm以上
水平部分の広さ		3枚以上同一平面上		3枚以上同一平面上

項目	本 指 針		バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準 (建築物移動等円滑化誘 導基準)	新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル 整備基準 (目標となる基準または配慮 すべき基準)
	基 本	推 奨		

◆ 6-3 個別空間

(1) トイレ					
共通事項	大便器の高さ	40~45cm			(40~45cm)
	小便器	低リップ式		床置き式、壁掛式(受 け口の高さ35cm 以下)	
	荷物置き台・フック の高さ		台：60~65cm程度 フック：165~ 175cm程度		
	洗面台	高さ 下部のスペース 高さ(子ども用)	80cm程度 高さ70cm程度、奥行 き45cm程度 55cm程度		(80cm以下) (高さ60cm以上)
トイレ	出入口の幅員	80cm以上	90cm以上	80cm以上	80cm以上
	ブ ー ス	広 さ 扉の幅員 簡易型トイレの 扉の幅員	120×90cm以上 60cm以上 80cm以上	120×100cm以上 65cm以上 90cm以上	
	個別機能を備えた トイレ	1以上設置	便房総数 200以下：総数× 1/50以上 200超：総数× 1/100+2以上	1以上設置(車椅子 使用者用) (便房総数 200以下：総数× 1/50以上 200超：総数× 1/100+2以上)	1以上設置(多目的) (便房総数 200以下：総数× 1/50以上 200超：総数× 1/100+2以上)
	出入口の幅員	90cm以上	100cm以上		80cm以上
	広 さ	150cm以上の円が内 接でき、200× 200cm以上	220×220cm以上		(150cmの円が内接 でき、200×200cm を標準)
	出入口前の空間		150×150cm以上		(140×140cm)
	手すりの高さ	65~70cm程度			(65~70cm)
	洗面台下部のスペース	高さ70cm程度、奥行 き45cm程度			(高さ60cm以上)
(3) 窓 口					
夕受 1付 カウ ン	高さ(立位用)	90~100cm程度			
	高さ(座位用)	75cm程度			(70~80cm)
	幅 員	80cm以上			80cm以上
	下部のスペース	高さ70cm程度、奥行 き45cm程度			(高さ65cm程度、奥 行き45cm程度)
記 載 台	高さ(立位用)	90~100cm程度			
	高さ(座位用)	75cm程度			(70~80cm)
	幅 員	80cm以上			80cm以上
	下部のスペース		高さ70cm程度、奥行 き45cm程度		(高さ65cm程度、奥 行き45cm程度)
(4) ベビーコーナー					
出入口・通路の幅員	80cm以上	90cm以上	80cm以上	80cm以上	

項目	本 指 針		バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準 (建築物移動等円滑化誘 導基準)	新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル 整備基準 (目標となる基準または配慮 すべき基準)
	基 本	推 奨		
(5) 店舗 (食堂・売店等)				
出入口の幅員	80cm以上	90cm以上		80cm以上
店舗内通路幅員		140cm以上		
陳列棚の高さ		45~100cm程度		
販売 (レジ) カウンター の高さ		90~100cm程度		
販売 (レジ) カウンター 下部のスペース		高さ70cm程度、奥行 き45cm程度		(高さ65cm程度、奥 行き45cm程度)
券売機の硬貨投入口・ポ タン等の高さ		45~100cm程度		(45~125cmの範囲 内)
(6) 浴室・シャワー室・脱衣室				
事共 出入口の幅員	80cm以上	90cm以上	(80cm以上)	80cm以上(90cm以上)
項通 利用者の多い施設	90cm以上	120cm以上		
腰掛台・ベンチ等の高さ		40~45cm程度		(40~45cm程度)
浴槽の深さ		50cm程度		(50cm程度)
(7) 客席・観覧席・舞台・楽屋				
事共 出入口の幅員	80cm以上	90cm以上	80cm以上	80cm以上
項通 利用者の多い施設	90cm以上	120cm以上		
車いす対応客席数	客席数×1/200以上			客席数×1/200以上
客席・観覧席の車いす対 応スペース	幅90cm以上、奥行き 150cm以上	幅150cm以上、奥行 き150cm以上		幅90cm以上、奥行き 150cm以上
通路幅	140cm以上			(120cm以上)
(8) 宿泊室				
障害者が円滑に利用できる 客室数	客室総数が50以上の 場合は1以上	全客室数 200以下：客室数× 1/50以上 200超：客室数× 1/100+2以上	客室総数が50以 上の場合、客室 総数の1/100を乗 じた数	(全客室数 200以下：客室数× 1/50以上 200超：客室数× 1/100+2以上)
出入口の幅員	80cm以上	90cm以上	80cm以上	80cm以上
移動空間の幅員	80cm以上	120cm以上		
障害者が円滑に利用できる客室	90cm以上	120cm以上		
車いす回転スペース	150×150cm以上			(直径150cm以上)
ベッドの高さ		40~45cm		(40~45cm)
ベッド側面スペース		150cm以上		(140cm以上)
(9) その他				
室湯 流し台下部のスペー ス		高さ70cm程度、奥行 き45cm程度		

◆ 6-4 情報・案内

(1) 案内標示

共通事項	遠くから見るサイン下端の高さ		240cm程度		
	見近するサイン上 端の高さ		220cm程度		
	ツライプ中 心位置の 高さ		135cm程度		
	文字と下地の 明度差		5以上		

◆ 6-5 避難

(3) 避難通路

幅員	140cm以上			
利用者の多い施設		180cm以上		
非常扉・防火扉幅員	90cm以上			

注) 網掛けは、国・県の基準より厳しい基準、または、国・県に規定されていない基準。

10 参考資料

◆参考資料

【財団】

- ・ひと目でわかるシンボルサイン [標準案内用図記号ガイドブック]
(交通エコロジー・モビリティ財団)

【社会福祉協議会】

- ・新潟市社会福祉協議会 「おもいやりのひとかき運動」(P78)

【国】

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
(令和3年3月発行 国土交通省)
- ・パーキング・パーミット制度事例集
(平成31年3月 国土交通省)

【都・県】

- ・ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針
- ・千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針
- ・東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル(建築物編)
- ・熊本県ユニバーサルデザイン建築ガイドライン
- ・新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル(平成28年10月改正版)
- ・新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針

【市】

- ・浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針

【提言書】

- ・上越市市民プラザのユニバーサルデザイン化に向けた提言書
(上越市ユニバーサルデザイン検討委員会)
- ・上越市役所のユニバーサルデザイン化に向けた提言書
(ユニバーサルデザインに関する職員研究グループ)